昭27.4.30.

官報

主要目次

最高裁判所規則
○公職に関する就職禁止、退職等に関する命令、政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する命令及び教職員の除去、就職禁止等に関する命令違反被告事件等の審判の特例に関する規則を廃止する規則　五六九頁

省令
○厚生省組織規程の一部改正　五六九
○食糧管理法施行規則の一部改正　五六九
○海上保安庁組織規程の一部改正　五六九
○海上警備隊組織規程　五七〇
○海難審判理事所組織規程　五七一

告示
○地方税法第三百八十九條第一項第一号の償却資産指定　五七二
○地方税法第三百八十九條第一項第二号の償却資産指定　五七七
○ドイツ財産管理令により、三国がドイツ財産について行為については、同令第五條第四項に規定する報告の義務等を免除する件　五八二
○昭和二十六年総理府、大蔵省告示第一号等廃止　五八二
○禁猟区の一部廃止　五八二
○農業委員会施設補助金交付規程の一部改正　五八二
○食糧管理法施行規則に基き昭和二十七年農林省告示第四十号の一部改正　五八二
○熱管理に関する第一回長期研修の時期、場所等　五八二
○セメントの分析試験料の統制額指定の件廃止　五八三
○文化財保護法により史蹟を仮指定（福岡県）　五八三
公共企業体事項
○鹿児島本線及び水郡線に停車場設置　五九〇
総理府公告
○公益事業委員会公告第九号　五九二

最高裁判所規則

◉最高裁判所規則第十二号

公職に関する就職禁止、退職等に関する命令、政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する命令及び教職員の除去、就職禁止等に関する命令違反被告事件等の審判の特例に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日　最高裁判所

公職に関する就職禁止、退職等に関する命令、政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する命令及び教職員の除去、就職禁止等に関する命令違反被告事件等の審判の特例に関する規則を廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　田中耕太郎

省　令

◉厚生省令第十二号

厚生省組織規程（昭和二十四年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三十日　厚生大臣　吉武　恵市

第二條第一項中「広報渉外課」を「広報連絡課」に改める。

第六條を次のように改める。

（広報連絡課の事務）

第六條　広報連絡課においては、厚生省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　所管行政に関する広報事務を行うこと。

二　世界保健機関（W・H・O・）その他国際機関、国際会議等に関する連絡事務を行うこと。

第九十六條を次のように改める。

（内部組織）

第九十六條　国立栄養研究所に庶務課及び左の六部を置く。

栄養生理部
栄養化学部
食品化学部
応用食品部
栄養改善部
調査統計部

第九十八條から第百四條までを次のように改める。

（栄養生理部の事務）

第九十八條　栄養生理部においては、代謝及び栄養生理に関することをつかさどる。

（栄養化学部の事務）

第九十九條　栄養化学部においては、栄養生化学及び栄養病理に関することをつかさどる。

（食品化学部の事務）

第百條　食品化学部においては、食品分析、栄養素化学その他食品化学に関することをつかさどる。

（応用食品部の事務）

第百一條　応用食品部においては、有用微生物の生態、病態及びその応用並びに食品の加工及び貯蔵その他食品の応用に関することをつかさどる。

（栄養改善部の事務）

第百二條　栄養改善部においては、調理、栄養経済、厨房科学及び附属圃場その他食生活の改善に関することをつかさどる。

（調査統計部の事務）

第百三條　調査統計部においては、栄養及び食生活の調査、統計資料の作製並びに栄養の指導及び相談に関することをつかさどる。

第百四條　削除

別表第五(一)国立結核療養所の表中国立帯広療養所、国立岩手療養所、国立秋田療養所、国立新潟療養所、国立松本療養所、国立療養所日野荘、国立広島療養所、国立鳥取療養所、国立高松療養所、国立療養所屋形原病院、国立佐賀療養所及び国立療養所豊福園の各項の次に、それぞれ、「国立弟子屈療養所」「北海道川上郡弟子屈町」、「国立陸中療養所」「岩手県稗貫郡湯本村」、「国立道川療養所」「秋田県由利郡道川村」、「国立小千谷療養所」「新潟県北魚沼郡小千谷町」、「国立御母家療養所」「長野県東筑摩郡里山辺村」、「国立療養所長良荘」「岐阜県岐阜市長良」、「国立療養所畑賀病院」「広島県安芸郡畑野村」、「国立浜村療養所」「鳥取県気高郡浜村町」、「国立三豊療養所」「香川県三豊郡比地中村」、「国立療養所福岡厚生園」「福岡県福岡市屋形原」、「国立武雄療養所」「佐賀県杵島郡武雄町」及び「国立戸馳療養所」「熊本県宇土郡戸馳村」を、「国立石川療養所の項の次に「国立療養所金沢若松園」「石川県河北郡浅川村若松」及び「国立七尾療養所」「石川県七尾市松百町」を、「国立療養所山陽荘の項の次に「国立湯田療養所」「山口県山口市」及び「国立埴生療養所」「山口県厚狭郡生田村字埴生」を加え、国立療養所兵庫病院、国立三朝温泉療養所及び国立小浜温泉療養所の名称をそれぞれ国立青野原療養所、国立三朝療養所及び国立小浜療養所に改める。

別表第六国立結核療養所分院の表中国立弟子屈療養所、国立花巻温泉療養所、国立道川療養所、国立小千谷療養所、国立御母家療養所、国立療養所金沢若松園、国立七尾療養所、国立療養所長良荘、国立浜村療養所、国立療養所畑賀病院、国立湯田温泉療養所、国立埴生療養所、国立三豊療養所、国立療養所福岡厚生園、国立武雄療養所及び国立戸馳療養所の各項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

◉農林省令第三十一号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第九條第一項の規定に基き、食糧管理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日　農林大臣　広川　弘禅

食糧管理法施行規則の一部を改正する省令

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第十六條中「前條の生産者から同條の委任を受けた者。」を「前條の生産者から政府に売り渡すべき旨の委託を受けた指定業者又は指定業者に委託して政府に売り渡すべき旨の委任を受けた者。」に改める。

附　則

この省令は、昭和二十七年五月一日から施行する。

◉運輸省令第二十一号

海上保安庁組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日　運輸大臣　村上　義一

海上保安庁組織規程の一部を改正する省令

海上保安庁組織規程（昭和二十五年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

毎日文庫
明治二十五年三月三日第三種郵便物認可

第二條中「十課」を「五課」に、「政務課 秘書課 人事課」を「政務課 秘書課 人事課 経理課 福祉課 教養課」に改める。

需品課 契約課 用度課 施設課」を「需品課 契約課 福祉課」に改める。

第三條第九号の次に次の一号を加える。

十 海難審判理事所及び海難審判理事官の事務に関すること。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二 経理補給部に、左の五課を置く。

経理課
需品課
契約課
用度課
施設課

第二款を第三款とし、以下一款ずつ繰り下げ、第七條の二の前に「**第二款** 経理補給部」を加える。

第十二條中「三課」を「二課」に改め、「管船課」を削る。

第十三條及び第十四條中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十八條を次のように改める。

第十八條 監理課においては、左の事務をつかさどる。

一 海上保安庁所属の船舶（水路業務用船及び曳台業務用船を除く。以下本條中同じ。）及び航空機の型、数及び整備に関すること。

二 海上保安庁所属の船舶及び航空機に必要な資材及び物品の規格及び定数に関すること。

三 海上保安庁所属の船舶及び航空機の配属並びにそれらの配属及び行動に関する記録の作製及び保管に関すること。

第二十一條第一項中「首席理事官、」を削る。

第二十一條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十二條第五号の次に次の一号を加える。

六 海難統計に関すること。

第二章第二節中「組織」を「内部組織」に改め、第三十五條の前に次の一條を加える。

第三十四條の二 海上警備隊の内部組織は、海上警備隊組織規程（昭和二十七年運輸省令第二十二号）の定めるところによる。

第三十五條の三の次に次の一條を加える。

第三十五條の四 海難審判理事所の内部組織は、海難審判理事所組織規程（昭和二十七年運輸省令第二十三号）の定めるところによる。」

第三十七條中「総務部に四課、」を「総務部に四課、経理補給部に二課、」に、「総務部 総務課 人事課 経理課（第一、第二、第三、第五、第六及び第七本部を除く。）に 補給課（第一、第二、第三、第五、第六及び第七本部に限る。）」を「総務部 総務課 人事課 経理課（第一、第三、第五、第六及び第七本部に限る。）」に改める。

第三十八條第二項中「（総務部の所掌事務を除く。）」を削る。

第三十九條第一項中「先任理事官（第一、第三、第五及び第七本部に限る。）」を削る。

第三十九條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第四十二條の二の次に次の二條を加える。

第四十二條の三 経理補給部経理課においては、本部の所掌事務に関し、第四十二條各号に掲げる事務をつかさどる。

第四十二條の四 経理補給部補給課においては、本部の所掌事務に関し、第四十二條の二の各号に掲げる事務をつかさどる。

第四十四條中「所属船舶」を「所属の船舶及び航空機」に改める。

第四十六條第六号の次に次の一号を加える。

七 海難統計に関すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十六日から適用する。

◉**運輸省令第二十二号**

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十五條の三第二項及び第三項の規定に基き、海上警備隊組織規程を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

運輸大臣 村上 義一

海上警備隊組織規程

第一章 総監部

第一條 総監部に、海上警備隊総監一人を置く。

2 海上警備隊総監は、海上保安庁長官の指揮監督を受け、海上警備隊の長として、隊務を統理し、所部の職員を指揮監督する。

第二條 総監部に、海上警備隊副総監一人を置く。

2 海上警備隊副総監は、海上警備隊総監を助け、隊務を整理する。

第三條 総監部に、左の四部を置く。

総務部
警備部
経理補給部
技術部

第四條 総務部に、左の三課を置く。

総務課
人事課
給与課

第五條 総務部総務課においては、海上警備隊の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 総監の官印及び総監部印の管守に関すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四 成案文書の審査及び進達に関すること。

五 組織、編成及び定員に関すること。

六 各部間の事務の綜合調整に関すること。

七 総監部の庶務の管理に関すること。

八 こう報に関すること。

九 渉外事務に関すること。

十 儀式礼典に関すること。

十一 通信に関すること。

十二 部内秩序維持のための司法警察事務に関すること。

十三 公正審査会に関すること。

十四 他部及び他課の所掌に属さない事務に関すること

第六條 総務部人事課においては、海上警備隊の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 職員の資格要件及び階級に関すること。

二 職員の任免、叙級、分限、懲戒及び服務に関すること。

三 職員の募集及び試験に関すること。

第七條 総務部給与課においては、海上警備隊の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 職員の給与に関すること。

二 職員の恩給に関すること。

三 職員の共済組合に関すること。

四 職員の公務上の災害に対する補償に関すること。

五 職員の給食、衛生、医療及び保健に関すること。

六 職員に貸与する宿舎に関すること。

第八條 警備部に、左の三課を置く。

警備課
訓練課
情報課

第九條 警備部警備課においては、左の事務をつかさどる。

一 海上における人命及び財産の保護に関する業務の実施に関する計画及び監督に関すること。

二 海上における治安の維持に関する業務の実施に関する計画及び監督に関すること。

三 海上警備隊の船舶の運用に関すること。

四 部内の他課に属さない事務に関すること。

第十條 警備部訓練課においては、左の事務をつかさどる。

一 海上警備隊の職員の訓練の実施についての計画及び監督に関すること。

二 海上警備隊の職員の訓練に関すること。

三 海上警備隊の職員の訓練に関する関係機関との連絡に関すること。

第十一條 警備部情報課においては、左の事務をつかさどる。

一 海上における人命及び財産の保護に関する情報及び調査に関すること。

二 海上における治安の維持に関する情報及び調査に関すること。

三 前二号の業務の実施についての関係機関との連絡に関すること。

第十二條 経理補給部に、左の二課を置く。

経理課
補給課

第十三條 経理補給部経理課においては、海上警備隊の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 予算及び決算に関すること。

二 収入、支出及び現金の出納に関すること。

三 物品及び国有財産の契約に関すること。

四 会計の監査に関すること。

五 部内の他課に属さない事務に関すること。

第十四條 経理補給部補給課においては、海上警備隊の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 物品の需給に関すること。

二 物品の出納及び保管に関すること。

三 物品及び国有財産の検収に関すること。

四 国有財産の管理に関すること。

第十五條 技術部に、左の三課を置く。

管理課
船舶課
施設課

第十六條 技術部管理課においては、海上警備隊の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 船舶その他諸施設の整備についての実行計画に関すること。

二 船舶その他諸施設についての技術的事項の企画及び綜合調整に関すること。

三 船舶その諸施設についての技術的事項の調査及び研究に関すること。

四 部内の他課に属さない事務に関すること。

第十七條 技術部船舶課においては、海上警備隊の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 船舶の設計、建造及び改造に関すること。

二 船舶の修理及び維持に関すること。

第十八條 技術部施設課においては、海上警備隊の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 船舶以外の諸施設の設計、建造及び改造に関すること。

二 船舶以外の諸施設の修理及び維持に関すること。

第二章 地方監部

第十九條 地方監部の名称及び位置は、左のとおりとする。

（名称） （位置）
海上警備隊横須賀地方監部 横須賀市

第二十條 地方監部に、地方監部長を置く。

2 地方監部長は、総監の指揮監督を受け、地方監部の長として、部務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第二十一條 地方監部に、船隊司令を置く。

2 船隊司令は地方監部長の指揮監督を受け、船隊の長として、船隊を統率し、部下の船舶乗組員を指揮監督する。

第二十二條 地方監部に、左の四部を置く。

総務部
警備部
経理補給部
技術部

第二十三條 総監部に、左の二課及び一所を置く。

総務課
人事課
通信所

第二十四條 総務部総務課においては、地方監部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 地方監部長の官印及び地方監部印の管守に関すること。

二 文書及び統計に関すること。

三 組織及び編成に関すること。

四 各部間の事務の綜合調整に関すること。

五 儀式礼典に関すること。

六 職員の保健衛生に関すること。

七 職員の福利厚生に関すること。

八 職員の給食に関すること。

九 部内秩序維持のための司法警察事務に関すること。

十 他部、他課及び他所の所掌に属さない事務に関すること。

第二十五條 総務部人事課においては、地方監部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 職員の任免、叙級、分限、懲戒及び服務に関すること。

二 職員の給与に関すること。

三 職員の恩給に関すること。

四 職員の共済組合に関すること。

五 部内の他課に属さない事務に関すること。

第二十六條 総務部通信所においては、左の事務をつかさどる。

一 海上警備隊の陸上通信施設の運用に関すること。

第二十七條 警備部に、左の三課を置く。

警備課
訓練課
港務課

第二十八條 警備部警備課においては、左の事務をつかさどる。

一 海上における人命及び財産の保護並びに治安の維持に関する業務の実施に関する計画及び監督に関すること。

二 海上警備隊の船舶の運用に関すること。

三 補給課に属さない事務に関すること。

第二十九條 警備部訓練課においては、左の事務をつかさどる。

一 海上警備隊の職員の訓練の実施についての教材の整備に関すること。

二 海上警備隊の職員の陸上における訓練の計画及び実施に関すること。

第三十條 警備部港務課においては、左の事務をつかさどる。

一 海上警備隊の港内艇の運用に関すること。

二 海上警備隊の船舶に対する便宜供与に関すること。

三 海上警備隊の港務作業の計画及び実施に関すること。

第三十一條 経理補給部に、左の二課を置く。

経理課
補給課

第三十二條 経理補給部経理課においては、地方監部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 収入、支出及び現金の出納に関すること。

二 物品及び国有財産の契約に関すること。

三 補給課に属さない事務に関すること。

第三十三條 経理補給部補給課においては、地方監部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 物品の需給に関すること。

二 物品及び国有財産の検収に関すること。

三 物品の出納及び保管に関すること。

四 国有財産の管理に関すること。

第三十四條 技術部に、左の二課を置く。

管理課
船舶課

第三十五條 技術部管理課においては、地方監部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 船舶その他諸施設の整備についての実行計画に関すること。

二 船舶その他諸施設の建造及び改造に関すること。

三 船舶以外の諸施設の修理及び維持に関すること。

四 船舶課に属さない事務に関すること。

第三十六條 技術部船舶課においては、地方監部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 船舶の建造及び改造に関すること。

二 船舶の修理及び維持に関すること。

第三十七條 この省令に定めるものの外、総監部の事務分掌その他組織の細目は、海上警備隊総監の承認を受けて、海上警備隊総監が定める。

2 この省令に定めるものの外、地方監部の事務分掌その他組織の細目は、海上警備隊総監の承認を受けて、地方監部長が定める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十六日から適用する。

◉**運輸省令第二十三号**

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十一條の三第三項の規定に基き、海難審判理事所組織規程を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

運輸大臣 村上 義一

海難審判理事所組織規程

第一條 海難審判理事所は、東京都に置く。

P. 570

昭27.4.30. 第7592号

第二條 海難審判理事所に、所長、海難審判理事官及び事務職員を置く。

2 所長は、海難審判理事所の海難審判理事官のうち、上席の者をもつて充てる。

第三條 海難審判理事所に、左の二課を置く。

管理課
調査課

第四條 管理課においては、左の事務をつかさどる。

一 所務の総合整理に関すること。
二 海難審判理事官の官印及び所印の管守に関すること。
三 文書の接受、発送及び保管に関すること。
四 法規、組織及び統計資料に関すること。
五 他課に属しない事務に関すること。

第五條 調査課においては、左の事務をつかさどる。

一 海難審判事件に関する書類の作成及び保管に関すること。
二 海難事件の調査その他の海難審判理事官の業務の補助に関すること。

第六條 海難審判理事所の事務を分掌させるため、地方海難審判庁の所在地に地方海難審判理事所を置く。

第七條 地方海難審判理事所の名称及び位置は、左の通りとする。

（名称） （位置）
函館地方海難審判理事所 函館市
横浜地方海難審判理事所 横浜市
神戸地方海難審判理事所 神戸市
門司地方海難審判理事所 門司市

第八條 地方海難審判理事所に、所長、海難審判理事官及び事務職員を置く。

2 所長は、地方海難審判理事所の海難審判理事官のうち、上席の者をもつて充てる。

第九條 地方海難審判理事所に、調査室を置く。

第十條 調査室においては、左の事務をつかさどる。

一 海難審判理事官の官印及び所印の管守に関すること。
二 文書、法規及び統計資料に関すること。
三 海難審判事件に関する書類の作成及び保管に関すること。
四 海難事件の調査その他の海難審判理事官の業務の補助に関すること。

第十一條 この省令に定めるものの外、海難審判理事所及び地方海難審判理事所の事務分掌その他組織に関する細目は、海上保安庁長官の承認を受けて、海難審判理事所長が定める。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十六日から適用する。

2 海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「所在地を管轄する管区海上保安本部」を「所在地の地方海難審判理事所」に改める。

第二十二條中「海上保安庁海事検査部」を「海難審判理事所」に、「所在地を管轄する管区海上保安本部」を「所在地の地方海難審判理事所」に改める。

第六十四條第一項中「所在地を管轄する管区海上保安本部の理事官に送付し、その管区海上保安本部」を「所在地の地方海難審判理事所の理事官に送付し、その地方海難審判理事所」に、「海上保安庁海事検査部」を「海難審判理事所」に改める。

第六十四條第二項中「海上保安庁海事検査部」を「海難審判理事所」に改める。

別表第一（裏）中「海上保安庁海事検査部又は管区海上保安本部」を「海難審判理事所又は地方海難審判理事所名」に改める。

3 海難審判庁事務章程（昭和二十三年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「海上保安庁海事検査部の上席の理事官」を「海難審判理事所長」に、「管区海上保安本部」を「地方海難審判理事所」に改める。

第十四條第二項中「管区海上保安本部の上席の理事官」を「地方海難審判理事所長」に改める。

第十五條中「海上保安庁海事検査部の上席の理事官は、管区海上保安本部の上席の理事官」を「海難審判理事所長は、地方海難審判理事所長」に、「その管区海上保安本部」を「その地方海難審判理事所」に改める。

第十六條中「海上保安庁海事検査部及び管区海上保安本部の上席の理事官」を「海難審判理事所長及び地方海難審判理事所長」に改める。

第十七條を次のように改める。

第十七條 地方海難審判理事所の理事官は、特に必要のある場合を除き、その地方海難審判理事所の所在地を管轄する地方海難審判庁の管轄区域内においてその職務を行うものとする。

第十八條中「海上保安庁海事検査部の上席の理事官」を「海難審判理事所長」に改める。

第三十三條第一項中「管区海上保安本部の上席の理事官は、その管区海上保安本部の所在地」を「地方海難審判理事所長は、この地方海難審判理事所の所在地」に、「海上保安庁海事検査部の上席の理事官」を「海難審判理事所長」に改める。

第三十三條第二項中「海上保安庁海事検査部の上席の理事官」を「海難審判理事所長」に改める。

告示

◉地方財政委員会告示第二十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九條第一項第一号の償却資産を次のように指定し、昭和二十七年度分の固定資産税から適用する。

昭和二十五年九月十五日地方財政委員会告示第二十三号を廃止する。

昭和二十七年四月三十日

地方財政委員会委員長 野村 秀雄

一、地方財政委員会が評価額及び配分価格を決定するもの

1. 船舶

船名	所有者
天城丸	旭海運株式会社
あまぞん丸	〃
浅間丸	〃
浙東丸	〃
第一大節丸	旭汽船株式会社
順東丸	〃
正木丸	〃
榊州丸	〃
東潮丸	〃
泉丸	〃
暁丸	〃
あきつ丸	阿波国共同汽船株式会社
第六寿丸	〃
第三共同丸	〃
第四共同丸	〃
第五共同丸	〃
阿波丸	〃
赤城丸	尼崎汽船株式会社
一心丸	〃
浪切丸	〃
大楽丸	〃
第四南興丸	〃
光栄丸	甘糟産業汽船株式会社
三月山丸	〃
光照丸	馬場汽船株式会社
和陽丸	〃
御影丸	武庫汽船株式会社
瑞穂丸	〃
玻璃丸	琵琶湖汽船株式会社
第五号三洋丸	〃
中和丸	千代田汽船株式会社
永和丸	中央汽船株式会社
金津丸	〃
中栄丸	〃
中央丸	〃
会福丸	第一汽船株式会社
喜多方丸	〃
のるうえー丸	〃
ばしふいっく丸	〃
春祥丸	〃
りばぷーる丸	〃
みずりー丸	〃
泰山丸	〃
おりくえんと丸	〃
第十福栄丸	第一商船株式会社
隆進丸	〃
桜丸	大図汽船株式会社
喜春丸	〃
図洋丸	大光商船株式会社
大玄丸	〃
光福丸	〃
光輝丸	〃
光徳丸	〃
錦江丸	大和汽船株式会社
花山丸	〃
雄山丸	〃
海龍丸	大王汽船株式会社
第一日正丸	〃
大日丸	大同海運株式会社
大天丸	〃
高栄丸	〃
高明丸	〃
高昌丸	〃
高和丸	〃

船名	所有者
向日丸	〃
高長丸	〃
大宙丸	〃
高東丸	大同汽船株式会社
清澄丸	〃
北辰丸	藤山海運株式会社
神通丸	〃
泰北丸	〃
七福丸	〃
第六乾坤丸	富士海運株式会社
福寿丸	福洋汽船株式会社
日見丸	〃
長興丸	〃
第二共同丸	藤田興業株式会社
神戸丸	羲勇海運株式会社
千早山丸	原商船株式会社
第一真盛丸	〃
第六真盛丸	〃
第十三真盛丸	〃
安房丸	日之出汽船株式会社
江戸丸	〃
日枝丸	〃
日吉丸	〃
香取丸	〃
三島丸	〃
勢州丸	〃
住吉丸	〃
日光丸	〃
愛宕丸	〃
五十鈴丸	〃
第八日の丸	日の丸汽船株式会社
第九日の丸	〃
第十日の丸	〃
第十一日の丸	〃
第十二日の丸	〃
第十五日の丸	〃
快速丸	平和汽船株式会社
興八近油丸	〃
進丸	〃
菱丸	〃
第五あかた丸	浜根汽船株式会社
いくしま丸	〃
ときひめ丸	〃
たるしま丸	〃
よりひめ丸	〃
第十七蓬莱丸	蓬莱タンカー株式会社
三保丸	〃
洋興丸	〃
第十蓬莱丸	〃
朝輝丸	宝永汽船株式会社
第十五博鉄丸	〃
鉄山丸	橋本汽船株式会社
永仁丸	林兼海運株式会社
白洋丸	〃
第三十二播州丸	〃
君島丸	株式会社播磨造船所
長運丸	北海船船株式会社
三島山丸	〃
第八南輝丸	邦洋水産株式会社
第十近油丸	八光汽船株式会社
瑞光丸	〃
天敬丸	白洋汽船株式会社
広長丸	広海汽船株式会社
広道丸	〃
広久丸	〃
第十五万栄丸	北星海運株式会社
糸崎丸	〃
光宝丸	光汽船株式会社
興昌丸	光運輸株式会社
明島丸	飯野海運株式会社
富士山丸	〃
東邦丸	〃
橘立丸	〃
第一犬島丸	〃
第二犬島丸	〃
国島丸	〃
極東丸	〃
日南丸	〃
隆邦丸	〃
盛昭丸	〃
新和丸	〃
勝邦丸	〃
泰正丸	〃
東亜丸	〃
若島丸	〃
錦昭丸	〃
栄邦丸	〃
大邦丸	〃
輝島丸	〃
大黒天丸	〃
光安丸	田光興産株式会社
第二光安丸	〃
第三光安丸	〃
日章丸	〃
東興丸	飯野産業株式会社
乾坤丸	乾汽船株式会社
乾国丸	〃
乾勝丸	〃
さばん丸	〃
乾隆丸	〃
まがね丸	池田商事株式会社
米山丸	板谷商事株式会社
彌彦丸	〃
富士丸	近海郵船株式会社
豊城丸	〃
源山丸	〃
吉野丸	〃
長有丸	九州商船株式会社
大楽丸	〃
あかね丸	関西汽船株式会社
あけぼの丸	〃
早鞆丸	〃
平和丸	〃
ひかり丸	〃
関西丸	〃
こがね丸	〃
黒潮丸	〃
木浦丸	〃
那智丸	〃
にしき丸	〃
おとわ丸	〃
るり丸	〃
さくら丸	〃
山水丸	〃
新興丸	〃
大平丸	〃
藤川丸	川崎汽船株式会社
春川丸	〃
第二鴨川丸	〃
和川丸	〃
聖川丸	〃
友川丸	〃
梅川丸	〃
雪川丸	〃
須磨丸	〃
神川丸	〃
靖川丸	〃
伊吹丸	鏑木汽船株式会社
伊笠丸	〃
伊佐丸	〃
清龍丸	〃
王龍丸	〃
さつき丸	栗林商船株式会社
神長丸	〃
神加丸	〃
神久丸	〃
神門丸	〃
さくら丸	〃
神正丸	〃
神来丸	〃
第六豊栄丸	共栄タンカー株式会社
共栄丸	〃
第三陸栄丸	〃
第八陸栄丸	〃
第十陸栄丸	〃
昌栄丸	〃
第二昌栄丸	〃
第五昌栄丸	〃
第七昌栄丸	〃
興南丸	興運汽船株式会社
山鳥丸	〃
春風丸	加藤船船株式会社
三峰丸	〃
竹島丸	〃
北寿丸	北川産業海運株式会社
北洋丸	北日本汽船株式会社
好文丸	甲南汽船株式会社
第一大信丸	〃
清光丸	〃
熊野丸	広南汽船株式会社
さち丸	神戸棧橋株式会社
神近丸	神戸近海汽船株式会社
宮光丸	〃
伊予丸	極東海運株式会社
ばいかる丸	極洋捕鯨株式会社
春山丸	興国汽船株式会社
輝山丸	〃
太隆丸	神原汽船株式会社
揖保川丸	〃
宣城丸	〃
神影丸	〃
大黒山丸	金華汽船株式会社
三原山丸	〃
三咲山丸	〃
弓張丸	川南工業株式会社
伊奈波山丸	日下部汽船株式会社
第二立春丸	〃
第三立春丸	〃
末吉丸	〃
万世丸	〃
恵須取丸	小谷汽船株式会社
第十一東海丸	〃
第一東油丸	〃
照海丸	〃
広島丸	国際運輸株式会社
泰山丸	〃
光洋丸	協同商船株式会社
三倉山丸	協同海運株式会社
第十一博鉄丸	協和汽船株式会社
第六大運丸	〃
第一博鉄丸	〃
燕丸	協立汽船株式会社
協立丸	〃
遠州丸	〃
戸畑丸	〃
協和丸	〃
協宝丸	〃
鶴岡丸	〃
協栄丸	〃
第四日祐丸	協成汽船株式会社
日洋丸	高知汽船株式会社
明昭丸	〃
天城山丸	三井船舶株式会社
有馬山丸	〃
朝日山丸	〃
浅香山丸	〃

昭27.4.30. 第7592号

吾妻山丸 〃
白馬山丸 〃
大江山丸 〃
大島丸 〃
白神山丸 〃
空知丸 〃
高尾山丸 〃
高取山丸 〃
天塩山丸 〃
十勝山丸 〃
赤城山丸 〃
明石山丸 〃
安芸浦丸 三菱海運株式会社
細島丸 〃
光島丸 〃
さんちやご丸 〃
さんぺどろ丸 〃
吉野丸 〃
ころんびや丸 三菱鉱業株式会社
明浦丸 明治海運株式会社
明光丸 〃
明晴丸 〃
明桜丸 〃
明優丸 〃
明德丸 〃
第一松邦丸 松岡汽船株式会社
第二松邦丸 〃
第三松邦丸 〃
松久丸 〃
松南丸 〃
松隆丸 〃
第十大福丸 森田汽船株式会社
雄洋丸 〃
照山丸 宮地汽船株式会社
愛山丸 〃
博山丸 〃
富山丸 〃
輝山丸 〃
千山丸 〃
第二南星丸 南日本汽船株式会社
備後丸 日本郵船株式会社
千歳丸 〃
伊達丸 〃

洞雲丸 〃
英彦山丸 〃
永祿丸 〃
永德丸 〃
延長丸 〃
延慶丸 〃
えとろふ丸 〃
函館丸 〃
平安丸 〃
平洋丸 〃
氷川丸 〃
日勝丸 〃
日向丸 〃
日賀丸 〃
伊香保丸 〃
伊良部丸 〃
伊勢原丸 〃
伊豆丸 〃
釧路丸 〃
舞子丸 〃
室蘭丸 〃
海光丸 〃
小樽丸 〃
赤城丸 〃
阿蘇丸 〃
雲仙丸 〃
洞北丸 〃
第三南輝丸 日本商船株式会社
第四南輝丸 〃
第七南輝丸 〃
第三南興丸 〃
第四南興丸 〃
第五南興丸 〃
第五南隆丸 〃
第七南隆丸 〃
第十南隆丸 〃
日栄丸 〃
栗栄丸 〃
興名丸 〃
あやきく丸 日本海運株式会社
みちわ丸 〃
わかくさ丸 〃
かなだ丸 日本海汽船株式会社
大烈丸 〃

越前丸 〃
北鮮丸 〃
櫂光丸 〃
東戸光丸 〃
神能丸 〃
竹登丸 〃
図們丸 〃
浦賀丸 〃
白山丸 日本汽船株式会社
阿蘇丸 〃
永暦丸 〃
福祥丸 〃
兵庫丸 〃
海光丸 〃
国光丸 〃
南光丸 〃
隆光丸 〃
第六神泰丸 〃
春光丸 〃
洋光丸 〃
恵光丸 〃
広和丸 日本近海汽船株式会社
あらびあ丸 日本油槽船株式会社
宝山二号丸 〃
陸心丸 〃
せりあ丸 〃
富士丸 〃
陽心丸 日本船舶株式会社
横浜丸 〃
快南丸 日本船舶興業株式会社
琢山丸 〃
第一東洋丸 日本サルベージ株式会社
興津丸 〃
立神丸 〃
若潮丸 〃
淀橋丸 〃
玉栄丸 日本水産株式会社
海幸丸 〃
摂津丸 〃
濃信丸 〃
多度津丸 〃

松島丸 〃
利根丸 〃
赤城丸 日本冷蔵株式会社
阿蘇丸 〃
海光丸 〃
相模丸 〃
筑前丸 〃
八礼丸 日本塩回送株式会社
生田丸 〃
玄海丸 西日本汽船株式会社
第五隆栄丸 〃
神典丸 〃
高千穂丸 〃
霧島丸 〃
阿蘇丸 西日本重工業株式会社
赤間丸 〃
和丸 日東商船株式会社
長栄丸 〃
忠栄丸 〃
楓栄丸 〃
親和丸 〃
桑栄丸 〃
楠栄丸 〃
やよひ丸 〃
明和丸 〃
福栄丸 〃
日栄丸 〃
栗栄丸 〃
豊玉丸 日鉄汽船株式会社
豊永丸 〃
楓丸 〃
雁丸 〃
三日月丸 〃
宗像丸 〃
近江丸 〃
三橋丸 〃
永栄丸 〃
燕丸 〃
秋月丸 〃
宇佐葵丸 〃
龍田丸 南星水産株式会社
天龍丸 〃
朝霧山丸 中村汽船株式会社

第一雲海丸 〃
第一雲洋丸 〃
第十三雲洋丸 〃
第十四雲洋丸 〃
第十六雲洋丸 〃
第十九雲洋丸 〃
第二十三雲洋丸 〃
第五新東丸 〃
紀進丸 〃
朝風丸 〃
第四日立丸 日産汽船株式会社
日安丸 〃
日鈺丸 〃
日令丸 〃
第八日祐丸 〃
日産丸 〃
日進丸 〃
日松丸 〃
日泰丸 〃
日聖丸 〃
金海丸 中野汽船株式会社
金陽丸 〃
第二巴丸 〃
彦山丸 〃
羽立丸 中川汽船株式会社
男鹿丸 〃
富貴春丸 内外汽船株式会社
辰日丸 〃
辰柿丸 内外運輸産業株式会社
宮島丸 〃
第二日邦丸 日正汽船株式会社
第十二日正丸 〃
第十八日正丸 〃
第三日正丸 〃
大源丸 名村汽船株式会社
南海丸 〃
第十一大源丸 〃
日京丸 日豊海運株式会社
日州丸 〃
日豊丸 〃
第十一幾久丸 中内商船株式会社
第十二幾久丸 〃
第十一蓬萊丸 日新汽船株式会社
垂水丸 〃

田上丸 日邦汽船株式会社
福祥丸 〃
熊野川丸 長崎汽船合名会社
春日山丸 名古屋汽船株式会社
厳島丸 南海汽船株式会社
第五関門丸 日本自動車輸送株式会社
あふりか丸 大阪商船株式会社
安治川丸 〃
あめりか丸 〃
千早丸 〃
大月丸 〃
大都丸 〃
第二大海丸 〃
大理丸 〃
第一大拓丸 〃
第二大雲丸 〃
大瑞丸 〃
白龍丸 〃
久津丸 〃
北祐丸 〃
伊豆丸 〃
くろがね丸 〃
那智川丸 〃
間宮丸 〃
長津丸 〃
大阪丸 〃
高砂丸 〃
天祐丸 〃
鉄洋丸 〃
筑紫丸 〃
宇治川丸 〃
若草丸 〃
淀川丸 〃
あとらす丸 〃
あんです丸 〃
豊島丸 〃
鹿島丸 岡田商船株式会社
神祐丸 〃
瑞雲丸 〃
淡島丸 〃
第二正和丸 〃
住吉丸 大阪機船株式会社

宮島丸 岡田サルベージ株式会社
徳島丸 〃
紀新丸 〃
隆昌丸 隆昌海運株式会社
江昌丸 新日本海運株式会社
第二春丸 新日本汽船株式会社
富士春丸 〃
辰桐丸 〃
辰清丸 〃
辰槇丸 〃
辰宮丸 〃
辰竹丸 〃
辰梅丸 〃
辰和丸 〃
辰泰丸 〃
初春丸 〃
摩耶春丸 〃
信貴春丸 〃
ぶこ丸 三光汽船株式会社
永光丸 〃
月光丸 〃
日光丸 〃
国祐丸 〃
星光丸 〃
正祐丸 〃
陽光丸 〃
銀光丸 〃
宝隆丸 菅谷汽船株式会社
宝祥丸 〃
三長丸 昭福汽船株式会社
あじあ丸 〃
栄豊丸 〃
日和山丸 〃
興福丸 〃
興正丸 〃
正英丸 〃
正福丸 〃
第三大宝丸 〃
帝海丸 昭和商船株式会社
木津川丸 〃
協力丸 昭和油槽船株式会社
桜丸 〃
高洋丸 神港商船株式会社

日朝丸 〃
神洋丸 〃
第三神栄丸 佐藤国汽船株式会社
神島丸 〃
東都丸 〃
男鹿島丸 住吉漁業株式会社
第一振興丸 〃
多聞山丸 島谷汽船株式会社
龍頭山丸 〃
慶山丸 扇興運輸株式会社
第二十八日宝丸 島津海運株式会社
第三十五日宝丸 〃
第十二蓬萊丸 〃
長崎丸 沢山汽船株式会社
第二東洋丸 〃
第五東洋丸 〃
東洋丸 〃
第三新東丸 〃
第八新東丸 〃
第十新東丸 〃
第十一新東丸 〃
宝満山丸 鶴丸汽船株式会社
鏡山丸 〃
金立山丸 〃
第二金山丸 〃
第五金山丸 〃
第十二金山丸 〃
天拝山丸 〃
神州丸 照国海運株式会社
照国丸 〃
第二照国丸 〃
第五照国丸 〃
第八照国丸 〃
大洋丸 大洋海運株式会社
大仁丸 〃
大久丸 〃
洋瑞丸 〃
富山丸 〃
大文丸 〃
大元丸 〃
銀星丸 太平汽船株式会社
第二港川丸 〃

那智山丸 太洋興業汽船株式会社
第十四小野丸 〃
第十八小野丸 〃
陽興丸 〃
瑞興丸 〃
若松丸 大洋海運産業株式会社
富山丸 〃
すめら丸 大業汽船株式会社
大宮丸 〃
大椎丸 太平洋海運株式会社
第五山水丸 〃
伊草丸 太洋汽船株式会社
第八太陽丸 太陽汽船株式会社
播州丸 大洋漁業株式会社
第六播州丸 〃
第三十五播州丸 〃
第三十六播州丸 〃
第三十八播州丸 〃
千種丸 〃
大洋丸 〃
第二大洋丸 〃
第三大洋丸 〃
第五大洋丸 〃
第六大洋丸 〃
天洋丸 〃
第二天洋丸 〃
第三天洋丸 〃
錦城丸 〃
神永丸 〃
第六伊勢丸 東京船舶株式会社
第七伊勢丸 〃
ジャカルタ丸 〃
日昌丸 〃
ささらん丸 〃
明石丸 〃
壱岐丸 東京郵船株式会社
興安丸 〃
宇津丸 〃
室品丸 〃
第三十二良友丸 〃

淡路丸 東海汽船株式会社
菊丸 〃
第七東海丸 〃
陽州丸 〃
橘丸 〃
あけぼの丸 〃
富士川丸 東洋海運株式会社
神通川丸 〃
宮川丸 〃
第四宮川丸 〃
第七宮川丸 〃
第八宮川丸 〃
利根川丸 〃
陽春丸 図南汽船株式会社
東西丸 東西汽船株式会社
第五東西丸 〃
第二高砂丸 東大汽船株式会社
由利島丸 〃
第七長崎丸 東洋汽船株式会社
賢洋丸 〃
昌洋丸 〃
文洋丸 〃
爾洋丸 〃
民洋丸 〃
第一長崎丸 〃
信洋丸 〃
昭威丸 東和汽船株式会社
東和丸 〃
東慶丸 〃
千山丸 東邦水産株式会社
淡月丸 玉井商船株式会社
千代玉丸 〃
第一大海丸 〃
石狩川丸 〃
和玉丸 〃
菊月丸 〃
栃丸 〃
甲の浦丸 土佐商船株式会社
辰萩丸 東光商事株式会社
王星丸 栃木汽船株式会社
きのと丸 〃
まつ丸 〃
三千丸 〃
長崎丸 〃

昭27.4.30. 第7592号

おき丸	〃
たけ丸	〃
対島丸	〃
東海丸	泰通産業海運株式会社
祐捷丸	〃
瑞国丸	豊国汽船株式会社
豊国丸	〃
第一興洋丸	株式会社辰見商会
大吉丸	東邦海運株式会社
洞南丸	〃
東山丸	〃
栄光丸	〃
栄順丸	〃
栄昌丸	〃
白河丸	〃
鳳城丸	〃
快進丸	〃
第十五快進丸	〃
明進丸	〃
龍平丸	〃
清河丸	〃
東鳳丸	〃
東龍丸	〃
清忠丸	宇部興産株式会社
第二十一宇和島丸	宇和島運輸株式会社
大日丸	ユナイテッド海運株式会社
栄東丸	和栄海運株式会社
大進丸	〃
新照丸	〃
金星丸	山下汽船株式会社
木星丸	〃
第十一山菱丸	〃
第十三山菱丸	〃
第十六山菱丸	〃
第十七山菱丸	〃
山殿丸	〃
山照丸	〃
山彦丸	〃
第六山南丸	〃
山下丸	〃
山園丸	〃
山澄丸	〃
山村丸	〃
第二港川丸	〃
南嶺丸	山下近海汽船株式会社
大和丸	〃
清京丸	〃
延文丸	山本汽船株式会社
第二香山丸	〃
第二彰山丸	〃
隆山丸	〃
恵山丸	八馬汽船株式会社
第二八馬宋丸	〃
第十六多聞丸	〃
第十八多聞丸	〃
永安丸	〃
第三鷹川丸	山嶺汽船株式会社
明治丸	矢次商船株式会社

2. 車輛

左に掲げるものの所有する鉄道車輛及び軌道車輛

東武鉄道株式会社	〃
西武鉄道株式会社	〃
小田急電鉄株式会社	〃
東京急行電鉄株式会社	〃
京成電鉄株式会社	〃
京浜急行電鉄株式会社	〃
京王帝都電鉄株式会社	〃
草軽電気鉄道株式会社	〃
神岡鉱業株式会社	〃
饒豆鉄道株式会社	〃
近畿日本鉄道株式会社	〃
京阪電気鉄道株式会社	〃
奈良電気鉄道株式会社	〃
京福電気鉄道株式会社	〃
阪神電気鉄道株式会社	〃
名古屋鉄道株式会社	〃
南海電気鉄道株式会社	〃
能勢電気軌道株式会社	〃
井笠鉄道株式会社	〃
磐城セメント株式会社	〃
三井鉱山株式会社	〃

二、都道府県知事が評価額及び配分価格を決定するもの

1. 船舶	
船名	所有者
礼文丸	藤山海運株式会社
日向丸	〃
三島丸	道南海運株式会社
東洋丸	稚内利礼運輸株式会社
利礼丸	〃
黒潮丸	東海汽船株式会社
さつき丸	〃
丸神丸	〃
藤丸	〃
こがね丸	佐渡汽船株式会社
おけさ丸	〃
佐渡丸	能登開発株式会社
防長丸	〃
芙蓉丸	東海汽船株式会社
すみれ丸	〃
京阪丸	太湖汽船株式会社
白鳥丸	〃
弁天丸	〃
新淡路丸	丸正海運株式会社
千代丸	中川順一
第五横須賀丸	瀬戸内海汽船株式会社
千早丸	〃
品海丸	〃
第二呉丸	〃
此花丸	関西汽船株式会社
はやぶさ丸	〃
女神丸	〃
隠岐丸	隠岐汽船株式会社
第二隠岐丸	〃
功丸	対島沿岸商船株式会社
安丸	〃
第一川工丸	川南工業株式会社
第七川工丸	〃
第九川工丸	〃
鳴潮丸	九州商船株式会社
波路丸	〃
若汐丸	〃
藤丸	〃
長福丸	〃
第一照国丸	中川水産株式会社
千代丸	折田汽船株式会社
橘丸	鹿児島商船株式会社
第一垂水丸	垂水汽船株式会社
長水丸	九州商船株式会社
男島丸	〃
佐世保丸	〃
明勢丸	熊本県知事

2. 車輛

左に掲げるものの所有する鉄道車輛及び軌道車輛

所有者	評価額及び配分価格を決定する都道府県知事
士別軌道株式会社	北海道知事
旭川電気軌道株式会社	〃
寿都鉄道株式会社	〃
大沼電鉄株式会社	〃
茅沼炭化硫黄株式会社	〃
日曹炭鉱株式会社	〃
苫小牧製紙株式会社	〃
雄別炭鉱鉄道株式会社	〃
津軽鉄道株式会社	青森県知事
十和田鉄道株式会社	〃
南部鉄道株式会社	〃
花巻温泉電鉄株式会社	岩手県知事
松尾鉱業株式会社	〃
富士製鉄株式会社	〃
岩手開発鉄道株式会社	〃
仙台鉄道株式会社	宮城県知事
秋保電気鉄道株式会社	〃
仙北鉄道株式会社	秋田県知事
栗原鉄道株式会社	〃
秋田中央交通株式会社	〃
小坂鉄道株式会社	〃
山形交通株式会社	山形県知事
庄内交通株式会社	〃
福島電鉄株式会社	福島県知事
小名浜臨港鉄道株式会社	〃
日本硫黄株式会社	〃
常磐炭鉱株式会社	茨城県知事
日立電鉄株式会社	〃
茨城交通株式会社	〃
鹿島参宮鉄道株式会社	群馬県知事
秩父鉄道株式会社	埼玉県知事
日本ニッケル株式会社	〃
流山鉄道株式会社	千葉県知事
新京成電鉄株式会社	〃
小湊鉄道株式会社	〃
九十九里鉄道株式会社	〃

箱根登山鉄道株式会社	神奈川県知事
相模鉄道株式会社	〃
江之島鎌倉観光株式会社	〃
新潟交通株式会社	新潟県知事
蒲原鉄道株式会社	〃
頸城鉄道自動車株式会社	〃
長岡鉄道株式会社	〃
栃尾鉄道株式会社	〃
富山地方鉄道株式会社	富山県知事
加越能鉄道株式会社	〃
北陸鉄道株式会社	石川県知事
尾小屋鉄道株式会社	〃
福井鉄道株式会社	福井県知事
山梨交通株式会社	山梨県知事
富士山麓電気鉄道株式会社	〃
長野電鉄株式会社	長野県知事
上田丸子電鉄株式会社	〃
松本電気鉄道株式会社	〃
北恵那鉄道株式会社	岐阜県知事
東濃鉄道株式会社	〃
西濃鉄道株式会社	〃
大井川鉄道株式会社	静岡県知事
遠州鉄道株式会社	〃
岳南鉄道株式会社	〃
静岡鉄道株式会社	〃
田口鉄道株式会社	愛知県知事
三重交通株式会社	三重県知事
三岐鉄道株式会社	〃
近江鉄道株式会社	滋賀県知事
江若鉄道株式会社	〃
北丹鉄道株式会社	京都府知事
加悦鉄道株式会社	〃
日本冶金工業株式会社	〃
神戸電気鉄道株式会社	兵庫県知事
山陽電気鉄道株式会社	〃
淡路交通株式会社	〃
東京芝浦電気株式会社	〃
別府鉄道株式会社	〃
信貴生駒電鉄株式会社	〃
大和鉄道株式会社	奈良県知事
有田鉄道株式会社	和歌山県知事
野土電気鉄道株式会社	〃
御坊臨港鉄道株式会社	〃
和歌山鉄道株式会社	〃
和歌山電気軌道株式会社	〃
山陰中央鉄道株式会社	鳥取県知事
一畑電気鉄道株式会社	島根県知事
島根鉄道株式会社	〃
出雲鉄道株式会社	〃
西大寺鉄道株式会社	岡山県知事
下津井電鉄株式会社	〃
藤田興業株式会社	〃
広島電鉄株式会社	広島県知事
尾道鉄道株式会社	〃
鞆鉄道株式会社	〃
防石鉄道株式会社	山口県知事
長門鉄道株式会社	〃
船木鉄道株式会社	〃
高松琴平電気鉄道株式会社	香川県知事
琴平参宮電鉄株式会社	〃
伊予鉄道株式会社	愛媛県知事
別子鉱業株式会社	〃
土佐電気鉄道株式会社	高知県知事
西日本鉄道株式会社	福岡県知事
日本炭鉱株式会社	〃
八幡製鉄株式会社	〃
貝島炭鉱株式会社	〃
筑豊鉱業株式会社	〃
島原鉄道株式会社	長崎県知事
熊本電気鉄道株式会社	熊本県知事
熊延鉄道株式会社	〃
鹿本鉄道株式会社	〃
大分交通株式会社	大分県知事

◉**地方財政委員会告示第二十三号**

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九條第一項第二号の償却資産を次のように指定し、昭和二十七年度分の固定資産税から適用する。

昭和二十五年九月十五日地方財政委員会告示第二十四号及び昭和二十五年十月六日地方財政委員会告示第二十六号並びに昭和二十五年十月二十七日地方財政委員会告示第二十九号を廃止する。

昭和二十七年四月三十日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

一、地方財政委員会が評価額及び配分価格を決定するもの

1. 左に掲げるものの所有する鉄道又は軌道及びこれらに附随する償却資産

所有者	評価額及び配分価格を決定する都道府県知事
東武鉄道株式会社	鹿児島県知事
西武鉄道株式会社	〃
小田急電鉄株式会社	〃
東京急行電鉄株式会社	〃
京成電鉄株式会社	〃
京浜急行電鉄株式会社	〃
京王帝都電鉄株式会社	〃
草軽電気鉄道株式会社	〃
神岡鉱業株式会社	〃
饒豆鉄道株式会社	〃
近畿日本鉄道株式会社	〃
京阪電気鉄道株式会社	〃
奈良電気鉄道株式会社	〃
京福電気鉄道株式会社	〃
阪神電気鉄道株式会社	〃
名古屋鉄道株式会社	〃
南海電気鉄道株式会社	〃
能勢電気鉄道株式会社	〃
井笠鉄道株式会社	〃
磐城セメント株式会社	〃
三井鉱山株式会社	〃
日本鉱業株式会社	〃
南薩鉄道株式会社	鹿児島県知事

2. 左に掲げるものの所有する瓦斯事業に関する償却資産

所有者	評価額及び配分価格を決定する都道府県知事
東京瓦斯株式会社	東京都知事
大阪瓦斯株式会社	大阪府知事

3. 左に掲げるものの所有する電気事業に関する償却資産

所有者	評価額及び配分価格を決定する都道府県知事
東北電力株式会社	宮城県知事
東京電力株式会社	〃
北陸電力株式会社	〃
中部電力株式会社	愛知県知事
関西電力株式会社	大阪府知事
中国電力株式会社	広島県知事
四国電力株式会社	香川県知事
九州電力株式会社	福岡県知事
黒部川電力株式会社	富山県知事
住友共同電力株式会社	愛媛県知事
日本軽金属株式会社	〃
新日本窒素肥料株式会社	〃

二、都道府県知事が評価額及び配分価格を決定するもの

1. 左に掲げるものの所有する鉄道又は軌道及びこれらに附随する償却資産

所有者	評価額及び配分価格を決定する都道府県知事
士別軌道株式会社	北海道知事
旭川電気鉄道株式会社	〃
根室拓殖鉄道株式会社	〃
十勝鉄道株式会社	〃
北海道拓殖鉄道株式会社	〃
早来鉄道株式会社	〃
夕張鉄道株式会社	〃
定山渓鉄道株式会社	〃
寿都鉄道株式会社	〃
大沼電鉄株式会社	〃
茅沼炭化硫黄株式会社	〃
日曹炭鉱株式会社	〃
苫小牧製紙株式会社	〃
雄別炭鉱鉄道株式会社	〃
津軽鉄道株式会社	青森県知事
十和田鉄道株式会社	〃
南部鉄道株式会社	〃
弘南鉄道株式会社	〃
花巻温泉電鉄株式会社	岩手県知事
松尾鉱業株式会社	〃
富士製鉄株式会社	〃
岩手開発鉄道株式会社	〃
仙台鉄道株式会社	宮城県知事
秋保電気鉄道株式会社	〃
仙北鉄道株式会社	秋田県知事
栗原鉄道株式会社	〃
秋田中央交通株式会社	〃
小坂鉄道株式会社	〃
山形交通株式会社	山形県知事
庄内交通株式会社	〃
福島電鉄株式会社	福島県知事
小名浜臨港鉄道株式会社	〃
日本硫黄株式会社	〃
常磐炭鉱株式会社	茨城県知事
日立電鉄株式会社	〃
茨城交通株式会社	〃
鹿島参宮鉄道株式会社	〃
常総筑波鉄道株式会社	〃
鍋山軌道株式会社	栃木県知事
東野鉄道株式会社	〃
上毛電気鉄道株式会社	群馬県知事
上信電気鉄道株式会社	〃
鋼管鉱業株式会社	〃
秩父鉄道株式会社	埼玉県知事
日本ニッケル株式会社	〃
流山鉄道株式会社	千葉県知事
新京成電鉄株式会社	〃
小湊鉄道株式会社	〃
九十九里鉄道株式会社	〃

◉電波監理委員会告示第千七百十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月三十日

電波監理委員会委員長　網島　毅

1	2	3	4	5	6
日名免許人及び称号の番号	称号の氏名又は	無線局の種別	呼出名称	電波の型式	周波数
第昭和二十七年第一六五号	海上保安庁	船舶局	第一六五	A1J	二A
第昭和二十七年第一六六号	山崎源太郎	陸上移動局	第二万	A1J	二A
第昭和二十七年第一六七号	植田祐郎	陸上移動局	第二美	A1J	二A
第昭和二十七年第一六八号	海上保安庁	陸上移動局	第二十七	A1J	二A
第昭和二十七年第一六九号	柳下八郎	陸上移動局	第二海	A1J	二A
第昭和二十七年第一七〇号	東京一郎	陸上移動局	第二隈	A1J	二A
第昭和二十七年第一七一号	沢七郎	陸上移動局	第二福	A1J	二A
第昭和二十七年第一七二号	昭和丸	陸上移動局	第二愛	A1J	二A
第昭和二十七年第一七三号	佐藤文太郎	陸上移動局	第二日	A1J	二A
第昭和二十七年第一七四号	小林仁八郎	陸上移動局	第二千	A1J	二A
第昭和二十七年第一七五号	防石鉄道株式会社	陸上移動局	第二金	A1J	二A
第昭和二十七年第一七六号	長門鉄道株式会社	陸上移動局	第二力	A1J	二A
第昭和二十七年第一七七号	帆不鉄道株式会社	陸上移動局	第二海	A1J	二A
第昭和二十七年第一七八号	高松琴平電気鉄道株式会社	陸上移動局	第二隈	A1J	二A
第昭和二十七年第一七九号	琴平参宮電鉄株式会社	陸上移動局	第二福	A1J	二A
第昭和二十七年第一七〇号	伊予鉄道株式会社	陸上移動局	第二愛	A1J	二A
第昭和二十七年第一七一号	別子鉱業株式会社	陸上移動局	第二日	A1J	二A
第昭和二十七年第一七二号	土佐電気鉄道株式会社	陸上移動局	第二千	A1J	二A
第昭和二十七年第一七三号	西日本鉄道株式会社	陸上移動局	第二金	A1J	二A
第昭和二十七年第一七四号	日本炭礦株式会社	陸上移動局	第二力	A1J	二A
第昭和二十七年第一七五号	入條鉱業株式会社	陸上移動局	第二海	A1J	二A
第昭和二十七年第一七六号	貝島炭礦株式会社	陸上移動局	第二隈	A1J	二A
第昭和二十七年第一七七号	筑豊礦業株式会社	陸上移動局	第二福	A1J	二A
第昭和二十七年第一七八号	島原鉄道株式会社	陸上移動局	第二愛	A1J	二A
第昭和二十七年第一七九号	熊本電気鉄道株式会社	陸上移動局	第二日	A1J	二A

◉電波監理委員会告示第千七百十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月三十日

電波監理委員会委員長　網島　毅

1	2	3	4	5	6
日名免許人及び称号の番号	称号の氏名又は	無線局の種別	呼出名称	電波の型式	周波数
第昭和二十七年第一六八号	海上保安庁	船舶局	第二十七	A1J	二A
第昭和二十七年第一六九号	山崎源太郎	陸上移動局	第二万	A1J	二A
第昭和二十七年第一七〇号	植田祐郎	陸上移動局	第二美	A1J	二A
第昭和二十七年第一七一号	海上保安庁	陸上移動局	第二海	A1J	二A
第昭和二十七年第一七二号	柳下八郎	陸上移動局	第二隈	A1J	二A
第昭和二十七年第一七三号	東京一郎	陸上移動局	第二海	A1J	二A
第昭和二十七年第一七四号	小林仁八郎	陸上移動局	第二千	A1J	二A
第昭和二十七年第一七五号	防石鉄道株式会社	陸上移動局	第二隈	A1J	二A
第昭和二十七年第一七六号	長門鉄道株式会社	陸上移動局	第二福	A1J	二A
第昭和二十七年第一七七号	帆不鉄道株式会社	陸上移動局	第二愛	A1J	二A
第昭和二十七年第一七八号	高松琴平電気鉄道株式会社	陸上移動局	第二日	A1J	二A
第昭和二十七年第一七九号	琴平参宮電鉄株式会社	陸上移動局	第二千	A1J	二A
第昭和二十七年第一七〇号	伊予鉄道株式会社	陸上移動局	第二金	A1J	二A
第昭和二十七年第一七一号	別子鉱業株式会社	陸上移動局	第二力	A1J	二A
第昭和二十七年第一七二号	土佐電気鉄道株式会社	陸上移動局	第二海	A1J	二A
第昭和二十七年第一七三号	西日本鉄道株式会社	陸上移動局	第二隈	A1J	二A
第昭和二十七年第一七四号	日本炭礦株式会社	陸上移動局	第二福	A1J	二A
第昭和二十七年第一七五号	入條鉱業株式会社	陸上移動局	第二愛	A1J	二A
第昭和二十七年第一七六号	貝島炭礦株式会社	陸上移動局	第二日	A1J	二A
第昭和二十七年第一七七号	筑豊礦業株式会社	陸上移動局	第二千	A1J	二A
第昭和二十七年第一七八号	島原鉄道株式会社	陸上移動局	第二金	A1J	二A
第昭和二十七年第一七九号	熊本電気鉄道株式会社	陸上移動局	第二力	A1J	二A

◉電波監理委員会告示第千七百十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月三十日

電波監理委員会委員長 網島 毅

	免許人の氏名又は名称（免許の年月日及び番号）	無線局の種別及び設置場所（主たる停泊港）	呼出符号（呼出名称）及び空中線電力	電波の型式、周波数
1	白土徳兵衛（昭和二五、六、一）（第七一四七号）	船舶局 良徳丸（江名）	（だいにりようとくまる）A三	一九五五、二四四〇、二五四五、二六二〇、二七八五
2	太賀造（昭和二五、六、一）（第七二三一号）	〃 大成丸（中の作）	（だいにたいせいまる）A三	一六二〇、二四四〇、二五四五、二六五〇、二七八五
3	吉原正彦（昭和二七、二、二三）（第六六三三号）	〃 吉秀丸（式見）	（だいいちよしひでまる）A三	二四五〇、二五四五、二六五〇、二七八五
4	日下部汽船株式会社（昭和二五、六、一）（第三三〇三号）	〃 吉丸（神戸）	JBST A一、A二 五〇W	三七五、四〇〇、四二五、五〇〇
5	浜水産株式会社（昭和二七、二、一九）（第六六二七号）	〃 徳丸（野母）	（かとくまる）A三	二四五〇、二五四五、二六五〇、二七八五
6	大洋漁業株式会社（昭和二七、二、二三）（第六六三四号）	〃 二魚生丸（富江）	（だいにぎよせいまる）A三	一六一〇、一六二〇、一九三〇、一九五、二四四〇、二四五〇、二六五〇、二七八五
7	浜中漁業株式会社（昭和二七、三、二）（第六六四四号）	〃 三一丸（牛深）	（だいさんいちまる）A三	二四五〇、二六五〇、二七八五
8	内浦漁業株式会社（昭和二五、六、一）（第八二五五号）	〃 五内浦丸（伊達）	JFQW A一、A二	三七五、四〇〇、四二五、五〇〇、一五七〇、一五八〇、一六二〇
			A三 A一、A二	四〇〇W
			A三 但し、一五七〇、一五八〇は一〇〇W	
			A三 三五W	

◉電波監理委員会告示第千七百十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月三十日

電波監理委員会委員長 網島 毅

	免許人の氏名又は名称（免許の年月日及び番号）	無線局の種別及び設置場所（主たる停泊港）	呼出符号（呼出名称）及び空中線電力	電波の型式、周波数
1	三井船舶株式会社（昭和二六、一一、二二）（第一八〇三号）	船舶局 万田丸（東京）	JHBM A一、A二	三七五、四〇〇、四二五、四六〇、五〇〇、五四二〇、五五七〇、六六五〇、八二〇、八四三五、八五〇〇
			A一	二五〇W
2	林兼海運株式会社（昭和二六、一二、一八）（第一八四七号）	〃 永仁丸（東京）	JCHO A一、A二	三七五、四〇〇、四二五、四六〇、四六八、五〇〇、五五七〇、六六五〇、八二〇、八四三五、八五〇〇、一二四二〇、一六五六〇
			A一	五〇〇W 但し、六六五〇は三〇〇W
3	幸保利（昭和二六、一〇、一）（第一七一四号）	〃 幸福丸（勝浦）	（こうほくこうふくまる）A三	一九五五、二四四〇、三五四五、二六五〇、二七八五
			A一	二五W
4	飯野海運株式会社（昭和二七、一、二三）（第一九三七号）	〃 聖邦丸（東京）	JMUJ A一、A二	三七五、四〇〇、四二五、四六〇、四六八、五〇〇、五五七〇、六六五〇、八二〇、八四三五、八五〇〇、一二四二〇、一六五六〇
			A一	五〇〇W 但し、六六五〇は三〇〇W
			A二	二二〇〇W
			レーダー	P〇 九三八五Mc 五〇KW
5	恵浦水産株式会社（昭和二七、三、五）（第六六三七号）	〃 第二十三雲仙丸（長崎）	JAZO A一、A二、A三	三七五、四二五、五〇〇、一五八〇
			A一、A二	一六一〇、一九三〇
			A一、A二	五五二〇、八三三五
			A一	一二五W
			A三	但し、八三三五は一〇〇W
			A三	四〇W

◉電波監理委員会告示第千七百十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許（承認）を与えた。

昭和二十七年四月三十日

電波監理委員会委員長 網島 毅

	免許人の氏名又は名称（免許の年月日及び番号）	無線局の種別及び設置場所（主たる停泊港）	呼出符号（呼出名称）及び空中線電力	電波の型式、周波数
1	株式会社金子商店（昭和二七、三、三）（第六六三九号）	船舶局 第八源福丸（館浦）	（だいはちげんぷくまる）A三	二四五〇、二五四五、二六五〇、二七八五
			A三	一五W
2	道津殖（昭和二七、三、一五）（第六六四六号）	〃 大平丸（青方）	（たいへいまる）A三	二四五〇、二五四五、二六五〇、二七八五
			A三	三五W
3	福寿水産合資会社（昭和二七、三、一五）（第六六四七号）	〃 第三福寿丸（阿瀬津）	（だいさんふくじゅうまる）A三	二四五〇、二五四五、二六五〇、二七八五
			A三	三五W
4	増田茂吉（昭和二七、三、一三）（第六六四五号）	〃 第十七増丸（長崎）	JGJT A一、A二、A三	三七五、四二五、五〇〇、一五八〇
			A一、A二、A三	一六一〇、一九三〇
			A一、A二	五五二〇、八三三五
			A一	一二五W
			A三	但し、八三三五は一〇〇W
			A三	四〇W
5	恵浦水産株式会社（昭和二七、三、五）（第六六三七号）	〃 第二十三雲仙丸（長崎）	JAZO A一、A二、A三	三七五、四二五、五〇〇、一五八〇
			A一、A二	一六一〇、一九三〇
			A一、A二	五五二〇、八三三五
			A一	一二五W
			A三	但し、八三三五は一〇〇W
			A三	四〇W

◉大蔵省告示第七百五十三号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十四條第一項の規定により、両替業務を営むことについて次のとおり認可した。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣 池田 勇人

名称	業務の内容	営業所名	所在地	業務開始期日	認可年月日
株式会社帝国ホテル	外国通貨の売買及び外国から仕向けられ、又は外国通貨をもつて表示された旅行小切手の買入れ	株式会社帝国ホテル	東京都千代田区内幸町一丁目一番地	昭和二十七年四月十九日	昭和二十七年四月十九日

◉大蔵省告示第七百五十四号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十四條第一項の規定により、両替業務を営むことについて次のとおり認可した。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣 池田 勇人

名称	業務の内容	営業所名	所在地	業務開始期日	認可年月日
株式会社十八銀行	外国通貨の売買及び外国から仕向けられ、又は外国通貨をもつて表示された旅行小切手の買入れ	佐世保支店	長崎県佐世保市松浦町六十三番地	昭和二十七年四月二十八日	昭和二十七年四月十九日

◉大蔵省告示第七百五十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、小倉市信用金庫第八回ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 小倉市信用金庫第八回ほがらか定期預金

二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年五月一日から同月三十一日まで。
四 割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	三、〇〇〇	三
三等	一、〇〇〇	二
四等	一〇〇	五〇〇
五等	三〇	四、四四六
六等	二〇	五、〇〇〇
計		一
五 抽せん期日	昭和二十七年六月十日	
六 割増金の支払開始期日	昭和二十七年六月十六日	
七 預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。	

◉大蔵省告示第七百五十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、千葉県信用金庫連合第五回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 千葉県信用金庫連合第五回平和定期預金

二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。
四 割増金品
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各三組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定め、二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金品	当せんの数	
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本	一
一等	一〇、〇〇〇円	二	二
二等	一、〇〇〇円	三〇	
三等	五〇〇円	一、五〇〇	
四等	一〇〇円	一、五〇〇	
五等	四〇円四〇銭	一五、〇〇〇	
六等	二〇円	一三、三一七	
二重賞 特別賞	一〇、〇〇〇円 又はミシン一台	一	
平和賞	七、五〇〇円 又は服地一着分	二	
計		一五〇、〇〇〇	
五 抽せん期日	昭和二十七年七月六日		
六 割増金品の支払開始期日	昭和二十七年七月十四日		
七 預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。		

◉大蔵省告示第七百五十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三重県信用金庫第十二回愛郷定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 三重県信用金庫第十二回愛郷定期預金

二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。
四 割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各八組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数	
特賞	五〇、〇〇〇円	四本
一等	五、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	八
三等	一〇〇	一六〇
四等	五〇	八〇〇
五等	三五	八、〇〇〇
六等	二〇	七一、〇二四
計		八〇、〇〇〇
五 抽せん期日	昭和二十七年七月十日	
六 割増金の支払開始期日	昭和二十七年七月二十一日	
七 預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。	

◉大蔵省告示第七百五十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三重県信用組合第十二回愛郷定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 三重県信用組合第十二回愛郷定期貯金

二 條件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。
四 割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	五〇
五等	五〇	二〇〇
六等	三五	一、〇〇〇
七等	二〇	八、七三五
計		一〇、〇〇〇
五 抽せん期日	昭和二十七年七月十日	
六 割増金の支払開始期日	昭和二十七年七月二十一日	
七 貯金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。	

◉**大蔵省告示第七百五十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、西大寺信用金庫第二回共栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　西大寺信用金庫第二回共栄定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月二十八日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	一〇〇	九
三等	三〇	一五〇
四等	二〇	二、八三八
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月十五日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百六十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、加茂信用金庫第五回加茂定期預金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　加茂信用金庫第五回加茂定期預金

二　條　件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年五月一日から同年六月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	五、〇〇〇	二
三等	一、〇〇〇	七
四等	一〇〇	一〇〇
五等	五〇	三〇〇
六等	二〇	九、五九〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年七月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年七月二十一日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第七百六十一号**

ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第七條第一項の規定により、三国がドイツ財産についてする行為については、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から、同令第五條第四項に規定する報告の義務並びに同令第六條第一項及び第三項に規定する行為の制限を免除した。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

◉**大蔵省告示第七百六十二号**

昭和二十六年二月総理府、大蔵省告示第一号及び昭和二十七年三月総理府、大蔵省告示第一号は、廃止する。

昭和二十七年四月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

◉**農林省告示第百七十号**

昭和二十四年四月農林省告示第七十一号（東京都に禁狐区を設置する件）で告示した禁狐区のうち、南多摩郡の一部を区域とする禁狐区及び昭和二十四年十二月農林省告示第三百七十六号（静岡県、宮崎県、長崎県に禁狐区を設置する件）で告示した禁狐区のうち、長崎県南高来郡の一部を区域とする禁狐区は、昭和二十七年三月三十一日限り廃止した。

昭和二十七年四月三十日

農林大臣　広川　弘禅

◉**農林省告示第百七十一号**

国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）に基き、農業委員会施設補助金交付規程（昭和二十六年農林省告示第二百五十六号）の一部を次のように改正し、昭和二十七年度の補助金から適用する。

昭和二十七年四月三十日

農林大臣　広川　弘禅

第二條第一項中第一号を次のように改め、第五号を削り、第六号を第五号とする。

一　都道府県農業振興計画費

第二條第二項を次のように改める。

2　前項第一号の経費に対する補助率は二分の一以内とし、同項第二号から第五号までの経費に対する補助はその費用の範囲内とする。

◉**農林省告示第百七十二号**

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第十六條の規定に基き、昭和二十七年農林省告示第四十号の一部を次のように改正し、昭和二十七年五月一日から施行する。

昭和二十七年四月三十日

農林大臣　広川　弘禅

本文中「食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第五條の指定業者以外の者で左の各号の一に該当せず、且つ、あらかじめ農産物検査官に届出をしたものに当該米穀を指定業者に委託して政府に売り渡すべき旨の委任をしたとき」を「食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第五條の指定業者に当該米穀を当該指定業者の名義により政府に売り渡すべき旨の委託をした場合又は指定業者以外の者に当該米穀を指定業者に委託して政府に売り渡すべき旨の委任をした場合。但し、その委託又は委任を受けた者は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）その他割当及び配給に関する諸法令違反の行為により懲役又は罰金の刑に処せられたことがなく、且つ、あらかじめ農産物検査官に届出をした者に限る。」に改め、各号を削る。

◉**農林省運輸省告示第五号**

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二條の規定に基き、倉荷証券の発行を次のように許可した。

昭和二十七年四月三十日

農林大臣　広川　弘禅

運輸大臣　村上　義一

一　組合の名称及び住所　増毛漁業協同組合　北海道増毛郡増毛町大字稲葉町三丁目三七

二　許可年月日　昭和二十七年四月十四日

◉**農林省運輸省告示第六号**

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二條の規定に基き、倉荷証券の発行を次のように許可した。

昭和二十七年四月三十日

農林大臣　広川　弘禅

運輸大臣　村上　義一

一　組合の名称及び住所　岩内郡漁業協同組合　北海道岩内郡岩内町字万代一番地

二　許可年月日　昭和二十七年四月十四日

◉**通商産業省告示第九十五号**

熱管理法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十号）第九條第五項の規定に基き、熱管理に関する第一回長期研修の時期、場所等を次のように定める。

昭和二十七年四月三十日

通商産業大臣　高橋龍太郎

一　時　期　昭和二十七年六月十七日から同年七月二十六日まで

二　場　所　東京都北区浮間町　工業技術庁資源技術試験所浮間分室

三　研修人員　六十人

四　申込要領　研修を受けようとする者は、次の様式による熱管理第一回長期研修申込書を昭和二十七年五月三十一日までに川口市寿町資源技術試験所へ提出すること。（寄宿舎利用を希望する者は、申込書の右肩に「宿舎利用」と明記すること。）なお、研修を許可する者には、研修受講許可証を送付する。

様式

熱管理第一回長期研修申込書

一　氏　名（ふりがなをつけること）

二　生年月日

三　学　歴

四　職　歴

熱管理第一回長期研修を受けたいので申し込みます。

年　月　日

申込者の所属する工場または事業場の名称および所在地

申込者（通知先）の現住所

申込者の氏名　印

通商産業大臣　殿

◉**郵政省告示第百三十六号**

簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基き、昭和二十七年五月十六日から次の簡易郵便局を設置する。

昭和二十七年四月三十日

郵政大臣　佐藤　栄作

委託事務

名称	位置
日野台簡易郵便局	東京都南多摩郡日野町大字日野字一里塚（日野局郵便区内）
上大野簡易郵便局	茨城県東茨城郡上大野村（水戸局郵便区内）
伊勢畑簡易郵便局	同伊勢畑村（長倉局郵便区内）
千部塚簡易郵便局	同稲敷郡茎崎村大字高崎（牛久局郵便区内）
蛭田簡易郵便局	栃木県那須郡湯津上村大字蛭田（佐良土局郵便区内）
上植木簡易郵便局	群馬県伊勢崎市大字上植木（伊勢崎局郵便区内）
波野簡易郵便局	茨城県鹿島郡波野村（鹿島局郵便区内）
富士ケ嶺簡易郵便局	山梨県西八代郡上九一色村大字本栖（上九一色局郵便区内）

◉**経済安定本部告示第二号**

昭和二十三年八月二十七日物三第六九七号（セメントの分析試験料の統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十七年四月三十日

経済安定本部総裁　吉田　茂

◉**福岡県教育委員会告示第十一号**

左の史蹟を文化財保護法第七十條の規定により仮指定する。

昭和二十七年四月三十日

福岡県教育委員会

名称	史蹟地域
福城跡	福岡県福岡市大名町

◉**福岡県教育委員会告示第二十一号**

左の史蹟を文化財保護法第七十條の規定により昭和二十六年五月二十五日附仮指定した。

昭和二十七年四月三十日

福岡県教育委員会

名称	史蹟地域
銚子塚古墳	福岡県糸島郡一貫山村大字田中一〇七番地 三段六畝二十六歩
金栗遺蹟	福岡県山門郡瀬高町大字小川字金栗六六番地 十坪

◉**福岡県教育委員会告示第二十二号**

左の史蹟を文化財保護法第七十條の規定により昭和二十六年七月六日附仮指定した。

昭和二十七年四月三十日

福岡県教育委員会

名称	史蹟地域
めづらし塚古墳	福岡県浮羽郡福富村大字富永字原六五三番地の二 八〇坪
附島船塚古墳	福岡県浮羽郡福富村大字富永字古畑二三一六番地の一 九・七四坪
古畑古墳	福岡県浮羽郡福富村大字富永古畑二三一六番地の三 四二・〇坪

正	誤	正
五五一 一一四	終り から 旧耕地整理法	五五〇 一 三改める。
〃 二一四	総裁	改め、「（日ノ島ヲ含ム。）」を削る。
〃	経済安定本部総裁（以下「総裁」という。）	〃
五 八	第百十四号	第百九十四号

同日（官報号外第二十八号）公布政令第七十三号閉鎖機関整理委員会解散令中

九二二　二大臣が解散　大臣が、解散

同日（官報号外第二十九号）公布法律第四十四号在外公館等借入金の返済の実施に関する法律中

一二二末行　ときは、五　ときは五万円

同日（官報号外第三十号）公布法律第六十一号租税特別措置法等の一部を改正する法律中

三二二四二七　更正　更生

同日（同号外）公布政令第七十九号所得税法施行規則の一部を改正する政令中

三八	一	一（終り）	規定により
三九二	七（終り）	以後最初に	以後開始

同日（同号外）公布政令第八十号法人税法施行規則の一部を改正する政令中

同四月一日（官報号外第三十二号）公布法律第六十六号日本輸出銀行法の一部を改正する法律中

二一	終りから四行目から	間の行頭二字	「（資本金）」を加える。

総理府官報報告主任

昭和二十七年四月二十二日公布運輸省令第十六号（鉄道運輸規程等の一部を改正する等の省令）別表中四〇七頁二段運送業者の部四行「雅内利礼運輸株式会社」は「雅内利礼運輸株式会社」の、同段運送区間の部五行「船舶」は「船泊」のいずれも誤植

国会事項

○衆　議　院

◉**指名通知**　四月二十六日本院は積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員に衆議院議員宇野秀次郎及び同鹿野彦吉を指名した旨内閣に通知した。

◉**報告書受領**　四月二十六日内閣を経由して土地調整委員会委員長我妻栄から、土地調整委員会設置法第十九條の規定に基き、昭和二十六年土地調整委員会年次報告書を受領した。

◉**議案提出**　四月二十六日議員から提告した議案は次の通りである。

教育施設の復旧、確保に関する決議案（井之口政雄外二十二名提出）

◉**條約送付**　四月二十六日参議院に送出した條約は次の通りである。

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件

◉**議案送付**　四月二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

国民健康保険再建整備資金貸付法案

統計報告調整法案

国有財産特別措置法案

国民貯蓄債券法案

設備輸出為替損失補償法案

塩専売法の一部を改正する法律案

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

◉**議事日程**　四月二十八日の議事日程は次の通り。

議事日程　第三十六号

昭和二十七年四月二十八日（月曜日）

午後二時開議

第一　耐火建築促進法案（鈴木仙八外十三名提出）

○参　議　院

◉**議事日程**　四月二十八日の議事日程は左の通り。

議事日程　第三十三号

昭和二十七年四月二十八日（月曜日）

午前十時開議

昭27.4.30. 第7592号

第一 信用金庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)
第二 米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)
第三 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)
(委員長報告)
第四 公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)
第五 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)
第六 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)
第七 日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)
第八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)
第九 戦争犠牲者国家補償法制定等に関する請願(九件)
(委員長報告)
第一〇 戦争犠牲者援護等に関する請願
(委員長報告)
第一一 母子福祉法制定に関する請願(十二件)
(委員長報告)
第一二 戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(八件)
(委員長報告)
第一三 戦争犠牲者遺族国家補償に関する請願(三件)
(委員長報告)
第一四 身体傷害者福祉法中一部改正に関する請願
(委員長報告)
第一五 戦ぼつ者の慰霊祭参加に関する請願
(委員長報告)
第一六 戦傷病者の国家補償に関する請願
(委員長報告)
第一七 未復員者給与法に関する請願(四件)
(委員長報告)
第一八 恩給および一時金受給者に未復員者給与法適用等の請願(二件)
(委員長報告)
第一九 重度せき髄損傷傷い者の医療に関する請願
(委員長報告)
第二〇 重度せき髄損傷傷い者の住宅建設に関する請願
(委員長報告)
第二一 未復員者給与法中一部改正に関する請願
(委員長報告)
第二二 日本赤十字社殉職看護婦遺家族の援護に関する請願
(委員長報告)
第二三 日本赤十字社殉職救護員等の遺家族援護に関する請願
(委員長報告)
第二四 元傷い軍人待遇改善に関する請願
(委員長報告)
第二五 未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願(十件)
(委員長報告)
第二六 未復員特例患者の医療給付に関する請願
(委員長報告)
第二七 戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する請願
(委員長報告)
第二八 元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する請願
(委員長報告)
第二九 元陸軍毒ガス工場軍属の援護対策に関する請願(二件)
(委員長報告)
第三〇 原爆犠牲者遺族の援護に関する請願
(委員長報告)
第三一 戦傷病者戦没者遺族等援護法案中一部修正に関する請願
(委員長報告)
第三二 戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大に関する請願
(委員長報告)
第三三 戦争犠牲者遺族援護費に関する請願
(委員長報告)
第三四 未復員特例患者の医療保障に関する請願
(委員長報告)
第三五 第十東予丸遭難死没軍人遺族の戦傷病者戦没者遺族等援護法案適用に関する請願
(委員長報告)
第三六 戦没動員学徒遺族等を戦傷病者戦没者遺族等援護法案に包含の請願
(委員長報告)
第三七 戦争犠牲者の援護強化に関する請願
(委員長報告)
第三八 戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大等に関する請願
(委員長報告)
第三九 戦没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の請願
(委員長報告)
第四〇 戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情(二十件)
(委員長報告)
第四一 戦争犠牲者遺族および戦傷病者の補償に関する陳情
(委員長報告)
第四二 戦争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情(二十件)
(委員長報告)
第四三 戦争犠牲者遺族等の援護強化に関する陳情
(委員長報告)
第四四 戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(十三件)
(委員長報告)
第四五 母子福祉法制定に関する陳情
(委員長報告)
第四六 戦ぼつ船員遺族の援護強化に関する陳情
(委員長報告)
第四七 船員の遺族援護に関する陳情
(委員長報告)
第四八 元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情(三件)
(委員長報告)
第四九 元傷い軍人等の医療費全額国庫負担に関する陳情
(委員長報告)
第五〇 未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情(一件)
(委員長報告)
第五一 未帰還者留守家族の援護に関する陳情(二件)
(委員長報告)
第五二 元傷い軍人の国家補償に関する陳情
(委員長報告)
第五三 未帰還者留守家族の国家補償に関する陳情
(委員長報告)
第五四 戦傷病者戦没者遺族等援護法案修正に関する陳情
(委員長報告)
第五五 戦没船員遺家族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の陳情(二件)
(委員長報告)
第五六 未復員特例患者の医療保障に関する陳情
(委員長報告)
第五七 戦争犠牲者未亡人の援護に関する陳情
(委員長報告)
第五八 未復員特例患者の医療給付等に関する陳情(二件)
(委員長報告)
第五九 開拓団等の傷病者、死没者遺家族の戦傷病者戦没者遺族等援護法案適用に関する陳情
(委員長報告)
第六〇 引揚者の国家補償に関する陳情
(委員長報告)
第六一 戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する陳情
(委員長報告)

◉議案提出 四月二十五日衆議院から左の議案を提出した。
米穀の政府買入価格の特例に関する法律案

全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案(閣法第一七三号)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案(閣法第一七四号)
運輸委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案(閣法第一五七号)
地方行政委員会に付託
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)
郵政委員会に付託
又同日議長は、左の衆議院提出案を委員会に付託した。
米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(衆第二五号)
十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆第三三号)
農林委員会に付託
木船運送法案(衆第二九号)
運輸委員会に付託

◉議案送付 四月二十五日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
気象業務法案

◉議案回付 四月二十五日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
総理府設置法等の一部を改正する等の法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法案
町村職員恩給組合法案

◉議決通知 四月二十五日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
特許法の一部を改正する法律案、平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案
平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う電波法の特例に関する法律案
法務府設置法の一部を改正する法律案
又同日本院は、衆議院送付の左の件を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。
昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正(特第一号)総則第四條に基く使用総調書
昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書
昭和二十六年度特別会計予算総則第一条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案
昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十六年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十六年度特別会計予算補正(特第一号)総則第四條に基く使用総調書
昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書
昭和二十六年度特別会計予算総則第一条に基く行政協定の実施に伴う刑事特別法
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う民事特別法
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案可決報告書
総理府設置法等の一部を改正する法律案可決報告書
法務府設置法の一部を改正する法律案可決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案可決報告書
公務員等の懲戒免除等に関する法律案可決報告書
米穀の政府買入価格の特例に関する法律案可決報告書
十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案可決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案可決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案可決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案可決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案可決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案可決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案可決報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
総理府設置法等の一部を改正する等の法律案
町村職員恩給組合法案
戦傷病者戦没者遺族等援護法案
又同日衆議院議長から、国会において承諾することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正(特第一号)総則第四條に基く使用総調書
昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書
昭和二十六年度特別会計予算総則第一条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案
十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
木船運送法案
総理府設置法等の一部を改正する等の法律案
町村職員恩給組合法案
戦傷病者戦没者遺族等援護法案
又同日衆議院議長から、国会において承諾することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書(その二)
昭和二十五年度特別会計予算総則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正(特第一号)総則第四條に基く使用総調書
昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予算総則第七條に基く使用総調書
昭和二十六年度特別会計予算総則第一条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案可決報告書
厚生委員会請願審査報告書第二号同
厚生委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号
厚生委員会陳情審査報告書第三号同
特別報告第三号
厚生委員会請願審査報告書第三号同
特別報告第三号
厚生委員会陳情審査報告書第三号同
特別報告第三号

◉議案受領 四月二十五日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う刑事特別法案
外資に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三一号)
経済安定委員会に付託
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(閣法第一四一号)
法務委員会に付託
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(閣法第一六六号)
日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う刑事特別法案(閣法第一四一号)
法務委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う民事特別法案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案(閣法第一三一号)
経済安定委員会に付託
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(閣法第一六六号)
日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う刑事特別法案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う民事特別法案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時

取引所監理官兼務を免ずる

（以上四月二十六日）

○証券取引委員会

大蔵事務官　清水　隆道

統計委員会委員を命ずる

岡本清三郎

代表随員を命ずる（以上四月二十五日）

綿花諮問委員会第十一回総会日本政府代表

イタリア国ローマにおいて開催の国際

（各通）

在ローマ日本政府

外務事務官　滝川　正久

代表顧問を命ずる

綿花諮問委員会第十一回総会日本政府代表

イタリア国ローマにおいて開催の国際

（各通）

新通商産業事務官　柿坪　糧吉

新潟大学教育学部長事務代理を免ずる

名古屋大学講師に補する　梅津　済美

名古屋大学講師に補する

同　同　同　同　後藤市兵衛

手島周大郎

内ヶ崎潔一郎

丹野三郎

文部事務官　上島竹三郎

同　文部技官　宮本伝次郎

内閣官房長官秘書官兼内閣総理大臣秘書官を免ずる

内閣官房長官秘書官兼内閣総理大臣秘書官に任命する

第7592号

昭27.4.30.

仙台鉄道郵便局長を命ずる　堀　俊三
同　佐藤角蔵
青森鉄道郵便局長を命ずる

仙台郵政局資材部配給課長を命ずる　山田忠吉
同　山口俊一郎
仙台郵政局文書課長を命ずる　横山秀夫
同　坂東二郎
秋田郵便局長を命ずる　角田秋穂
福島郵便局長を命ずる　藤田多喜治
仙台郵便局長を命ずる　松永金一郎
青森郵便局長を命ずる　浜谷政雄
熊本郵政局郵務部施設課長を命ずる
熊本郵政局資材部調査課長を命ずる　中島貞雄
熊本郵政局資材部給課長を命ずる　堀田湖雄
博多郵便局長を命ずる　瑞添八百喜
熊本郵便局長を命ずる　諏訪光二郎
同　佐藤義一
延岡郵便局長を命ずる
同　鑑
博多郵便局次長を命ずる　藤田湖雄
同　佐和栄一
直方郵便局長を命ずる　光延安一郎
熊本郵政局資材部配給課長を命ずる
熊本郵便局次長を命ずる　皆山静人
同　原田矣
大分郵便局次長を命ずる　中溝政六
同　秋月虎男
折尾郵便局長を命ずる　植村拗蔵
同　高橋
佐賀郵便局次長を命ずる　工藤兼作
同　手塚岐
熊本郵便局長を命ずる　川辺行術
同　井上由之
熊本地方貯金局次長を命ずる　千葉三男
同　安本機彌
横浜地方貯金局次長を命ずる　新井利一
同　矢島俊忠
長野地方貯金局次長を命ずる　池沢伊男
金沢地方貯金局次長を命ずる　林清一
同　角田昌吉
京都地方貯金局次長を命ずる　依田清
岡山地方貯金局次長を命ずる　岸本三郎
同　田髮末夫
広島地方貯金局次長を命ずる　平田金蔵
下関地方貯金局次長を命ずる　松本久米雄
德島地方貯金局次長を命ずる
熊本地方貯金局次長を命ずる

郵政監察官を免ずる　角谷善蔵
同
郵政職員訓練所伝習所教官を命ずる　日根三朗
同
郵政職員訓練所研修所勤務を命ずる　松原清
同
郵政職員訓練所研修所勤務を命ずる　中村迎作
同
郵政職員訓練所研修所教頭を命ずる　山田敏夫
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　岡部記
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　宮本芳雄
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　五木田正雄
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　柳橋豊一郎
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　池沢伊男
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　福本安雄
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　三上重雄
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　山本清隆
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　越智竹男
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　角谷善治郎
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　梅田勵
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　中村迎作
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　台俊三郎
同
郡山地方貯金局会計課長を命ずる　小野博
郡山地方貯金局第一貯金課長を命ずる　高橋勝美
同
郡山地方貯金局第二貯金課長を命ずる　村沢文雄
同
函館地方貯金局管理課長を命ずる　村沢弼松
同

郵政監察官を免ずる　角谷善蔵
同
郵政職員訓練所伝習所研修所勤務を命ずる　日根三朗
同
郵政職員訓練所研修所勤務を命ずる　中村迎作
同
郵政職員訓練所研修所教頭を命ずる　山田敏夫
同
郵政職員訓練所研修所主事を命ずる　台俊三郎
同
郡山地方貯金局会計課長を命ずる　小野博
郡山地方貯金局第一貯金課長を命ずる　高橋勝美
同
郡山地方貯金局第二貯金課長を命ずる　村沢文雄
同
函館地方貯金局管理課長を命ずる　村沢弼松
同
秋田地方貯金局管理課長を命ずる　若江文雄
同
秋田地方貯金局振替貯金課長を命ずる　安栄
同
山形地方貯金局振替貯金課長を命ずる　梅田勵
同
山形地方貯金局第二貯金課長を命ずる　伊藤栄蔵
同
山形地方貯金局第一貯金課長を命ずる　市川慶次郎
同
山形地方貯金局管理課長を命ずる　山下敏雄
同
鹿児島地方貯金局第二貯金課長を命ずる　中村迎作
同
鹿児島地方貯金局振替貯金課長を命ずる　台俊三郎
同
郡山地方貯金局会計課長を命ずる　小野博
郡山地方貯金局第一貯金課長を命ずる　高橋勝美
同
郡山地方貯金局第二貯金課長を命ずる　村沢文雄
同
函館地方貯金局管理課長を命ずる　村沢弼松
同

宮崎郵便局長を命ずる　高橋
同　佐和栄一
福岡郵便局長を命ずる　角田湖雄
熊本郵政局資材部配給課長を命ずる
熊本郵便局次長を命ずる　皆山静人
大分郵便局次長を命ずる　原田矣
同　中溝政六
折尾郵便局長を命ずる　秋月虎男
同　植村拗蔵
佐賀郵便局次長を命ずる　高橋
同　工藤兼作
熊本郵便局長を命ずる　手塚岐
同　井上由之
熊本郵政局人事部人事課長を命ずる　川辺行術
同　芦沢貫
青森郵便局次長を命ずる　由治
郵政職員訓練所札幌研修所長を命ずる　川内四郎市
同　伊藤勝之助
小樽郵便局長を命ずる　池岡善三
札幌郵政局人事部人事課長を命ずる　谷川喜代治
同　芦沢貫
札幌郵政局郵務部施設課長を命ずる　船津茂
札幌郵政局郵務部郵務施設課長を命ずる　千葉三男
東京地方貯金局次長を命ずる　安本機彌
同
横浜地方貯金局次長を命ずる　新井利一
同　矢島俊忠
長野地方貯金局次長を命ずる　池沢伊男
同　林清一
金沢地方貯金局次長を命ずる　依田昌吉
京都地方貯金局次長を命ずる　岸本三郎
岡山地方貯金局次長を命ずる　田髮末夫
同　平田金蔵
広島地方貯金局次長を命ずる　松本久米雄
下関地方貯金局次長を命ずる
德島地方貯金局次長を命ずる
熊本地方貯金局次長を命ずる

京都地方簡易保険局第二保険金課長を命ずる　岡部記
同
京都地方簡易保険局第一保険金課長を命ずる　小倉堵
同
岐阜地方簡易保険局会計課長を命ずる　宮本芳雄
同
岐阜地方簡易保険局統計課長を命ずる　五木田正雄
同
京都地方簡易保険局統計課長を命ずる　柳橋豊一郎
同
東京地方簡易保険局管理課長を命ずる　池沢伊男
同
東京地方簡易保険局第一還付金課長を命ずる　福本安雄
同
東京地方簡易保険局第四保険金課長を命ずる　三上重雄
同
東京地方簡易保険局第七保険金課長を命ずる　山本清隆
同
東京地方簡易保険局第一契約課長を命ずる　越智竹男
同
東京地方簡易保険局第一契約課長を命ずる　角谷善治郎
同
東京地方簡易保険局管理課長を命ずる　梅田勵
同
東京地方簡易保険局管理課長を命ずる　中村迎作
同
東京地方簡易保険局管理課長を命ずる　台俊三郎
同
東京地方簡易保険局管理課長を命ずる　若江文雄
同
東京地方簡易保険局管理課長を命ずる　村沢弼松

同　同　同　官吏懲戒　小　呂　寡　雄　同　高　原　孝　一　郎
同　同　同　

総理府公告

◉公益事業委員会公告第9号

公益事業令（昭和25年政令第343号）第60條第1項第2号の規定による聽聞を下記の通り行う。

昭和27年4月30日

公益委員会

委員長　松本　丞治

記

件名　事業の要旨

聽聞の期日　昭和27年5月14日午前10時

聽聞の場所　東京都港区東中筋丁目地番の数7号

公益事業委員会事務所内

1. 瓦斯事業令第2條の2の規定による東京瓦斯株式會社の石炭能力日産330トンを1,200トンに変更の件　上記業務　同　上

2. 電気事業令第2條の2の規定による東京電力株式會社の火力発電所の出力を大幅に増加する。出力KW 上記業務　同　上

3. 瓦斯事業令第2條の2の規定による東京瓦斯株式會社の石炭能力日産330トンを1,200トンに変更の件　上記業務　同　上

法務府公告

○押収物還付公告

平区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年保第一〇九号（吉野セキ食糧管理法違反事件）

一、食パン　換価金　三十四円五十銭

○同保第三〇〇号（小沢勇同）

一、代用洗剤　同　二百九十六円十銭

○昭和二十四年保第一五五号（鈴木勇臨時物資需給調整法違反事件）

一、鮮魚　同　二百八十六円

○昭和二十六年保第一六二号（佐藤昌三食糧管理法違反事件）

一、米　同　六百二十二円

○同保第四二号（巻島年夫同）

一、米等　同　九百円九十三銭

○同保第一二五号（金田秀男同）

一、同　同　五百二十七円

○同保第四六号（中野信夫同）

一、米　同　五百七十四円

○同保第一四号（久住幸男同）

一、丸麦　同　三百六十二円

○同保第四九一号（被疑者不詳同）

一、セメン袋　一枚

二、米　換価金　八百八十円

○同保第四九二号（被疑者不詳四名同）

一、同　五千四百四十八円十二銭

二、風呂敷　七枚

三、洋傘地布　一枚

四、木綿袋　三枚

五、セメン袋　三枚

六、男帯　一本

七、手拭　一本

八、紙袋　一枚

九、紙箱　一箇

○同領第六号（小野真平葉煙専売法違反事件）

一、現金　五百十円

内訳

百円紙幣　五枚　十円紙幣　五枚

○同領第二六号（佐藤ハシメ遺失物横領事件）

一、葉煙草　三瓩七五〇瓦

○同領第一〇六号（飯島国一同）

一、葉煙草　一〇一三瓩

○同領第一〇七号（川島甚松同）

一、葉煙草　一〇一一瓩

○同領第一〇八号（小菅昌平同）

一、非売渡製造たばこ　一瓩六〇〇瓦

○同領第一〇九号（鈴木広同）

一、非売渡製造たばこ　四本

○同領第一五号（最上吉治同）

一、非売渡製造たばこ　二本

○同領第一八号（金沢勝治同）

一、葉煙草　三瓩

○同領第二四号（大内芳次郎食糧緊急措置令違反事件）

一、主要食糧配給通帳　一冊

○同領第一〇一号（同伊藤ヨシ子同）

一、盗事件）　一冊

○同二十五年領第九三号（桶口義輝窃盗事件）

一、女物下駄　一足

○同二十六年領第一二〇号（蛭田仙吉漂流物横領事件）

一、杉材　末口三寸長さ六尺もの　五本

末口三寸五分長さ六尺もの　五本

末口三寸から五寸長さ六尺

六尺口五尺棚　一冊

○同領第一二号（滝松男銃砲火薬類取締法違反事件）

一、七首　一振

○同領第四六号（唐沢末松外七名賭博事件）

一、座布団　一枚

二、赤花札　一組

三、黒花札　一組

四、駒札　二十枚

五、木製弁当箱（駒札入）　一箇

六、賭金　五百円

七、赤革製短靴　一足

八、防寒帽子　一箇

○同領第四四号（鈴木康窃盗事件）

一、風呂敷　一枚

○昭和二十四年保第二二号（佐久間ミヨ食糧管理法違反事件）

一、米等　換価金　五百六十三円

○同保第一六号（佐川トク臨時物資需給調整法違反事件）

一、鮮魚　同　四百七十二円六十銭

○同二十三年保第三〇八号（金沢勝治食糧管理法違反事件）

一、米　同　三百六十五円五十三銭

○同二十五年領第一一号（坂本松四郎酒税法違反事件）

一、濁酒　一箇

二、二斗樽　一箇

○同二十六年領第九三号（被疑者不詳同）

一、醪　二斗樽　一箇

二、醪　三五升

三、醪　三五升

四、醪　三五升

五、四斗桶　一箇

六、同　三五升

七、同　一箇

八、同　三五升

九、同　一箇

○同領第九〇号（江上金太郎煙草専売法違反事件）

一、葉煙草　七瓩一二九瓦

○同領第九二号（三本松ウメ同）

一、葉煙草　七瓩五〇〇瓦

○同二十七年領第四一号（菊地一郎外一名窃盗事件）　二枚

○同二十七年領第九九号（渡辺ヨシ煙草専売法違反事件）

一、葉煙草　八百匁

○同領第三三二号（吉田忠男外二名窃盗事件）

一、南京袋　一枚

二、女物下駄　一足

四、男物下駄　一足

○同領第三九六号（岡本丑吉殺人事件）

二、黒色野球帽子　一箇

○同領第一八一号（斎藤長吉賭博事件）

二、現金　五十円

三、同　百三十五円

○同二十四年領第三八五号（佐川剛銃砲等所持禁止令違反事件）

一、花札　一組

○同領第一号（吉田幸作外十一名賭博事件）

一、花札　四十八枚

二、場銭　二千二百円

三、駒札　大、九枚　小、一五枚

四、毛布　一枚

五、座布団　一枚

○同領第三号（若松勇外七名同）

一、現金　一千百円

○同領第二九号（平松定司外三名同）

一、花札　四十八枚

二、現金　四百三十円

○同二十六年領第六五九号（山本重春外一名暴行事件）

一、海軍ナイフ　一丁

○同押第九八号（戸井田政蔵同）

一、出刃庖丁　一丁

○同二十四年押第一四八号（中野一男窃盗事件）

一、ナイフ　一丁

○同二十六年押第四六号（鈴木キクイ煙草専売法違反事件）

一、葉煙草　一貫五百匁

○同押第五五九号（鈴木勇四郎遺失物横領事件）

一、サイダー瓶入水銀　八百匁

○同押第四四号（高崎今一郎詐欺事件）

一、注文書　一通

二、貨物通知書（甲片）　一通

三、計算書　一通

○同押第六〇〇号（渡辺幸一漂流物横領事件）

一、流木　約四十本の換価金　三百円

○同二十四年押第一五二号（野村武窃盗事件）

一、白足袋　一足

○同二十五年押第三九一号（宇佐美友二郎詐欺事件）

一、小切手　一枚

○同二十六年押第七八号（鈴木一郎塩専売法違反事件）

一、自給製塩　十七瓩

○同押第六三号（氏名不詳酒税法違反事件）

一、桶　五箇

○同押第一四二号（蛭田マツ子窃盗事件）

一、黒革製カバン　一箇

○同二十四年押第三六四号（渡辺とき子横領事件）

一、主要食糧購入通帳　一冊

○同二十五年押第四二二号（馬場良平詐欺事件）

一、仮領収書　一枚

○同二十四年押第二二二号（中野あや子外二名賭博事件）

一、現金　十円　内訳十円札　一枚

○同二十六年押第四九号（大友正己窃盗事件）

一、現金　十二円八十銭

二、化粧品袋チャック付　二箇

○同二十五年押第四七五号（渡辺政志同）

一、現金　四百十円　内訳百円札二枚十円札二十一枚

○同押第一三一号（渡辺勝義遺失物横領事件）

一、外食券　二十枚

○同二十四年押第三八〇号（関実外一名窃盗事件）

一、男物ズボン　一枚

○同二十五年押第一六〇号（根本麻同）

一、風呂敷　一枚

○同二十五年押第二四三号（佐川きよ子同）

一、財布　一箇

在中品現金三百八円二十五銭

一、鏡　一箇

一、紙片　一枚

○同二十六年押第六一二号（被疑者不詳殺人事件）

一、義眼　右方一箇

行橋区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第四八〇号（被疑者鹿島フサ食糧管理法違反事件）

一、換価金　四百三十三円八十四銭

○同押第五六七号（同山川常吉臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　六百九十五円五十銭

○同押第六〇四号（同木村マツヱ食糧管理法違反事件）

一、同　六百二十六円

○同押第七二二号（同李家敬一郎同）

一、同　二百八十四円十三銭

○同押第五九〇号（同竹下ウメノ同）

一、同　一百二十六円二十一銭

○同押第一七二号（同牧野サチ同）

一、同　三百十九円八十七銭

○同押第七三号（同長谷川新市同）

一、同　一百四十六円四十銭

○同押第四七三号（同白石イセ同）

一、同　八十一円十四銭

○同押第九四号（同伊藤タツヱ同）

一、同　二百三十二円五銭

○同押第二五六号（同上野文子同）

一、同　九十円十五銭

○同押第一一九三号（同土井吉平同）

一、同　三百二十四円

○同押第五三九号（同金福吉同）

一、同　九十三円三十銭

○同押第五九九号（同山村三郎物価統制令違反事件）

一、同　一千六百円

○同押第二七五号（同大谷キミ子同）

一、同　三十三円三十銭

○同押第六三八号（同袋基秀同）

一、同　一千一百十三円五十二銭

○同押第五三六号（同呉泳同）

一、同　二百九円七十銭

○同押第四六四号（同山田町子同）

一、同　三十八円八十二銭

○同押第六六七号（同山下ヨシ子同）

一、同　一千円

○同押第六二七号（同李鳳鶴同）

一、同　四百二十四円

○同押第五四〇号（同金東清同）

一、同　六百三十九円五十二銭

○同押第五二五号（同安永致子臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　七百十六円九円三十銭

○同押第七四一号（同浜口シツ同）

一、同　二千六百六十五円二十銭

○同押第五二一号（同後藤チヱ子同）

一、同　四百二十七円四十銭

○同押第六三六号（同吉岡道子同）

一、同　五百十二円八十四銭

○同押第五三〇号（同松井コキヌ同）

一、同　四百六十一円五十六銭

○同押第五二六号（同浜畑シズ子同）

一、同　五百九十七円八十銭

○同押第七二八号（同岡本ヤエ同）

一、同　五百八十四円

○同押第六三三号（同有松トシ子食糧管理法違反事件）

一、同　二百八十円八十七銭

○同押第七二二号（同李鳳鶴同）

一、同　二百八十三円三銭

○同押第四三三号（同李一郎同）

一、同　二百八十三円三銭

○同押第四三四号（同金城花子同）

一、同　一百二十九円二十一銭

○同押第三五四号（同金今仙同）

一、同　一百十三円二十一銭

○同押第一七二号（同安岡鉄都同）

一、同　二百六十六円九十八銭

○同押第三五二号（同鮫島文子同）

一、同　二百二十一円五十八銭

○同押第六〇一号（同伊藤ヨシ子同）

一、同　四百六十二円七十六銭

○同押第四八六号（同伊藤ヨシ子同）

一、同　四百五十三円七十二銭

○同押第四三〇号（同増田フサ同）

一、同　二百二十五円四十二銭

○同押第三二八号（同福田保同）

一、同　七百五十八円七十四銭

○同押第四八七号（同中里エミ子同）

一、同　四百十九円三十六銭

○同押第五五一号（同辛八年同）

一、同　四百二十五円十銭

○同押第五四二号（同林チズ子同）

一、同　二百三十二円五銭

○同押第六〇四号（同中村チヱ子同）

一、同　五百八十四円二十銭

○同押第三七七号（同田村ミチ同）

一、同　四百十五円十一銭

○同押第二七九号（同金正斗同）

一、同　一千九百十九円八十八銭

○同押第七一三号（同中田アサ子同）

一、同　四百十五円十一銭

○同押第六〇五号（同橋本ミチ子同）

一、同　五百四十九円六十銭

○同押第七〇九号（同大崎キミ子同）

一、同　六百四十八銭

○同押第五九六号（同畑中ツル同）

一、同　四百三十二円五十五銭

○同押第六四二号（同猪本芳子同）

一、同　三百九十七円八十銭

○同押第五〇七号（同堤茂同）

一、同　五百十三円八十三銭

○同押第二九三号（同永野サチコ同）

一、同　七十二円十二銭

○同押第四五〇号（同太田吉夫同）

一、同　二百三十四円八銭

○同押第九〇三号（同盛武ヒサ同）

一、同　三百三十一円五十銭

○同押第九〇二号（同北崎清子同）

一、同　五百九十六円七十銭

○同押第三五三号（同金順女同）

一、同　一百十三円二十一銭

○昭和二十三年押第四五九号（同古賀シゲ子同）

一、同　三百四円

○同押第五二五号（同藤田トク同）

一、同　一百二十二円八十銭

○同押第五二八号（同樋本キクコ同）

一、同　二百三十円八十一銭

○同押第五二七号（同松本ミサ同）

一、同　一百二十二円七十九銭

○同押第四九六号（同甲斐久子同）

一、同　六十三円九十八銭

○同押第四九五号（同森ヨシノ同）

一、同　六十八円七十六銭

○同押第二七〇号（同畑中秀一同）

一、同　二千二百九十六円三十五銭

○同押第九六号（同松田カズ子物価統制令違反事件）　二枚

○同押第三八六号（同李鏡滋酒税法違反事件）

一、同　一千六百九十円

○同押第八二号（同有久ミツヱ臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　二百九十円四十五銭

桑名区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○不詳食糧管理法違反事件）

○昭和二十六年領第七〇五号（被疑者

一、換価金　六百六十九円

○同領第七〇六号（同）

二、ボストンバック　一個

○同領第七〇七号（同）

一、換価金　九百六円

○同領第七〇八号（同）

二、麻切れ　一枚

○同領第七〇九号（同）

一、換価金　一千七百六十九円

○同領第七〇一〇号（同）

二、南京袋　一枚

○同領第七〇一一号（同）

三、背負袋　一枚

○同領第七〇一二号（同）

一、換価金　四百七十八円

○同領第七〇一三号（同）

二、風呂敷　二枚

○同領第七〇一四号（同）

三、ボール箱　二個

○同領第七〇一五号（同）

一、換価金　五百二十六円

○同領第七〇一六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一八号（同）

一、換価金　六百六十八円八十銭

○同領第七〇一九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二一号（同）

一、換価金　二百八十七円

○同領第七〇二二号（同）

二、風呂敷　一枚

○同領第七〇二三号（同）

三、布袋　一枚

○同領第七〇二四号（同）

一、換価金　六百五十円

○同領第七〇二五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二七号（同）

一、換価金　六百七十九円

○同領第七〇二八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三〇号（同）

一、換価金　九百九十九円

○同領第七〇三一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三三号（同）

一、換価金　九百十一円

○同領第七〇三四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三五号（同）

三、風呂敷　二枚

○同領第七〇三六号（同）

一、換価金　七百二十円

○同領第七〇三七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三九号（同）

一、換価金　三百五十九円

○同領第七〇四〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇四一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇四二号（同）

一、換価金　三百三十円

○同領第七〇四三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇四四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇四五号（同）

一、換価金　三百六十円

○同領第七〇四六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇四七号（同）

三、風呂敷　二枚

○同領第七〇四八号（同）

一、換価金　三百三十円

○同領第七〇四九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇五〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇五一号（同）

一、換価金　二百九十六円

○同領第七〇五二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇五三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇五四号（同）

一、換価金　二百九十円

○同領第七〇五五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇五六号（同）

三、風呂敷　二枚

○同領第七〇五七号（同）

一、換価金　二百八十円

○同領第七〇五八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇五九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇六〇号（同）

一、換価金　二百七十円

○同領第七〇六一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇六二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇六三号（同）

一、換価金　二百六十円

○同領第七〇六四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇六五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇六六号（同）

一、換価金　二百五十円

○同領第七〇六七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇六八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇六九号（同）

一、換価金　二百四十円

○同領第七〇七〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇七一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇七二号（同）

一、換価金　二百三十円

○同領第七〇七三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇七四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇七五号（同）

一、換価金　二百二十円

○同領第七〇七六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇七七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇七八号（同）

一、換価金　二百十円

○同領第七〇七九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇八〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇八一号（同）

一、換価金　二百円

○同領第七〇八二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇八三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇八四号（同）

一、換価金　一百九十円

○同領第七〇八五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇八六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇八七号（同）

一、換価金　一百八十円

○同領第七〇八八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇八九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇九〇号（同）

一、換価金　一百七十円

○同領第七〇九一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇九二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇九三号（同）

一、換価金　一百六十円

○同領第七〇九四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇九五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇九六号（同）

一、換価金　一百五十円

○同領第七〇九七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇九八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇九九号（同）

一、換価金　一百四十円

○同領第七〇一〇〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一〇一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一〇二号（同）

一、換価金　一百三十円

○同領第七〇一〇三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一〇四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一〇五号（同）

一、換価金　一百二十円

○同領第七〇一〇六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一〇七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一〇八号（同）

一、換価金　一百十円

○同領第七〇一〇九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一一〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一一一号（同）

一、換価金　九百七十五円

○同領第七〇一一二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一一三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一一四号（同）

一、換価金　九百六十円

○同領第七〇一一五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一一六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一一七号（同）

一、換価金　九百五十円

○同領第七〇一一八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一一九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一二〇号（同）

一、換価金　九百四十円

○同領第七〇一二一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一二二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一二三号（同）

一、換価金　九百三十円

○同領第七〇一二四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一二五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一二六号（同）

一、換価金　九百二十円

○同領第七〇一二七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一二八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一二九号（同）

一、換価金　九百十六円

○同領第七〇一三〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一三一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一三二号（同）

一、換価金　九百十円

○同領第七〇一三三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一三四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一三五号（同）

一、換価金　九百七十五円

○同領第七〇一三六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一三七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一三八号（同）

一、換価金　九百六十円

○同領第七〇一三九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一四〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一四一号（同）

一、換価金　九百五十円

○同領第七〇一四二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一四三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一四四号（同）

一、換価金　九百四十円

○同領第七〇一四五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一四六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一四七号（同）

一、換価金　九百三十円

○同領第七〇一四八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一四九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一五〇号（同）

一、換価金　九百二十円

○同領第七〇一五一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一五二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一五三号（同）

一、換価金　九百十円

○同領第七〇一五四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一五五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一五六号（同）

一、換価金　九百円

○同領第七〇一五七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一五八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一五九号（同）

一、換価金　八百九十円

○同領第七〇一六〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一六一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一六二号（同）

一、換価金　八百八十円

○同領第七〇一六三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一六四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一六五号（同）

一、換価金　八百七十円

○同領第七〇一六六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一六七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一六八号（同）

一、換価金　八百六十円

○同領第七〇一六九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一七〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一七一号（同）

一、換価金　八百五十円

○同領第七〇一七二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一七三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一七四号（同）

一、換価金　八百四十円

○同領第七〇一七五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一七六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一七七号（同）

一、換価金　八百三十円

○同領第七〇一七八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一七九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一八〇号（同）

一、換価金　八百二十円

○同領第七〇一八一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一八二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一八三号（同）

一、換価金　八百十円

○同領第七〇一八四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一八五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一八六号（同）

一、換価金　七百九十円

○同領第七〇一八七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一八八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一八九号（同）

一、換価金　七百八十円

○同領第七〇一九〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一九一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一九二号（同）

一、換価金　七百七十円

○同領第七〇一九三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一九四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一九五号（同）

一、換価金　七百六十円

○同領第七〇一九六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇一九七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇一九八号（同）

一、換価金　七百五十円

○同領第七〇一九九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二〇〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二〇一号（同）

一、換価金　七百四十円

○同領第七〇二〇二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二〇三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二〇四号（同）

一、換価金　七百三十円

○同領第七〇二〇五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二〇六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二〇七号（同）

一、換価金　七百二十円

○同領第七〇二〇八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二〇九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二一〇号（同）

一、換価金　七百十円

○同領第七〇二一一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二一二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二一三号（同）

一、換価金　六百九十円

○同領第七〇二一四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二一五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二一六号（同）

一、換価金　六百八十円

○同領第七〇二一七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二一八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二一九号（同）

一、換価金　六百六十円

○同領第七〇二二〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二二一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二二二号（同）

一、換価金　六百五十円

○同領第七〇二二三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二二四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二二五号（同）

一、換価金　六百四十円

○同領第七〇二二六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二二七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二二八号（同）

一、換価金　六百三十円

○同領第七〇二二九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二三〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二三一号（同）

一、換価金　六百二十円

○同領第七〇二三二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二三三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二三四号（同）

一、換価金　六百十円

○同領第七〇二三五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二三六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二三七号（同）

一、換価金　五百九十円

○同領第七〇二三八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二三九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二四〇号（同）

一、換価金　五百八十円

○同領第七〇二四一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二四二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二四三号（同）

一、換価金　五百七十円

○同領第七〇二四四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二四五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二四六号（同）

一、換価金　五百六十円

○同領第七〇二四七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二四八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二四九号（同）

一、換価金　五百五十円

○同領第七〇二五〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二五一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二五二号（同）

一、換価金　五百四十円

○同領第七〇二五三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二五四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二五五号（同）

一、換価金　五百三十円

○同領第七〇二五六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二五七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二五八号（同）

一、換価金　五百二十円

○同領第七〇二五九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二六〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二六一号（同）

一、換価金　五百十円

○同領第七〇二六二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二六三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二六四号（同）

一、換価金　五百円

○同領第七〇二六五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二六六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二六七号（同）

一、換価金　四百九十円

○同領第七〇二六八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二六九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二七〇号（同）

一、換価金　四百八十円

○同領第七〇二七一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二七二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二七三号（同）

一、換価金　四百七十円

○同領第七〇二七四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二七五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二七六号（同）

一、換価金　四百六十円

○同領第七〇二七七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二七八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二七九号（同）

一、換価金　四百五十円

○同領第七〇二八〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二八一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二八二号（同）

一、換価金　四百四十円

○同領第七〇二八三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二八四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二八五号（同）

一、換価金　四百三十円

○同領第七〇二八六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二八七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二八八号（同）

一、換価金　四百二十円

○同領第七〇二八九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二九〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二九一号（同）

一、換価金　四百十円

○同領第七〇二九二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二九三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二九四号（同）

一、換価金　三百九十円

○同領第七〇二九五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二九六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇二九七号（同）

一、換価金　三百八十円

○同領第七〇二九八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇二九九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三〇〇号（同）

一、換価金　三百七十円

○同領第七〇三〇一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三〇二号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三〇三号（同）

一、換価金　三百六十円

○同領第七〇三〇四号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三〇五号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三〇六号（同）

一、換価金　三百五十円

○同領第七〇三〇七号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三〇八号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三〇九号（同）

一、換価金　三百四十円

○同領第七〇三一〇号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三一一号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三一二号（同）

一、換価金　三百三十円

○同領第七〇三一三号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三一四号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三一五号（同）

一、換価金　三百二十円

○同領第七〇三一六号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三一七号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三一八号（同）

一、換価金　三百十円

○同領第七〇三一九号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三二〇号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三二一号（同）

一、換価金　三百五十九円

○同領第七〇三二二号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三二三号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三二四号（同）

一、換価金　三百四十円

○同領第七〇三二五号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三二六号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三二七号（同）

一、換価金　三百三十円

○同領第七〇三二八号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三二九号（同）

三、風呂敷　一枚

○同領第七〇三三〇号（同）

一、換価金　三百二十円

○同領第七〇三三一号（同）

二、布袋　一枚

○同領第七〇三三二号（同）

三、手提袋　一枚

○同領第七〇三三三号（同）

四、風呂敷　一枚

昭27.4.30. 第7592号

○同領第七四二号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　四百三十円

○同領第七八八号（同）
一、換価金　布袋　一枚　二百二十七円

○同領第七六七号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百四十一円

○同領第七六八号（同）
一、換価金　布袋　一枚　百二十六円

○同領第七六九号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　百八十二円

○同領第七七〇号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百七十四円

○同領第七七一号（同）
一、換価金　布袋　一枚　百六十円

○同領第七七二号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百五十四円

○同領第七七三号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　百四十円

○同領第七七四号（同）
一、換価金　布袋　一枚　百三十円

○同領第七七五号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百二十九円

○同領第七七六号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　百十九円

○同領第七七七号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百九十円

○同領第七七八号（同）
一、換価金　布袋　一枚　百八十円

○同領第七七九号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百七十円

○同領第七七〇号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　百六十円

○同領第七七一号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百五十円

○同領第七七二号（同）
一、換価金　布袋　一枚　百四十円

○同領第七七三号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百三十円

○同領第七七四号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　百二十円

○同領第七七五号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百十円

○同領第七七六号（同）
一、換価金　布袋　一枚　百円

○同領第七七七号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　九十円

○同領第七七八号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　八十円

○同領第七七九号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　七十円

○同領第七七〇号（同）
一、換価金　布袋　一枚　六十円

○同領第七七一号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　五十円

○同領第七七二号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　四十円

○同領第七七三号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　三十円

○同領第七七四号（同）
一、換価金　布袋　一枚　二十円

○同領第七七五号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　十円

○同領第七七六号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　八十円

○同領第七七七号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　六十円

○同領第七七八号（同）
一、換価金　布袋　一枚　四十円

○同領第七七九号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　二十円

○同領第七七〇号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　十円

○同領第七七一号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　八百円

○同領第七七二号（同）
一、換価金　布袋　一枚　六百円

○同領第七七三号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　四百円

○同領第七七四号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　二百円

○同領第七七五号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百円

○同領第七七六号（同）
一、換価金　布袋　一枚　八十円

○同領第七七七号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　六十円

○同領第七七八号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　四十円

○同領第七七九号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　二十円

○同領第七七〇号（同）
一、換価金　布袋　一枚　十円

○同領第七七一号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　八百円

○同領第七七二号（同）
一、換価金　紙袋　一枚　六百円

○同領第七七三号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　四百円

○同領第七七四号（同）
一、換価金　布袋　一枚　二百円

○同領第七七五号（同）
一、換価金　風呂敷　一枚　百

○同保第六七九号（被疑者不詳、酒税法違反事件）百四十円
一、同保第千九百八十三号（同）
一、換価金　一、三三号（同）七十五銭
○同領第一、六百七十二円七十五銭
一、換価金　六百七十八円
○同領第八〇九号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百七円
三、手提袋　一枚
布袋　一枚

盛区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年保第二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米等　二百八十七円六十六銭

○同保第三号（同）
○同保第六百十六円四十一銭
○同保第四号（同）
○同保第二二号（同）
○同保第二千四百六十九円三十銭
○同保第二五号（同）
○同保第一千一百十円
○同保第四百九十一円
○同保第二六号（同）
○同保第二七号（同）
○同保第二九号（同）
○同保第三二号（同）
○同保第三三号（同）
○同保第三五号（同）
○同保第三七号（同）
○同保第三八号（同）
○同保第三九号（同）
○同保第四〇号（同）
○同保第四二号（同）
○同保第四三号（同）
○同保第四四号（同）
○同保第四六号（同）
○同保第四七号（同）
○同保第四八号（同）
○同保第四九号（同）
○同保第五〇号（同）
○同保第五一号（同）
○同保第五二号（同）
○同保第五三号（同）
○同保第五四号（同）
○同保第五五号（同）
○同保第五六号（同）
○同保第五七号（同）
○同保第五八号（同）
○同保第五九号（同）
○同保第六〇号（同）
○同保第六一号（同）
○同保第六二号（同）
○同保第六三号（同）
○同保第六四号（同）
○同保第六五号（同）
○同保第六六号（同）
○同保第六七号（同）
○同保第六八号（同）
○同保第六九号（同）
○同保第七〇号（同）
○同保第七一号（同）
○同保第七二号（同）
○同保第七三号（同）
○同保第七四号（同）
○同保第七五号（同）
○同保第七六号（同）
○同保第七七号（同）
○同保第七八号（同）
○同保第七九号（同）
○同保第八〇号（同）
○同保第八一号（同）
○同保第八二号（同）
○同保第八三号（同）
○同保第八四号（同）
○同保第八五号（同）
○同保第八六号（同）
○同保第八七号（同）
○同保第八八号（同）
○同保第八九号（同）
○同保第九〇号（同）
○同保第九一号（同）
○同保第九二号（同）
○同保第九三号（同）
○同保第九四号（同）
○同保第九五号（同）
○同保第九六号（同）
○同保第九七号（同）
○同保第九八号（同）
○同保第九九号（同）
○同保第一〇〇号（同）
○同保第一〇一号（同）
○同保第一〇二号（同）
○同保第一〇三号（同）
○同保第一〇四号（同）
○同保第一〇五号（同）
○同保第一〇六号（同）
○同保第一〇七号（同）
○同保第一〇八号（同）
○同保第一〇九号（同）
○同保第一一〇号（同）
○同保第一一一号（同）
○同保第一一二号（同）
○同保第一一三号（同）
○同保第一一四号（同）
○同保第一一五号（同）
○同保第一一六号（同）
○同保第一一七号（同）
○同保第一一八号（同）
○同保第一一九号（同）
○同保第一二〇号（同）
○同保第一二一号（同）
○同保第一二二号（同）
○同保第一二三号（同）
○同保第一二四号（同）
○同保第一二五号（同）
○同保第一二六号（同）
○同保第一二七号（同）
○同保第一二八号（同）
○同保第一二九号（同）
○同保第一三〇号（同）
○同保第一三一号（同）
○同保第一三二号（同）
○同保第一三三号（同）
○同保第一三四号（同）
○同保第一三五号（同）
○同保第一三六号（同）
○同保第一三七号（同）
○同保第一三八号（同）
○同保第一三九号（同）
○同保第一四〇号（同）
○同保第一四一号（同）
○同保第一四二号（同）
○同保第一四三号（同）
○同保第一四四号（同）
○同保第一四五号（同）
○同保第一四六号（同）
○同保第一四七号（同）
○同保第一四八号（同）
○同保第一四九号（同）
○同保第一五〇号（同）
○同保第一五一号（同）
○同保第一五二号（同）
○同保第一五三号（同）
○同保第一五四号（同）
○同保第一五五号（同）
○同保第一五六号（同）
○同保第一五七号（同）
○同保第一五八号（同）
○同保第一五九号（同）
○同保第一六〇号（同）
○同保第一六一号（同）
○同保第一六二号（同）
○同保第一六三号（同）
○同保第一六四号（同）
○同保第一六五号（同）
○同保第一六六号（同）
○同保第一六七号（同）
○同保第一六八号（同）
○同保第一六九号（同）
○同保第一七〇号（同）
○同保第一七一号（同）
○同保第一七二号（同）
○同保第一七三号（同）
○同保第一七四号（同）
○同保第一七五号（同）
○同保第一七六号（同）
○同保第一七七号（同）
○同保第一七八号（同）
○同保第一七九号（同）
○同保第一八〇号（同）
○同保第一八一号（同）
○同保第一八二号（同）
○同保第一八三号（同）
○同保第一八四号（同）
○同保第一八五号（同）
○同保第一八六号（同）
○同保第一八七号（同）
○同保第一八八号（同）
○同保第一八九号（同）
○同保第一九〇号（同）
○同保第一九一号（同）
○同保第一九二号（同）
○同保第一九三号（同）
○同保第一九四号（同）
○同保第一九五号（同）
○同保第一九六号（同）
○同保第一九七号（同）
○同保第一九八号（同）
○同保第一九九号（同）
○同保第二〇〇号（同）
○同保第二〇一号（同）
○同保第二〇二号（同）
○同保第二〇三号（同）
○同保第二〇四号（同）
○同保第二〇五号（同）
○同保第二〇六号（同）
○同保第二〇七号（同）
○同保第二〇八号（同）
○同保第二〇九号（同）
○同保第二一〇号（同）
○同保第二一一号（同）
○同保第二一二号（同）
○同保第二一三号（同）
○同保第二一四号（同）
○同保第二一五号（同）
○同保第二一六号（同）
○同保第二一七号（同）
○同保第二一八号（同）
○同保第二一九号（同）
○同保第二二〇号（同）
○同保第二二一号（同）
○同保第二二二号（同）
○同保第二二三号（同）
○同保第二二四号（同）
○同保第二二五号（同）
○同保第二二六号（同）
○同保第二二七号（同）
○同保第二二八号（同）
○同保第二二九号（同）
○同保第二三〇号（同）
○同保第二三一号（同）
○同保第二三二号（同）
○同保第二三三号（同）
○同保第二三四号（同）
○同保第二三五号（同）
○同保第二三六号（同）
○同保第二三七号（同）
○同保第二三八号（同）
○同保第二三九号（同）
○同保第二四〇号（同）
○同保第二四一号（同）
○同保第二四二号（同）
○同保第二四三号（同）
○同保第二四四号（同）
○同保第二四五号（同）
○同保第二四六号（同）
○同保第二四七号（同）
○同保第二四八号（同）
○同保第二四九号（同）
○同保第二五〇号（同）
○同保第二五一号（同）
○同保第二五二号（同）
○同保第二五三号（同）
○同保第二五四号（同）
○同保第二五五号（同）
○同保第二五六号（同）
○同保第二五七号（同）
○同保第二五八号（同）
○同保第二五九号（同）
○同保第二六〇号（同）
○同保第二六一号（同）
○同保第二六二号（同）
○同保第二六三号（同）
○同保第二六四号（同）
○同保第二六五号（同）
○同保第二六六号（同）
○同保第二六七号（同）
○同保第二六八号（同）
○同保第二六九号（同）
○同保第二七〇号（同）
○同保第二七一号（同）
○同保第二七二号（同）
○同保第二七三号（同）
○同保第二七四号（同）
○同保第二七五号（同）
○同保第二七六号（同）
○同保第二七七号（同）
○同保第二七八号（同）
○同保第二七九号（同）
○同保第二八〇号（同）
○同保第二八一号（同）
○同保第二八二号（同）
○同保第二八三号（同）
○同保第二八四号（同）
○同保第二八五号（同）
○同保第二八六号（同）
○同保第二八七号（同）
○同保第二八八号（同）
○同保第二八九号（同）
○同保第二九〇号（同）
○同保第二九一号（同）
○同保第二九二号（同）
○同保第二九三号（同）
○同保第二九四号（同）
○同保第二九五号（同）
○同保第二九六号（同）
○同保第二九七号（同）
○同保第二九八号（同）
○同保第二九九号（同）
○同保第三〇〇号（同）
○同保第三〇一号（同）
○同保第三〇二号（同）
○同保第三〇三号（同）
○同保第三〇四号（同）
○同保第三〇五号（同）
○同保第三〇六号（同）
○同保第三〇七号（同）
○同保第三〇八号（同）
○同保第三〇九号（同）
○同保第三一〇号（同）
○同保第三一一号（同）
○同保第三一二号（同）
○同保第三一三号（同）
○同保第三一四号（同）
○同保第三一五号（同）
○同保第三一六号（同）
○同保第三一七号（同）
○同保第三一八号（同）
○同保第三一九号（同）
○同保第三二〇号（同）
○同保第三二一号（同）
○同保第三二二号（同）
○同保第三二三号（同）
○同保第三二四号（同）
○同保第三二五号（同）
○同保第三二六号（同）
○同保第三二七号（同）
○同保第三二八号（同）
○同保第三二九号（同）
○同保第三三〇号（同）
○同保第三三一号（同）
○同保第三三二号（同）
○同保第三三三号（同）
○同保第三三四号（同）
○同保第三三五号（同）
○同保第三三六号（同）
○同保第三三七号（同）
○同保第三三八号（同）
○同保第三三九号（井川秀一名同）
○昭和二十五年領第三三九号（藤高芳夫外一名同）
○昭和二十六年領第三号（藤高芳夫外一名同）
一、木綿袋　一袋
一、中古女物洋傘　一本
二、中古黒革製靴　一足
三、中古女物洋傘　一本
四、女物子供服上衣　一枚
五、女物手提袋　一個
六、中古黒革製短靴　一足
七、子供用中古黒色ゴム靴　一足
八、木綿子供用黒ズボン　一枚
九、婦人用緑色事務服　一着
十、中古エプロン　一枚
十一、中古ヶイゴ　一枚
十二、子供茶色中古ズック靴　一足
十三、中古二輪自転車　一台
十四、中古タオル中古短靴　一枚
十五、赤革ゴム底　一足
○同領第一三号（藤川学同）
八、男子用黒色短靴ボロ　一足
九、茶色中古ズック靴　一足
○同領第二六五号（吉浦稔男住居侵入窃盗事件）
二、肥後司春重A一級記名小刀　一丁
八、中古二輪自転車ラアージ号土除完　一台
○昭和二十五年領第一六二号（浜口菊雄食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千一百五十五円二十五銭
○同領第五六二号（浜崎国市同）
一、換価金　一千六百十円
○昭和二十六年領第一〇〇号（斉かづ同）
一、換価金　一千三百二十四円
二、布袋　一枚
○同領第四五六号（山本喜三郎同）
換価金　四万八千一百四十七円
○同領第四五八号（金木天一同）
換価金　五万一千九百四十五円
二、吹　一枚
三、縄　十九枚
○同領第四七八号（被疑者不詳同）
換価金　約六六瓩
一、同領第四七八号（被疑者不詳同）
換価金　三千八百二十九円
二、唐米袋　四枚
三、竹籠　一個
○同領第四七九号（同）
一、換価金　五万四千七十六円
二、布袋　十三枚
三、唐米袋　五枚
四、紙袋　十枚
○同領第四八〇号（同）
一、換価金　五万四千二百六円

○同保第六五号（同）
千四百八十三円
○同保第六六号（同）
千九百十二円
○同保第六七号（同）
千五百十二円
○同保第六八号（同）
千五百十一円
○同保第六九号（同）
千五百十一円
○同保第七〇号（同）
千五百十一円
○同保第七一号（同）
千五百十一円
○同保第七二号（同）
千五百十一円
○同保第七三号（同）
千五百十一円
○同保第七四号（同）
千五百十一円
○同保第七五号（同）
千五百十一円
○同保第七六号（同）
千五百十一円
○同保第七七号（同）
千五百十一円
○同保第七八号（同）
千五百十一円
○同保第七九号（同）
千五百十一円
○同保第八〇号（同）
千五百十一円
○同保第八一号（同）
千五百十一円
○同保第八二号（同）
千五百十一円
○同保第八三号（同）
千五百十一円
○同保第八四号（同）
千五百十一円
○同保第八五号（同）
千五百十一円
○同保第八六号（同）
千五百十一円
○同保第八七号（同）
千五百十一円
○同保第八八号（同）
千五百十一円
○同保第八九号（同）
千五百十一円
○同保第九〇号（同）
千五百十一円
○同保第九一号（同）
千五百十一円
○同保第九二号（同）
千五百十一円
○同保第九三号（同）
千五百十一円
○同保第九四号（同）
千五百十一円
○同保第九五号（同）
千五百十一円
○同保第九六号（同）
千五百十一円
○同保第九七号（同）
千五百十一円
○同保第九八号（同）
千五百十一円
○同保第九九号（同）
千五百十一円
○同保第一〇〇号（同）
千五百十一円
○同保第一〇一号（同）
千五百十一円
○同保第一〇二号（同）
千五百十一円
○同保第一〇三号（同）
千五百十一円
○同保第一〇四号（同）
千五百十一円
○同保第一〇五号（同）
千五百十一円
○同保第一〇六号（同）
千五百十一円
○同保第一〇七号（同）
千五百十一円
○同保第一〇八号（同）
千五百十一円
○同保第一〇九号（同）
千五百十一円
○同保第一一〇号（同）
千五百十一円
○同保第一一一号（同）
千五百十一円
○同保第一一二号（同）
千五百十一円
○同保第一一三号（同）
千五百十一円
○同保第一一四号（同）
千五百十一円
○同保第一一五号（同）
千五百十一円
○同保第一一六号（同）
千五百十一円
○同保第一一七号（同）
千五百十一円
○同保第一一八号（同）
千五百十一円
○同保第一一九号（同）
千五百十一円
○同保第一二〇号（同）
千五百十一円
○同保第一二一号（同）
千五百十一円
○同保第一二二号（同）
千五百十一円
○同保第一二三号（同）
千五百十一円
○同保第一二四号（同）
千五百十一円
○同保第一二五号（同）
千五百十一円
○同保第一二六号（同）
千五百十一円
○同保第一二七号（同）
千五百十一円
○同保第一二八号（同）
千五百十一円
○同保第一二九号（同）
千五百十一円
○同保第一三〇号（同）
千五百十一円
○同保第一三一号（同）
千五百十一円
○同保第一三二号（同）
千五百十一円
○同保第一三三号（同）
千五百十一円
○同保第一三四号（同）
千五百十一円
○同保第一三五号（同）
千五百十一円
○同保第一三六号（同）
千五百十一円
○同保第一三七号（同）
千五百十一円
○同保第一三八号（同）
千五百十一円
○同保第一三九号（同）
千五百十一円
○同保第一四〇号（同）
千五百十一円
○同保第一四一号（同）
千五百十一円
○同保第一四二号（同）
千五百十一円
○同保第一四三号（同）
千五百十一円
○同保第一四四号（同）
千五百十一円
○同保第一四五号（同）
千五百十一円
○同保第一四六号（同）
千五百十一円
○同保第一四七号（同）
千五百十一円
○同保第一四八号（同）
千五百十一円
○同保第一四九号（同）
千五百十一円
○同保第一五〇号（同）
千五百十一円
○同保第一五一号（同）
千五百十一円
○同保第一五二号（同）
千五百十一円
○同保第一五三号（同）
千五百十一円
○同保第一五四号（同）
千五百十一円
○同保第一五五号（同）
千五百十一円
○同保第一五六号（同）
千五百十一円
○同保第一五七号（同）
千五百十一円
○同保第一五八号（同）
千五百十一円
○同保第一五九号（同）
千五百十一円
○同保第一六〇号（同）
千五百十一円
○同保第一六一号（同）
千五百十一円
○同保第一六二号（同）
千五百十一円
○同保第一六三号（同）
千五百十一円
○同保第一六四号（同）
千五百十一円
○同保第一六五号（同）
千五百十一円
○同保第一六六号（同）
千五百十一円
○同保第一六七号（同）
千五百十一円
○同保第一六八号（同）
千五百十一円
○同保第一六九号（同）
千五百十一円
○同保第一七〇号（同）
千五百十一円
○同保第一七一号（同）
千五百十一円
○同保第一七二号（同）
千五百十一円
○同保第一七三号（同）
千五百十一円
○同保第一七四号（同）
千五百十一円
○同保第一七五号（同）
千五百十一円
○同保第一七六号（同）
千五百十一円
○同保第一七七号（同）
千五百十一円
○同保第一七八号（同）
千五百十一円
○同保第一七九号（同）
千五百十一円
○同保第一八〇号（同）
千五百十一円
○同保第一八一号（同）
千五百十一円
○同保第一八二号（同）
千五百十一円
○同保第一八三号（同）
千五百十一円
○同保第一八四号（同）
千五百十一円
○同保第一八五号（同）
千五百十一円
○同保第一八六号（同）
千五百十一円
○同保第一八七号（同）
千五百十一円
○同保第一八八号（同）
千五百十一円
○同保第一八九号（同）
千五百十一円
○同保第一九〇号（同）
千五百十一円
○同保第一九一号（同）
千五百十一円
○同保第一九二号（同）
千五百十一円
○同保第一九三号（同）
千五百十一円
○同保第一九四号（同）
千五百十一円
○同保第一九五号（同）
千五百十一円
○同保第一九六号（同）
千五百十一円
○同保第一九七号（同）
千五百十一円
○同保第一九八号（同）
千五百十一円
○同保第一九九号（同）
千五百十一円
○同保第二〇〇号（同）
千五百十一円
○同保第二〇一号（同）
千五百十一円
○同保第二〇二号（同）
千五百十一円
○同保第二〇三号（同）
千五百十一円
○同保第二〇四号（同）
千五百十一円
○同保第二〇五号（同）
千五百十一円
○同保第二〇六号（同）
千五百十一円
○同保第二〇七号（同）
千五百十一円
○同保第二〇八号（同）
千五百十一円
○同保第二〇九号（同）
千五百十一円
○同保第二一〇号（同）
千五百十一円
○同保第二一一号（同）
千五百十一円
○同保第二一二号（同）
千五百十一円
○同保第二一三号（同）
千五百十一円
○同保第二一四号（同）
千五百十一円
○同保第二一五号（同）
千五百十一円
○同保第二一六号（同）
千五百十一円
○同保第二一七号（同）
千五百十一円
○同保第二一八号（同）
千五百十一円
○同保第二一九号（同）
千五百十一円
○同保第二二〇号（同）
千五百十一円
○同保第二二一号（同）
千五百十一円
○同保第二二二号（同）
千五百十一円
○同保第二二三号（同）
千五百十一円
○同保第二二四号（同）
千五百十一円
○同保第二二五号（同）
千五百十一円
○同保第二二六号（同）
千五百十一円
○同保第二二七号（同）
千五百十一円
○同保第二二八号（同）
千五百十一円
○同保第二二九号（同）
千五百十一円
○同保第二三〇号（同）
千五百十一円
○同保第二三一号（同）
千五百十一円
○同保第二三二号（同）
千五百十一円
○同保第二三三号（同）
千五百十一円
○同保第二三四号（同）
千五百十一円
○同保第二三五号（同）
千五百十一円
○同保第二三六号（同）
千五百十一円
○同保第二三七号（同）
千五百十一円
○同保第二三八号（同）
千五百十一円
○同保第二三九号（同）
千五百十一円
○同保第二四〇号（同）
千五百十一円
○同保第二四一号（同）
千五百十一円
○同保第二四二号（同）
千五百十一円
○同保第二四三号（同）
千五百十一円
○同保第二四四号（同）
千五百十一円
○同保第二四五号（同）
千五百十一円
○同保第二四六号（同）
千五百十一円
○同保第二四七号（同）
千五百十一円
○同保第二四八号（同）
千五百十一円
○同保第二四九号（同）
千五百十一円
○同保第二五〇号（同）
千五百十一円
○同保第二五一号（同）
千五百十一円
○同保第二五二号（同）
千五百十一円
○同保第二五三号（同）
千五百十一円
○同保第二五四号（同）
千五百十一円
○同保第二五五号（同）
千五百十一円
○同保第二五六号（同）
千五百十一円
○同保第二五七号（同）
千五百十一円
○同保第二五八号（同）
千五百十一円
○同保第二五九号（同）
千五百十一円
○同保第二六〇号（同）
千五百十一円
○同保第二六一号（同）
千五百十一円
○同保第二六二号（同）
千五百十一円
○同保第二六三号（同）
千五百十一円
○同保第二六四号（同）
千五百十一円
○同保第二六五号（同）
千五百十一円
○同保第二六六号（同）
千五百十一円
○同保第二六七号（同）
千五百十一円
○同保第二六八号（同）
千五百十一円
○同保第二六九号（同）
千五百十一円
○同保第二七〇号（同）
千五百十一円
○同保第二七一号（同）
千五百十一円
○同保第二七二号（同）
千五百十一円
○同保第二七三号（同）
千五百十一円
○同保第二七四号（同）
千五百十一円
○同保第二七五号（同）
千五百十一円
○同保第二七六号（同）
千五百十一円
○同保第二七七号（同）
千五百十一円
○同保第二七八号（同）
千五百十一円
○同保第二七九号（同）
千五百十一円
○同保第二八〇号（同）
千五百十一円
○同保第二八一号（同）
千五百十一円
○同保第二八二号（同）
千五百十一円
○同保第二八三号（同）
千五百十一円
○同保第二八四号（同）
千五百十一円
○同保第二八五号（同）
千五百十一円
○同保第二八六号（同）
千五百十一円
○同保第二八七号（同）
千五百十一円
○同保第二八八号（同）
千五百十一円
○同保第二八九号（同）
千五百十一円
○同保第二九〇号（同）
千五百十一円
○同保第二九一号（同）
千五百十一円
○同保第二九二号（同）
千五百十一円
○同保第二九三号（同）
千五百十一円
○同保第二九四号（同）
千五百十一円
○同保第二九五号（同）
千五百十一円
○同保第二九六号（同）
千五百十一円
○同保第二九七号（同）
千五百十一円
○同保第二九八号（同）
千五百十一円
○同保第二九九号（同）
千五百十一円
○同保第三〇〇号（同）
千五百十一円
○同保第三〇一号（同）
千五百十一円
○同保第三〇二号（同）
千五百十一円
○同保第三〇三号（同）
千五百十一円
○同保第三〇四号（同）
千五百十一円
○同保第三〇五号（同）
千五百十一円
○同保第三〇六号（同）
千五百十一円
○同保第三〇七号（同）
千五百十一円
○同保第三〇八号（同）
千五百十一円
○同保第三〇九号（同）
千五百十一円
○同保第三一〇号（同）
千五百十一円
○同保第三一一号（同）
千五百十一円
○同保第三一二号（同）
千五百十一円
○同保第三一三号（同）
千五百十一円
○同保第三一四号（同）
千五百十一円
○同保第三一五号（同）
千五百十一円
○同保第三一六号（同）
千五百十一円
○同保第三一七号（同）
千五百十一円
○同保第三一八号（同）
千五百十一円
○同保第三一九号（同）
千五百十一円
○同保第三二〇号（同）
千五百十一円
○同保第三二一号（同）
千五百十一円
○同保第三二二号（同）
千五百十一円
○同保第三二三号（同）
千五百十一円
○同保第三二四号（同）
千五百十一円
○同保第三二五号（同）
千五百十一円
○同保第三二六号（同）
千五百十一円
○同保第三二七号（同）
千五百十一円
○同保第三二八号（同）
千五百十一円
○同保第三二九号（同）
千五百十一円
○同保第三三〇号（同）
千五百十一円
○同保第三三一号（同）
千五百十一円
○同保第三三二号（同）
千五百十一円
○同保第三三三号（同）
千五百十一円
○同保第三三四号（同）
千五百十一円
○同保第三三五号（同）
千五百十一円
○同保第三三六号（同）
千五百十一円
○同保第三三七号（同）
千五百十一円
○同保第三三八号（同）
千五百十一円
○同保第三三九号（同）
千五百十一円
○同保第三四〇号（同）
千五百十一円
○同保第三四一号（同）
千五百十一円
○同保第三四二号（同）
千五百十一円
○同保第三四三号（同）
千五百十一円
○同保第三四四号（同）
千五百十一円
○同保第三四五号（同）
千五百十一円
○同保第三四六号（同）
千五百十一円
○同保第三四七号（同）
千五百十一円
○同保第三四八号（同）
千五百十一円
○同保第三四九号（同）
千五百十一円
○同保第三五〇号（同）
千五百十一円
○同保第三五一号（同）
千五百十一円
○同保第三五二号（同）
千五百十一円
○同保第三五三号（同）
千五百十一円
○同保第三五四号（同）
千五百十一円
○同保第三五五号（同）
千五百十一円
○同保第三五六号（同）
千五百十一円
○同保第三五七号（同）
千五百十一円
○同保第三五八号（同）
千五百十一円
○同保第三五九号（同）
千五百十一円
○同保第三六〇号（同）
千五百十一円
○同保第三六一号（同）
千五百十一円
○同保第三六二号（同）
千五百十一円
○同保第三六三号（同）
千五百十一円
○同保第三六四号（同）
千五百十一円
○同保第三六五号（同）
千五百十一円
○同保第三六六号（同）
千五百十一円
○同保第三六七号（同）
千五百十一円
○同保第三六八号（同）
千五百十一円
○同保第三六九号（同）
千五百十一円
○同保第三七〇号（同）
千五百十一円
○同保第三七一号（同）
千五百十一円
○同保第三七二号（同）
千五百十一円
○同保第三七三号（同）
千五百十一円
○同保第三七四号（同）
千五百十一円
○同保第三七五号（同）
千五百十一円
○同保第三七六号（同）
千五百十一円
○同保第三七七号（同）
千五百十一円
○同保第三七八号（同）
千五百十一円
○同保第三七九号（同）
千五百十一円
○同保第三八〇号（同）
千五百十一円
○同保第三八一号（同）
千五百十一円
○同保第三八二号（同）
千五百十一円
○同保第三八三号（同）
千五百十一円
○同保第三八四号（同）
千五百十一円
○同保第三八五号（同）
千五百十一円
○同保第三八六号（同）
千五百十一円
○同保第三八七号（同）
千五百十一円
○同保第三八八号（同）
千五百十一円
○同保第三八九号（同）
千五百十一円
○同保第三九〇号（同）
千五百十一円
○同保第三九一号（同）
千五百十一円
○同保第三九二号（同）
千五百十一円
○同保第三九三号（同）
千五百十一円
○同保第三九四号（同）
千五百十一円
○同保第三九五号（同）
千五百十一円
○同保第三九六号（同）
千五百十一円
○同保第三九七号（同）
千五百十一円
○同保第三九八号（同）
千五百十一円
○同保第三九九号（同）
千五百十一円
○同保第四〇〇号（同）
千五百十一円
○同保第四〇一号（同）
千五百十一円
○同保第四〇二号（同）
千五百十一円
○同保第四〇三号（同）
千五百十一円
○同保第四〇四号（同）
千五百十一円
○同保第四〇五号（同）
千五百十一円
○同保第四〇六号（同）
千五百十一円
○同保第四〇七号（同）
千五百十一円
○同保第四〇八号（同）
千五百十一円
○同保第四〇九号（同）
千五百十一円
○同保第四一〇号（同）
千五百十一円
○同保第四一一号（同）
千五百十一円
○同保第四一二号（同）
千五百十一円
○同保第四一三号（同）
千五百十一円
○同保第四一四号（同）
千五百十一円
○同保第四一五号（同）
千五百十一円
○同保第四一六号（同）
千五百十一円
○同保第四一七号（同）
千五百十一円
○同保第四一八号（同）
千五百十一円
○同保第四一九号（同）
千五百十一円
○同保第四二〇号（同）
千五百十一円
○同保第四二一号（同）
千五百十一円
○同保第四二二号（同）
千五百十一円
○同保第四二三号（同）
千五百十一円
○同保第四二四号（同）
千五百十一円
○同保第四二五号（同）
千五百十一円
○同保第四二六号（同）
千五百十一円
○同保第四二七号（同）
千五百十一円
○同保第四二八号（同）
千五百十一円
○同保第四二九号（同）
千五百十一円
○同保第四三〇号（同）
千五百十一円
○同保第四三一号（同）
千五百十一円
○同保第四三二号（同）
千五百十一円
○同保第四三三号（同）
千五百十一円
○同保第四三四号（同）
千五百十一円
○同保第四三五号（同）
千五百十一円
○同保第四三六号（同）
千五百十一円
○同保第四三七号（同）
千五百十一円
○同保第四三八号（同）
千五百十一円
○同保第四三九号（同）
千五百十一円
○同保第四四〇号（同）
千五百十一円
○同保第四四一号（同）
千五百十一円
○同保第四四二号（同）
千五百十一円
○同保第四四三号（同）
千五百十一円
○同保第四四四号（同）
千五百十一円
○同保第四四五号（同）
千五百十一円
○同保第四四六号（同）
千五百十一円
○同保第四四七号（同）
千五百十一円
○同保第四四八号（同）
千五百十一円
○同保第四四九号（同）
千五百十一円
○同保第四五〇号（同）
千五百十一円
○同保第四五一号（同）
千五百十一円
○同保第四五二号（同）
千五百十一円
○同保第四五三号（同）
千五百十一円
○同保第四五四号（同）
千五百十一円
○同保第四五五号（同）
千五百十一円
○同保第四五六号（同）
千五百十一円
○同保第四五七号（同）
千五百十一円
○同保第四五八号（同）
千五百十一円
○同保第四五九号（同）
千五百十一円
○同保第四六〇号（同）
千五百十一円
○同保第四六一号（同）
千五百十一円
○同保第四六二号（同）
千五百十一円
○同保第四六三号（同）
千五百十一円
○同保第四六四号（同）
千五百十一円
○同保第四六五号（同）
千五百十一円
○同保第四六六号（同）
千五百十一円
○同保第四六七号（同）
千五百十一円
○同保第四六八号（同）
千五百十一円
○同保第四六九号（同）
千五百十一円
○同保第四七〇号（同）
千五百十一円
○同保第四七一号（同）
千五百十一円
○同保第四七二号（同）
千五百十一円
○同保第四七三号（同）
千五百十一円
○同保第四七四号（同）
千五百十一円
○同保第四七五号（同）
千五百十一円
○同保第四七六号（同）
千五百十一円
○同保第四七七号（同）
千五百十一円
○同保第四七八号（同）
千五百十一円
○同保第四七九号（同）
千五百十一円
○同保第四八〇号（同）
千五百十一円
○同保第四八一号（同）
千五百十一円
○同保第四八二号（同）
千五百十一円
○同保第四八三号（同）
千五百十一円
○同保第四八四号（同）
千五百十一円
○同保第四八五号（同）
千五百十一円
○同保第四八六号（同）
千五百十一円
○同保第四八七号（同）
千五百十一円
○同保第四八八号（同）
千五百十一円
○同保第四八九号（同）
千五百十一円
○同保第四九〇号（同）
千五百十一円
○同保第四九一号（同）
千五百十一円
○同保第四九二号（同）
千五百十一円
○同保第四九三号（同）
千五百十一円
○同保第四九四号（同）
千五百十一円
○同保第四九五号（同）
千五百十一円

飯塚区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第四四一号（山田キヨノ食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千円
○昭和二十七年保第五三号（氏名不詳同）
一、同　一千九百二円
一、同保第二〇五号（同）
一、同領第六〇号（同）
二、白袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同保第一〇四号（同）
換価金　一千七百三十円
○同領第五九号（同）
三、白袋　一枚
三、風呂敷　一枚

○同保第三七号（同）
千九百八十三円四十銭
○同保第三八号（同）
千九百五十二円
○同保第三九号（同）
千五百十二円
○同保第四〇号（同）
千五百十一円
○同保第四一号（同）
千五百十一円
○同保第四二号（同）
千五百十一円
○同保第四三号（同）
千五百十一円
○同保第四四号（同）
千五百十一円
○同保第四五号（同）
千五百十一円
○同保第四六号（同）
千五百十一円
○同保第四七号（同）
千五百十一円
○同保第四八号（同）
千五百十一円
○同保第四九号（同）
千五百十一円
○同保第五〇号（同）
千五百十一円
○同保第五一号（同）
千五百十一円
○同保第五二号（同）
千五百十一円
○同保第五三号（同）
千五百十一円
○同保第五四号（同）
千五百十一円
○同保第五五号（同）
千五百十一円
○同保第五六号（同）
千五百十一円
○同保第五七号（同）
千五百十一円
○同保第五八号（同）
千五百十一円
○同保第五九号（同）
千五百十一円
○同保第六〇号（同）
千五百十一円
○同保第六一号（同）
千五百十一円
○同保第六二号（同）
千五百十一円
○同保第六三号（同）
千五百十一円
○同保第六四号（同）
千五百十一円
○同保第六五号（同）
千五百十一円
○同保第六六号（同）
千五百十一円
○同保第六七号（同）
千五百十一円
○同保第六八号（同）
千五百十一円
○同保第六九号（同）
千五百十一円
○同保第七〇号（同）
千五百十一円
○同保第七一号（同）
千五百十一円
○同保第七二号（同）
千五百十一円
○同保第七三号（同）
千五百十一円
○同保第七四号（同）
千五百十一円
○同保第七五号（同）
千五百十一円
○同保第七六号（同）
千五百十一円
○同保第七七号（同）
千五百十一円
○同保第七八号（同）
千五百十一円
○同保第七九号（同）
千五百十一円
○同保第八〇号（同）
千五百十一円
○同保第八一号（同）
千五百十一円
○同保第八二号（同）
千五百十一円
○同保第八三号（同）
千五百十一円
○同保第八四号（同）
千五百十一円
○同保第八五号（同）
千五百十一円
○同保第八六号（同）
千五百十一円
○同保第八七号（同）
千五百十一円
○同保第八八号（同）
千五百十一円
○同保第八九号（同）
千五百十一円
○同保第九〇号（同）
千五百十一円
○同保第九一号（同）
千五百十一円
○同保第九二号（同）
千五百十一円
○同保第九三号（同）
千五百十一円
○同保第九四号（同）
千五百十一円
○同保第九五号（同）
千五百十一円
○同保第九六号（同）
千五百十一円
○同保第九七号（同）
千五百十一円
○同保第九八号（同）
千五百十一円
○同保第九九号（同）
千五百十一円
○同保第一〇〇号（同）
千五百十一円
○同保第一〇一号（同）
千五百十一円
○同保第一〇二号（同）
千五百十一円
○同保第一〇三号（同）
千五百十一円
○同保第一〇四号（同）
千五百十一円
○同保第一〇五号（同）
千五百十一円
○同保第一〇六号（同）
千五百十一円
○同保第一〇七号（同）
千五百十一円
○同保第一〇八号（同）
千五百十一円
○同保第一〇九号（同）
千五百十一円
○同保第一一〇号（同）
千五百十一円
○同保第一一一号（同）
千五百十一円
○同保第一一二号（同）
千五百十一円
○同保第一一三号（同）
千五百十一円
○同保第一一四号（同）
千五百十一円
○同保第一一五号（同）
千五百十一円
○同保第一一六号（同）
千五百十一円
○同保第一一七号（同）
千五百十一円
○同保第一一八号（同）
千五百十一円
○同保第一一九号（同）
千五百十一円
○同保第一二〇号（同）
千五百十一円
○同保第一二一号（同）
千五百十一円
○同保第一二二号（同）
千五百十一円
○同保第一二三号（同）
千五百十一円
○同保第一二四号（同）
千五百十一円
○同保第一二五号（同）
千五百十一円
○同保第一二六号（同）
千五百十一円
○同保第一二七号（同）
千五百十一円
○同保第一二八号（同）
千五百十一円
○同保第一二九号（同）
千五百十一円
○同保第一三〇号（同）
千五百十一円
○同保第一三一号（同）
千五百十一円
○同保第一三二号（同）
千五百十一円
○同保第一三三号（同）
千五百十一円
○同保第一三四号（同）
千五百十一円
○同保第一三五号（同）
千五百十一円
○同保第一三六号（同）
千五百十一円
○同保第一三七号（同）
千五百十一円
○同保第一三八号（同）
千五百十一円
○同保第一三九号（同）
千五百十一円
○同保第一四〇号（同）
千五百十一円
○同保第一四一号（同）
千五百十一円
○同保第一四二号（同）
千五百十一円
○同保第一四三号（同）
千五百十一円
○同保第一四四号（同）
千五百十一円
○同保第一四五号（同）
千五百十一円
○同保第一四六号（同）
千五百十一円
○同保第一四七号（同）
千五百十一円
○同保第一四八号（同）
千五百十一円
○同保第一四九号（同）
千五百十一円
○同保第一五〇号（同）
千五百十一円
○同保第一五一号（同）
千五百十一円
○同保第一五二号（同）
千五百十一円
○同保第一五三号（同）
千五百十一円
○同保第一五四号（同）
千五百十一円
○同保第一五五号（同）
千五百十一円
○同保第一五六号（同）
千五百十一円
○同保第一五七号（同）
千五百十一円
○同保第一五八号（同）
千五百十一円
○同保第一五九号（同）
千五百十一円
○同保第一六〇号（同）
千五百十一円
○同保第一六一号（同）
千五百十一円
○同保第一六二号（同）
千五百十一円
○同保第一六三号（同）
千五百十一円
○同保第一六四号（同）
千五百十一円
○同保第一六五号（同）
千五百十一円
○同保第一六六号（同）
千五百十一円
○同保第一六七号（同）
千五百十一円
○同保第一六八号（同）
千五百十一円
○同保第一六九号（同）
千五百十一円
○同保第一七〇号（同）
千五百十一円
○同保第一七一号（同）
千五百十一円
○同保第一七二号（同）
千五百十一円
○同保第一七三号（同）
千五百十一円
○同保第一七四号（同）
千五百十一円
○同保第一七五号（同）
千五百十一円
○同保第一七六

昭27.4.30. 第7592号

三、唐米袋 五枚
三、紙袋 三十二枚
四、換価金 二十円
○同領第四八一号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第四八二号（同）
二、布袋 十三枚
○同領第四八三号（同）
一、換価金 一千四百五十一円
二、布袋 二枚
○同領第四八四号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第四八五号（同）
一、唐米袋 四枚
○同領第四八六号（同）
一、換価金 八百三十六円
○同領第四八七号（同）
二、換価金 八四万二千六百四十九円
○同領第四八八号（太田勇同）
二、太田勇名義送り状一通
○同領第五〇六号（被疑者不詳同）
一、換価金 二千三百八十円
三、布袋 五枚
三、風呂敷 五枚
○同領第五〇六号（石川平三郎同）
一、木箱唐米袋五枚在中 二個
三、換価金 一万七千七百四十九円
○同領第五二〇号（被疑者不詳同）
二、換価金 九千六百六十七円
二、米麦を包んだる袋物一括（同）
○同領第五八九号（酒井トヨ子同）
一、換価金 一千四百二十円
○昭和二十七年領第四号（新田英明同）
二、八万一千二百二十九円
三、唐人袋 二十枚
○同領第二三号（堂本タカエ同）
三、空叺 二十枚
○同領第二五号（上品マキ子同）
一、換価金 一千六百五十八円
○同領第四〇号（被疑者不詳同）
一、換価金 九百九十三円
二、布袋 二枚
三、風呂敷 二枚
○同領第五二号（同）
二、換価金 二万七千四百九十二円
三、唐米袋 五枚
四、紙袋 二十枚
五、風呂敷 六枚
○同領第五三号（同）
一、換価金 七千四百七十二円
三、布袋 十四枚
○同領第五四号（同）
一、換価金 一百円三銭
二、布袋 三枚
○同領第五五号（同）
一、換価金 三十七円四十銭
三、紙袋 一枚
四、唐米袋 一枚
五、布袋（同）一枚
○同領第六〇号（井上美智子同）
一、換価金 一百三十五円三十一銭
○同領第六一号（福田カナエ同）
一、換価金 三十四円九十二銭
二、同 二十一円三十三銭
三、同 四十五円二十七銭
○同領第六二号（板東コン同）
一、換価金 四十八円四十銭
二、同 四十五円二十七銭
三、木箱 一個
○同領第六三号（平野幾子同）
一、換価金 一百四十八円
二、同 八円六十九銭
三、木箱 一個
○同領第六四号（山本長五郎同）
一、換価金 一百円三銭
二、同 三十七円四十銭
三、紙袋 一枚
四、唐米袋（同）一枚
五、白布袋（同）一枚
○同領第六五〇号（井上美智子同）
一、換価金 一百三十五円三十一銭
○同領第五六八号（中川貞吉同）
一、換価金 一百六十七円六十二銭
三、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五六六号（山本文子同）
一、換価金 三百四十円七十二銭
二、木箱 二個
三、布袋 二枚
四、荷札 二枚
○同領第五六五号（竹中茂一同）
一、換価金 一百七十八円十二銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五六四号（井川嘉治同）
一、換価金 二百円七十九銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五〇号（細川福一同）
一、換価金 二十六円十九銭
二、同 九円八銭
三、鉄道荷札 一個
四、太箱 一枚
五、荷札 一枚

○同領第六三七号（西浦幾太郎同）
一、換価金 九円四十八銭
二、同 五十七円二十銭
三、同 十二円五十五銭
四、同 三十四円五十五銭
五、石油箱 一個
○同領第六四一号（福田カナエ同）
一、換価金 三十四円九十二銭
二、同 二十一円三十三銭
三、トランク 一個
四、白布袋 一枚
○同領第六四七号（板東コン同）
一、換価金 四十八円四十銭
二、同 四十五円二十七銭
三、木箱 一個
○同領第六四八号（中野幾子同）
一、換価金 一百四十八円
二、同 八円六十九銭
三、木箱 一個
○同領第六四九号（山本長五郎同）
一、換価金 一百円三銭
二、同 三十七円四十銭
三、紙袋 一枚
四、唐米袋（同）一枚
五、布袋（同）一枚
○同領第六五〇号（井上美智子同）
一、換価金 一百三十五円三十一銭
○同領第五六八号（中川貞吉同）
一、換価金 一百六十七円六十二銭
三、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五六六号（山本文子同）
一、換価金 三百四十円七十二銭
二、木箱 二個
三、布袋 二枚
四、荷札 二枚
○同領第五六五号（竹中茂一同）
一、換価金 一百七十八円十二銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
○同領第五六四号（井川嘉治同）
一、換価金 二百円七十九銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五〇号（細川福一同）
一、換価金 二十六円十九銭
二、同 九円八銭
三、鉄道荷札 一個
四、太箱 一枚
五、荷札 一枚

○同領第九九九号（馬場勇同）
一、換価金 十五円八十九銭
二、同 一百四十四円九十銭
三、布袋 三枚
四、ドンゴロス 一枚
五、木箱 一個
六、換価金 九十四円八十銭
七、同 一百八十二円
八、唐米袋 一枚
九、木箱 一個
○同領第一〇〇号（谷口友四郎同）
一、換価金 一百九十五円
二、同 一百九十五円
三、同 三十三円二十五銭
四、同 十一円四十五銭
五、布袋 一枚
六、風呂敷 一枚
七、木箱 一個
○同領第一〇一号（川島正行同）
一、換価金 七十九円八十銭
二、布袋 二枚
三、トランク 一個
○同領第一〇五号（森木春夫同）
一、換価金 一百八十四円
○同領第一〇七号（杉山武夫同）
一、同 二百十五円
二、リックサック 一個
○同領第一〇八号（田中ヒサ同）
一、換価金 一百三十一円七十七銭
二、唐米袋 一枚
○同領第一二七号（古川元同）
一、換価金 四十円
二、木箱 一個
○同領第一七七号（杉山俊郎同）
一、換価金 四十七円三十六銭
二、木箱 一個
○同領第一七九号（荒木実同）
一、換価金 一百七十二円九十銭
二、布袋 二枚
三、行李 一個
○同領第二二号（吉本正一郎同）
一、換価金 六十一円六十銭
二、同 二十五銭
三、布袋 二枚
四、風呂敷 二枚
五、莚 一枚
○同領第二三号（吉田濛市同）
一、換価金 一百七十一円六十銭
二、布袋 一枚
三、唐米袋 一枚
四、木箱 一個

○同領第三三号（平岡恒夫同）
一、換価金 四十四円
二、同 五十八円五十七銭
三、布袋 十八枚
四、紙箱 一個
○同領第二四号（中島タマ同）
一、換価金 七十四円四十銭
二、同 一百十七円三十七銭
三、布袋 一枚
四、紙箱 一個
○同領第二五号（久米稔同）
一、換価金 二百八十四円
二、布袋 二枚
三、布袋 二枚
四、行李 一個
○同領第二六号（渡辺進同）
一、換価金 一百十四円四十銭
二、布袋 一枚
三、布袋 一枚
四、紙箱 一個

玉名区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
昭和二十四年保第五一二号（藤木春男臨時物資需給調整法違反事件）
一、換価金 一百四十七円二十銭
○同保第五二九号（西村ユキ子食糧管理法違反事件）
一、同 一千六十三円五十銭
○昭和二十六年領第二〇五号（久多見チエカ窃盗事件）
一、女持傘 一本
○同第一三九号（高山サカエ賍物収受等事件）
一、女物名古屋帯 一着
二、女物オーバー 一枚
三、女物モス羽織 一枚
四、白色毛糸首巻 一枚
五、男物着物端切 一枚
六、女物モス長襦袢 一枚
七、女物羽織裏地 一個
八、小型時計肌着 一枚
九、女物冬用肌着 一枚
一〇、女児用冬物上絹肌着 一枚
一一、白木綿敷布 一枚
○同保第一四一号（増本一郎酒税法違反事件）
一、換価金 一千六百二十五円
○昭和二十四年保第四五八号（小川孝明物価統制令違反事件）
一、同 五百七十六円十銭
○同保第三五五号（川瀬タカ子同）
一、同 五百七十八円六十四銭
○昭和二十七年領第三八号（妻泰守賍物故買事件）
一、中古自転車 一台

○工場財団

東京都中央区日本橋通一丁目五番地
東海炉材株式会社から愛知県刈谷市大字刈谷字山屋敷五番地所在の同会社の工場に属する土地建物並びに機械器具に対する工場財団組成のため所有権保存の登記申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有するもの又は差押、仮差押若くは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備えつけてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年四月三十日
名古屋法務局刈谷出張所

○有権者申出

元当局所属公証人田村常造の身元保証金について、その上に権利を有する者は、昭和二十七年十月二十四日までに当局に申出られたい。
昭和二十七年四月三十日
岡山地方法務局

会社その他の公告

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十七年三月三十一日臨時社員総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月十五日
大村市八坂町六三番地
大村洋装有限会社
清算人代表 森山 春美

解散公告（第三回）
当会社は昭和二十七年三月十五日臨時株主総会の決議により解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告の日より二箇月以内に申出でられたい。若し期限内に申出でないときは清算より除斥せられる。
昭和二十七年四月二十一日
堺市六條通四丁目三十四番地
堺製麻株式会社
清算人 谷口辰治郎

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十七年四月二十一日の株主総会の決議に依り同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告第一回掲載の日から二箇月以内に申出られたい。もし期間内に申出がない時は清算から除斥される。
昭和二十七年四月二十六日
札幌市南七條西六丁目三番地
株式会社重松薬房札幌店
代表清算人 平松 兵蔵

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年四月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回の公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間中に申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十三日
住所 南区北桃谷町七二番地
会社名 大阪伊丹産業有限会社
清算人 森 亀重郎

解散公告（第三回）
当組合は昭和二十六年十二月三十一日組合員総会の決議により解散致しました。当組合に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年一月四日
広島市皆実町三丁目三百五十七番地の六
広島建材企業組合
清算人 桜井 三造

減資公告
昭和二十七年四月二十一日開催の当会社臨時株主総会において、当会社の資本金五百万円のうち金四百万円を減少し、その方法として当会社の株式五株を合併して一株とすることを決議したので、右に対し異議ある債権者は、本公告掲載の日から一箇月内にその旨を申し出でられたい。
昭和二十七年四月二十五日
東京都港区芝田村町五丁目十四番地
株式会社寿組
代表取締役社長 藤城 正

解散公告（第二回）
当組合は昭和二十七年四月十日総会の決議により解散致しましたので当組合に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出なきときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二十五日
愛知県丹羽郡古知野町大字古知野字論天六十九番地
丹羽郡食料品商業協同組合
代表清算人 寺沢 兼光

六ノ二、布袋、手提籠 二個
七、換価金 八百八十八円
七ノ二、紙袋、風呂敷 二枚
八、換価金 八百十二円
八ノ二、リュックサック、石油罐 二個
九、換価金 八百二十四円
九ノ二、風呂敷、白木綿袋 二枚
十、換価金 九百三十一円
十ノ二、風呂敷、木綿袋 二枚
十一、換価金 七百九十八円
十一ノ二、布袋、風呂敷 二枚
十二、換価金 九百八十四円
十二ノ二、白木綿袋、風呂敷、手提袋 三枚
十三、換価金 八百三十八円
十三ノ二、白木綿袋、風呂敷 二枚
十四、換価金 四百四十六円
十四ノ二、風呂敷、白木綿袋、白エプロン 五枚
十五、換価金 九百六十四円
十五ノ二、木綿袋 一枚
十六、換価金 八百六十五円
十六ノ二、白木綿袋、風呂敷 二枚
十七、換価金 九百三十八円
十七ノ二、風呂敷、手提袋 三枚
十八、換価金 九百三十一円
十八ノ二、白木綿袋、風呂敷 二枚
○昭和二十五年領第四三〇号（中西清窃盗事件）
二、茶色皮鞄 一個
○昭和二十七年非領第六三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金 五万二千九十六円
二、同 一百六十円
○同領第九七七号（同）
一、同 二万一千四百二十七円
三、換価金 九十円
○同領第九八号（同）
一、唐米袋 一枚
二、同 一千八百二十八円
三、布袋 二枚
○同領第九九号（同）
一、換価金 三百七十八円
二、布袋 一枚
三、風呂敷 一枚
○同領第一〇〇号（同）
一、換価金 八千六百八十八円
二、同 一百五十六円
三、布袋 十二枚
四、紙袋 三枚
五、手提袋 一枚

○昭和二十三年領第五六九号（北野由夫同）
一、換価金 二百四十四円四十四銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五七〇号（平岡正夫同）
一、換価金 一百四十八円四十一銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五七一号（白石米吉同）
一、換価金 一百五十五円四十銭
二、木箱 二個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五七二号（三好花子同）
一、換価金 一百七十一円十一銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五七三号（山田元市同）
一、換価金 三百三十九円四十一銭
二、木箱 二個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五七四号（氏名不詳同）
一、換価金 二百三十四円三十五銭
二、木箱 一個
三、布袋 二枚
四、荷札 一枚
○同領第五七五号（大前テル同）
一、換価金 二百十二円十四銭
二、木箱 一個
三、布袋 二枚
四、荷札 一枚
○同領第五七六号（山本金也同）
一、換価金 二百円七十九銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五七八号（井上静子同）
一、換価金 一百六十二円三十八銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五七九号（柴村秀雄同）
一、換価金 十八円五十七銭
二、同 三十四円九十二銭
三、木箱 一個
四、布袋 一枚
五、荷札 一枚
○同領第五八一号（水本一男同）
一、換価金 二百六十三円六十五銭
二、木箱 一個
三、荷札 一枚
四、布袋 一枚
○同領第五八二号（鍛治正一同）
一、換価金 一百七十円二十四銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五八三号（新田福市同）
一、換価金 一百八十三円三十三銭
二、木箱 一個
三、布袋 一枚
四、荷札 一枚
○同領第五九一号（田中某同）
一、換価金 一百六十三円六十三銭
二、同 一百七十二円九十八銭
三、木箱 二個
四、布袋 一枚
五、荷札 一枚
○同領第六〇七号（辰見某同）
一、換価金 六百二十七円四十八銭
二、木箱 二個
三、布袋 一枚
○同領第六二七号（国松政美同）
一、換価金 二十八円四十四銭
二、石油罐 一枚
○同領第六二八号（佐々木瑞子同）
一、換価金 一百五十八円四十銭
二、布袋入毛布 一個
○同領第六三〇号（吉田義造同）
一、換価金 一百八十二円四十九銭
二、布袋入麻袋 一個
○同領第六三一号（上田豊一同）
一、換価金 一百八十円四十銭
○同領第六三二号（田中伝吉同）
一、換価金 九十七円六十四銭
二、竹籠 一個
三、布袋 一枚
○同領第六三三号（吉田弘同）
一、換価金 一百四十五円二十銭
二、木箱 一個
○同領第六三四号（吉田清同）
一、換価金 一百二十三円二十銭
二、同 二十六円二十五銭
三、ボール箱 一個
○同領第六三五号（板東子同）
一、換価金 五十二円三十八銭
二、同 一百五円六十銭
三、木箱 一個
○同領第六三六号（吉野庄太郎同）
一、換価金 一百三十二円
二、トランク 一個
三、唐米袋 一枚

第7592号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　四月二十五日付衆会第三十五号四〇頁●同二十八日付第五十号一六頁
●同日付第五十一号一頁

アメリカでも一番新しい抗生物質

赤痢
百日咳
淋疾　内服で

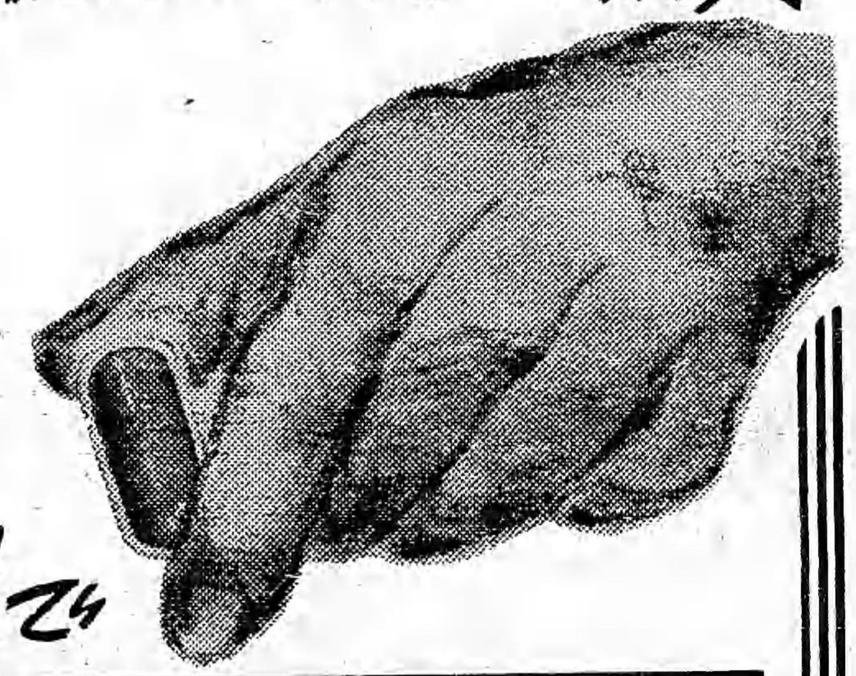

テラマイシン ファイザー

重症・スルファ剤無効の赤痢も……
単に内服で体温、便回数、便性状は短時日に改善し、菌は1～2日で消失する等急速に症状は消散し治癒します

百日咳は2～3日で……
頑固な咳・発作は服用と共に直ちに軽減し、好結果が得られますが、早期ほど効果は確実で治療も容易です

淋疾は2回内服で……
難治の淋疾にも素晴らしい効果があり、淋菌は12～24時間、排膿、排尿痛は48時間内に消失し治癒します

適応症
疫痢、軟性下疳、蛔虫病、肺壊疽、肺炎、トラホーム

包装
カプセル　二五〇、一〇〇、五〇〇瓩
静脈注射用　五〇〇、二五〇瓩
エリキサー　(三〇cc)　一・五瓦
トローチ(口内錠)一五瓩二四入
眼科用軟膏　〇・五%　三・五瓦
(医師の指示により御使用下さい)

PFIZER QUALITY

田辺製薬

合併公告

左の甲乙両会社はそれぞれ昭和二十七年四月二十八日開催の臨時株主総会に於て甲会社は乙会社を合併して其の権利義務を承継し乙会社は解散する決議を致しましたからこの合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にその旨申出で下さい。

昭和二十七年四月三十日

東京都千代田区神田神保町二丁目四番地
甲　株式会社フレーベル館
(住所右に同じ)
乙　フレーベル館保育用品株式会社

解散公告(第三回)

当協会は昭和二十七年四月一日の評議員会の決議により解散いたしましたので、当協会に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月三十日

東京都千代田区霞ヶ関二の二林野庁内　財団法人林産化学協会
清算人　村井　清一
清算事務所　右に同じ

解散公告第(第一回)

当会社は昭和二十七年三月十六日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年四月三十日

東京都品川区平塚一丁目五百四十九番地
日本瓦斯マントル株式会社
清算人　長野　国助

組織変更公告

当会社は昭和二十七年四月二十日社員総会に於て総社員の一致をもつて大和組製糸株式会社に組織変更の決議をしましたからこれに対し異議ある債権者はこの公告の日から二箇月以内に当会社に御申出下さい。

昭和二十七年四月二十五日

東京都千代田区神田鎌倉町九の三
有限会社大和組

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年四月十日臨時株主総会の決議で解散しました。当会社に対し債権のある方は昭和二十七年六月十日迄に申出下さい。若しこの期間内に御申出がなければ清算より除斥せられます。

昭和二十七年四月三十日

東京都千代田区神田佐久間町二丁目九番地
富士化工商事株式会社
清算人　宇井丑之助
同　古賀　尚

有限会社組織変更公告

山宇商事有限会社は昭和二十七年四月十八日社員総会において山宇商事株式会社と組織変更の決議をしたのでこの組織変更につき異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨を御申出下さい。

昭和二十七年四月二十二日

山口県宇部市大字小串七番地の三十
山宇商事有限会社

株式併合による株券提出公告

当会社は昭和二十七年四月二十八日開催の臨時株式総会において一株金五十円全額払込済株式十株を併合して一株金五百円全額払込済株式とし株主に対しその持株十株に対し併合新株一株の割合を以つて交付する事を決議したから当会社の株式を所有する株主はこの公告掲載の翌日から三箇月以内に株券を当会社に提出せられたい。右公告する。

昭和二十七年四月三十日

東京都中央区日本橋江戸橋一の二
森岡興業株式会社
代表取締役　森岡　三郎

社債償還公告

当社第一回に号物上担保附社債第一次定時償還の為抽籤の結果左記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

償還金額　金三百万円也
支払期日　昭和二十七年五月十五日
支払場所　現物債は券面記載の支払場所、登録債は指定支払場所
一万円券(丙)　十万円券(丁)
二四五一―二五〇〇　四八一―四九〇
九三一―九四五

昭和二十七年四月三十日

新日本窒素肥料株式会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　入ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　入ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三二一―五六九
振替東京一九〇〇官報課

昭27.4.30.

官報

号外（第五十三号）

目次

法律
○戦傷病者戦没者遺族等援護法　一頁
政令
○かんがい排水審議会令　六
○鹿児島県大島郡十島村に関する漁業法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令　七
告示
○漁業法に基き海区の指定の一部改正　七

法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第百二十七号

戦傷病者戦没者遺族等援護法

目次

第一章　総則（第一條―第六條）
第二章　援護
第一節　戦傷病者等に対する援護（第七條―第二十二條）
第二節　戦没者遺族等に対する援護（第二十三條―第三十九條）
第三章　不服の申立（第四十條―第四十二條）
第四章　雑則（第四十三條―第五十一條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き、軍人軍属であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。

（軍人軍属）

第二條　この法律において、「軍人軍属」とは、左に掲げる者をいう。

一　恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一條に規定する軍人及び準軍人並びに内閣総理大臣の定める者以外のもとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者（以下「軍人」という。）

二　もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員（死亡した後において、死亡の際にそ及してこれらの身分を取得した者を除く。以下「軍属」という。）

2　前項各号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廃止後も、未復員の状態にある限り、この法律の適用については、軍人軍属とみなす。

（在職期間）

第三條　この法律において、「在職期間」とは、左に掲げる期間をいう。

一　軍人については、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による就職から退職（復員を含む。）までの期間（もとの陸軍の見習士官又はもとの海軍の候補生若しくは見習尉官の身分を有していた期間を含む。）

二　軍属については、昭和十六年十二月八日以後、戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの期間

2　前項第二号に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める。

（公務傷病の範囲）

第四條　軍人が負傷し、又は疾病にかかつた場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾病を公務によるものとみなすとき、及び軍人たる特別の事情に関連して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したときは、この法律の適用については、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

2　軍人軍属が昭和二十年九月二日以後、引き続き海外にあつて復員するまでの間に、自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつたときは、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

（援護の種類）

第五條　この法律による援護は、左の通りとする。

一　障害年金の支給
二　更生医療の給付
三　補装具等の支給
四　国立保養所への収容
五　遺族年金の支給
六　弔慰金の支給

（裁定）

第六條　障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けようとする者の請求に基いて厚生大臣が行う。

第二章　援護

第一節　戦傷病者等に対する援護

（障害年金の支給）

第七條　軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、昭和二十七年四月一日（左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日）において、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症に定める程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一　昭和二十七年四月一日以後復員する者で、その復員の日において当該負傷又は疾病がなおつているものについては、その復員の日

二　昭和二十七年四月一日以後未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）第八條の二又は未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）附則第二條の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなおつた日又はなおらないでこれらの規定により療養を受けることができる期間を経過した日

2　軍人軍属であつた者が在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合において、昭和二十七年四月一日以後（前項各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日以後）において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具廃疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

3　前二項の場合において、軍属であつた者に対しては、その不具廃疾が昭和二十年九月二日前に生じた負傷又は疾病によるものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、障害年金を支給する。

（障害年金の額）

第八條　障害年金の額は、左の表の通りとする。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	九〇、〇〇〇円
第一項症	六六、〇〇〇円
第二項症	五四、〇〇〇円
第三項症	四二、〇〇〇円
第四項症	三六、〇〇〇円
第五項症	三〇、〇〇〇円
第六項症	二四、〇〇〇円

（期限つき障害年金）

第九條　厚生大臣は、障害年金を受ける権利の裁定を行うにあたつて、将来、その不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することがあると認めるときは、障害年金を受ける権利に五年以内の期限を附することができる。

2　前項の期限の到来前六月前までに不具廃疾が回復しない者で、その不具廃疾の程度がなお第七條第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の障害年金を支給する。こ

毎日文庫
明治二十五年第三種郵便物認可

号外

の場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

（障害年金の額の改定）

第十條　厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の不具廃疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、その程度に応じて当該障害年金の額を改定する。

2　不具廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基いて行う。

3　第一項の規定による障害年金の額の改定は、援護審査会の議決を経て行わなければならない。

（障害年金の支給を受けることができない者）

第十一條　左に掲げる者には、障害年金を支給しない。

一　重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつた者

二　第七條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた日において、日本の国籍を有しない者及びその日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、日本の国籍を失つた者

（障害年金の減額及び控除）

第十二條　障害年金の支給を受けている者が第二十二條の規定により国立保養所に収容された場合においては、その者が収容されている間、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金につきその一部を減額することができる。

2　恩給法の特例に関する件又は未復員者給与法の規定により傷病賜金又は障害一時金を受けた者が、同一の事由によつて障害年金の支給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金の額から、既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

（障害年金の始期及び終期）

第十三條　障害年金の支給は、第七條第一項の規定により支給するものについては、昭和二十七年四月（同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日の属する月の翌月）から、同條第二項の規定により支給するものについては、同項に規定する裁決があつた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

2　第十條第一項の規定により、障害年金の額を改定した場合において、改定された額による障害年金の支給は、同條第三項に規定する裁決があつた日の属する月の翌月から始める。

（障害年金を受ける権利の消滅）

第十四條　障害年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

一　死亡したとき。

二　日本の国籍を失つたとき。

三　厚生大臣によつて第七條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態がなくなつたものと認定されたとき。

2　厚生大臣は、前項第三号の認定をするにあたつては、援護審査会の議決を経なければならない。

（障害年金の支給停止）

第十五條　障害年金を受ける権利を有する者が、禁こ以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月から、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。

2　前項但書の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、取消の日の属する月の翌月から、刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。

3　禁こ以上の刑に処せられた者が、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、この限りでない。

4　第二項の規定は、前項但書の場合に準用する。

（障害年金を受ける権利の受継）

第十六條　障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金であつて、その者の死亡前に支給していないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

2　前項の場合において、死亡した者がその死亡前に障害年金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

3　前二項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金を受ける権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

（更生医療の給付）

第十七條　厚生大臣は、軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由又は中枢神経機能障害の状態にあるものが、その職業能力を回復し、その他更生するために再手術等の治療が必要であると認めるときは、その者の申請により、更生医療の給付を行うことができる。

2　更生医療の給付は、左の通りとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　病院への収容

五　看護

六　移送

3　更生医療の給付は、厚生大臣の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、行うものとする。

（診療方針及び診療報酬）

第十八條　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2　前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることが適当でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

（医療審査）

第十九條　厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあたつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるものの意見をきかなければならない。

（報告の請求及び検査）

第二十條　厚生大臣は、前條第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（補装具等の支給）

第二十一條　厚生大臣は、軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由又は中枢神経機能障害の状態にあるものにつき、必要があると認めるときは、その者の申請により、盲人安全つえ若しくは補装具を支給し、又はこれを修理することができる。

2　厚生大臣は、特別の事由がある場合においては、前項の支給又は修理に代えて、盲人安全つえ又は補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

（国立保養所への収容）

第二十二條　厚生大臣は、障害年金を受ける権利を有する者で重度の不具廃疾の状態にあるものを、その者の申請により、国立保養所に収容することができる。

第二節　戦没者遺族等に対する援護

（遺族年金の支給）

第二十三條　左に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

一　在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

二　障害年金又は軍人たるによる増加恩給（その支給事由である負傷又は疾病による不具廃疾の程度が第七條第一項に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は増加恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

2　軍属又は軍属であつた者の遺族に対しては、前項第一号に規定する負傷又は疾病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、遺族年金を支給する。

（遺族の範囲）

第二十四條　遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの（死亡した者の死亡の当時、その者の軍人軍属たることによる勤務がなかつたならば、これらの條件に該当していたものと認められるものを含む。以下同じ。）とする。

2　死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、且つ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向つて、その子は、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

（夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母に対する遺族年金の支給條件）

第二十五條　夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族年金は、これらの遺族が昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、それぞれ左の各号に規定する條件に該当する場合及びその後はじめてそれぞれこれらの條件に該当するに至つた場合に支給する。

一　夫については、不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

二　子については、十八歳未満であつて、配偶者がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

三　父及び母については、六十歳以上であること、不具廃疾であつて生活資料を得ることができないこと、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

四　孫については、十八歳未満であつて、配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

五　祖父及び祖母については、六十歳以上であつて、その者を扶養することができる直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

2　昭和二十八年三月三十一日までの間に六十歳に達した父、母、祖父又は祖母は、前項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において六十歳であるものとみなす。

（遺族年金の額）

第二十六條　遺族年金の額は、配偶者については、一万円、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、一人につき五千円とする。

（遺族年金の額の特例）

第二十七條　前條の規定にかかわらず、第二十三條第一項第二号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額は、前條に定める額の十分の六に相当する額とする。

2　前項に規定する遺族に遺族年金を支給する場合において、遺族全員に対して支給すべき遺族年金の総額が死亡した者が死亡の当時受けるべき障害年金の額をこえるときは、各遺族に支給すべき遺族年金の額は、同項の規定にかかわらず、死亡した者が死亡の当時受けるべき障害年金の額に相当する額を、同項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金の額の割合にあん分して得た額とする。

（遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求）

第二十八條　同一の支給事由により遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該遺族年金の請求又はその支給の請求を行わなければならない。但し、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（遺族年金の支給を受けることができない者）

第二十九條　左に掲げる遺族には、遺族年金を支給しない。

一　重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二　死亡した者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前又は第二十五條第一項各号の一に規定する條件に該当するに至る日前に、第三十一條第二号、第三号又は第五号から第七号までの一に該当した遺族

（遺族年金の始期及び終期）

第三十條　遺族年金の支給は、昭和二十七年四月（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月一日以後であるときは、その死亡の日の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

2　前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第二十五條第一項各号の一に規定する條件に該当するに至つたことによつて支給する遺族年金については、その支給は、同條第一項各号の一に規定する條件に該当するに至つた日の属する月から始める。

（遺族年金を受ける権利の消滅）

第三十一條　遺族年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一　死亡したとき。

二　日本の国籍を失つたとき。

三　離縁によつて、死亡した者との親族関係が終了したとき。

四　夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、第二十五條第一項各号に規定する條件に該当しなくなつたとき。

五　配偶者については、婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じ。）したとき、又は第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

六　子及び孫については、第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者

号外

昭27.4.30.

の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

七　父、母、祖父又は祖母が婚姻したとき。

（併給の禁止）

第三十二條　二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、左の区別により、その一を支給する。

一　額が異なるときは、そのうち最高額のもの

二　額が同じであるときは、当該遺族年金を受ける権利を有する者が選ぶもの

（準用規定）

第三十三條　第十五條及び第十六條の規定は、遺族年金の支給に準用する。

（弔慰金の支給）

第三十四條　昭和十六年十二月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

2　前項の規定の適用については、旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基いて徴用され、又は総動員業務につき協力をさせられた者で第二條第一項第二号に該当しないもの、及びもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者（昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者を含む。）で第二條第一項第二号に該当しないものは、軍属とみなし、徴用若しくは協力に係る令書若しくは通知を受けた日から徴用若しくは協力を解除された日までの期間内における業務上の負傷若しくは疾病、又はその者の当該戦闘に参加した期間（国民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出動した期間）内における当該戦闘（国民義勇隊の隊員であつた者については、出動中において従事した業務）に基く負傷若しくは疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

3　第一項の規定の適用については、特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一條に規定する特別未帰還者は、軍属とみなし、その者の昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基く負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

4　第二十三條第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

（遺族の範囲）

第三十五條　弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする。

2　第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（遺族の順位）

第三十六條　弔慰金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序による。但し、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

一　配偶者（死亡の日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、前條第一項に規定する遺族（以下本條において遺族という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。但し、遺族以外の者と婚姻した場合でも、死亡した者と同じ氏を称していた配偶者がその氏を改めないで婚姻したときは、本号の順位とする。）

二　子（昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日。以下本條において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

三　父母

四　孫（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

五　祖父母

六　兄弟姉妹（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

七　第二号において同号の順位から除かれている子

八　第四号において同号の順位から除かれている孫

九　第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十　第一号において同号の順位から除かれている配偶者

（弔慰金の額及び記名国債の交付）

第三十七條　弔慰金の額は、死亡した者一人につき五万円（死亡した者が第三十四條第二項及び第三項に掲げるものである場合には、一人につき三万円）とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前四項に定めるものの外、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（弔慰金の支給を受けることができない者）

第三十八條　左に掲げる遺族には、弔慰金を支給しない。

一　重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二　死亡した者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前に、第三十一條第二号又は第三号に該当した遺族

三　禁こ以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予の言渡を受けた遺族を除く。）

（準用規定）

第三十九條　第十六條第三項の規定は、弔慰金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同條の規定は、弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ弔慰金の請求又はその支給の請求について準用する。

第三章　不服の申立

（不服の申立）

第四十條　障害年金、遺族年金又は弔慰金に関する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生大臣に不服の申立をすることができる。

2　前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3　厚生大臣は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても、不服の申立を受理することができる。

（裁決）

第四十一條　厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

2　前項の規定により厚生大臣が裁決を行うにあたつては、援護審査会の意見をきかなければならない。

（政令への委任）

第四十二條　前二條に定めるものの外、不服の申立、審査及び裁決の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（年金の支給期月）

第四十三條　障害年金及び遺族年金は、政令で定める期月に、それぞれその前月分までを支給する。但し、前支給期月に支給すべきであつた年金又は年金を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合におけるその期の年金は、支給期月でない時期においても、支給する。

（受給権調査）

第四十四條　厚生大臣は、障害年金又は、遺族年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び不具廃疾の状態その他必要な事項に関してその者に必要な書類の提出を命ずることができる。

2　厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について不具廃疾の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3　厚生大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

（時効）

第四十五條　障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利は、七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡又は担保の禁止）

第四十六條　障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押の禁止）

第四十七條　障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。但し、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。

（非課税）

第四十八條　障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受ける金品及び弔慰金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2　援護に関する書類には、印紙税を課さない。

（年金及び国債元利金の支払）

第四十九條　障害年金及び遺族年金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うものとする。

2　厚生大臣は、前項の支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

3　第三十七條に規定する国債の元利金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

（権限又は事務の委任）

第五十條　この法律に定める厚生大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する援護の実施機関が行う。

（省令への委任）

第五十一條　この法律に特別の規定がある場合を除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

3　昭和二十七年四月一日において、軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けている者については、その不具廃疾の程度に応ずる障害年金を受ける権利につき、厚生大臣の裁定があつたものとみなす。昭和二十七年四月二日以後に軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けた者についても、同様とする。

4　前項の場合において、当該増加恩給が恩給法第五十條第一項の規定による有期のものであるときは、前項の規定により裁定があつたものとみなされた障害年金については、その期間（その期間の一部が昭和二十七年三月三十一日以前に経過したものであるときは、その残期間）につき、第九條第一項の規定による期限が附せられたものとする。

5　軍人たるによる増加恩給を受けることができる者に対する同一の事由による障害年金は、その増加恩給を受ける権利につき裁定があつた場合にのみ支給する。

6　第三項の場合においては、増加恩給と障害年金を併給しないで、障害年金の額が増加恩給の額をこえるときは、障害年金のみを、その他のときは、増加恩給のみを支払うものとする。但し、障害年金の額が増加恩給の額をこえる場合において、その増加恩給につき担保権が設定されているときは、その担保権が存続する間は、この限りでない。この場合においては、その担保権が存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除するものとする。

7　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が、同一の事由により、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受けることができるときは、その支給を受けることができる期間、船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の支給を停止する。但し、遺族年金については、船員保険法の規定により支給を受ける遺族年金の額（同法第五十條ノ三の規定による加給金を含む。）が、この法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額（遺族が配偶者であつて、その者に船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子がある場合においては、その子がこの法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額に相当する額を合算した額）をこえる部分については、この限りでない。

8　前項の規定により支給を停止され、又は停止されたことのある遺族年金につき、その支給を受ける者がその権利を失つた場合において、船員保険法の規定によつて遺族年金の支給を受けるべき者が他にないときは、左に掲げる障害年金及び遺族年金の額の合算額を、同法第五十條ノ六第四号に規定する「既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額」とみなして、同号の規定を適用する。

一　船員保険法の規定によつて支給を受けた障害年金

二　障害年金を受けた者の死亡に関して、船員保険法の規定によつて支給を受けた遺族年金

三　この法律の規定によつて支給を受けた障害年金

四　前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された遺族及び船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子が、障害年金の支給を受けた者の死亡に関して、この法律の規定によつて支給を受けた遺族年金

9　第三十七條第二項の規定により発行する国債の昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までの利子については、前払をすることができる。

10　遺族年金を受ける権利を有する者につき、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年二月二十八日までの間において当該年金を受ける権利が消滅する事由が生じた場合においては、第三十條第一項の規定にかかわらず、当該年金の支給の終期は、昭和二十八年三月とする。

11　遺族年金を受ける権利を有する者につき、昭和二十八年二月二十八日以前において遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合には、第三十三條において準用する第十五條の規定にかかわらず、昭和二十八年三月までは当該年金の支給は停止しない。

12　遺族年金は、昭和二十七年度分に限り、第四十三條の規定にかかわらず、政令で定める期月に、政令で定めるところにより、遺族年金の支給を始める月分から昭和二十八年三月分までをまとめて支給することができる。

13　前項の規定により遺族年金を支給した後に、遺族年金の支給を受ける権利を有する者が生じたため第二十七條第二項の規定により、各遺族に支給すべき遺族年金の額に変更を生ずべき場合においても、既に前項の規定により支給した遺族年金は、返還することを要しない。

14　前項の規定は、第十二項の規定により遺族年金を支給した後に、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の権利に、影響を及ぼさない。

号外

15 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第七号の次に次の一号を加える。

七の二　戦傷病者の保護更生に関する調査及び企画を行い、並びにこれを実施すること。

第十五條中「国立身体障害者更生指導所」を「国立身体障害者更生指導所」に改める。

第二十六條の次に次の一條を加える。

（国立保養所）

第二十六條の二　国立保養所は、重度の身体障害を有する旧軍人軍属等を収容し、医学的管理の下に、その保養を行わせる機関とする。

2　国立保養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

16 引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事務を行うこと

第五條第五号の次に次の二号を加える。

六　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する調査企画の事務（厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行うこと

七　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基く援護の実施に関する事務（厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行うこと

第六條中第三号の次に次の一号を加える。

三の二　戦傷病者戦没者遺族等援護法の実施に必要な旧軍人軍属の調査を行うこと

第二章中第七條の次に次の一條を加える。

（附属機関）

第七條の二　戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べさせるため、引揚援護庁の附属機関として援護審査会を置く。

2　援護審査会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第十一條中「これに関連する事務」の下に「並びに旧海軍に関する第六條第三号の二の事務」を加える。

17 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三條第三項」の下に「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九條第三項」を、同條第三項中「前項の場合においては」の下に「、厚生大臣、」を加える。

18 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「老年者でないものをいう。」の下に「但し、左に掲げる者が戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下遺族等援護法という。）第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、扶養親族の有無を問わないものとする。」を加える。

第十五條の二第二項中「四千円」の下に「（当該不具者が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

第十五條の三中「四千円」の下に「（当該老年者が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

第十五條の四中「四千円」の下に「（当該寡婦が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

第十五條の五中「四千円」の下に「（当該勤労学生が老年者又は寡婦でない場合において、遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者であるときは、六千円）」を加える。

第二十八條第一項第一号から第四号まで及び第七号中「又は勤労学生であるかどうか」を「若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である者」に改める。

第三十九條第一項中「その事実」の下に「、自己が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者である場合又は同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である場合にはその事実」を加える。

第四十條中「又は勤労学生であるかどうか」を「若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である場合にはその事実」を「大島郡三島村及び十島村の地先海面を含む。」に改める。

19 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十四條（国債の買上代金及び元利金の支払）郵便局において、省令の定めるところにより、加入者のため、国債を買い上げ、又は国債の元利金を支払つたときは、口座所管庁において、その買上代金又は、元利金の支払に要した金額を当該加入者の口座の貯金から払い出す。

第六十五條（取扱料金）前條の規定による払出に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の金額の範囲内において、郵政大臣が定める。

一　国債を買い上げた場合　国債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相当する金額

二　国債の元利金を支払つた場合　支払金額の千分の四十に相当する金額

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
厚生大臣　吉武　恵市
郵政大臣　佐藤　栄作

政令

かんがい排水審議会令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第百三十四号

かんがい排水審議会令

内閣は、農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第三十四條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一條　かんがい排水審議会（以下「審議会」という。）は、農林大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を農林大臣に建議する。

一　国際かんがい排水委員会に関する事項

二　かんがい排水の改良発達に関する重要事項

（組織）

第二條　審議会は、農林大臣及び委員十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

第三條　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び第一條に掲げる事項に関し学識経験がある者のうちから農林大臣が任命する。

第四條　学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は、二年とし、これに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員及び専門委員は、非常勤とする。

第五條　農林大臣は、会長として会務を総理する。

2　農林大臣に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

（庶務）

第六條　審議会の庶務は、農林省農地局において処理する。

（雑則）

第七條　この政令に定めるものの外、議事の手続に関し必要な事項は、農林大臣が定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

鹿児島県大島郡十島村に関する漁業法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第百三十五号

鹿児島県大島郡十島村に関する漁業法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令

内閣は、鹿児島県大島郡十島村の区域に適用されるべき法令の暫定措置に関する政令（昭和二十六年政令第三百八十号）第一項及び第三項の規定に基き、この政令を制定する。

1　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及びこれに基く命令は、昭和二十七年五月一日から鹿児島県大島郡十島村の区域に適用する。

2　鹿児島県大島郡十島村の最初の海区漁業調整委員会選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間については、漁業法第八十九條及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第六條の規定にかかわらず、鹿児島県選挙管理委員会がその特例を定め、且つ、これを告示するものとし、鹿児島県大島郡十島村選挙管理委員会は、これに基いて海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製しなければならない。

3　前項の海区漁業調整委員会選挙人名簿は、昭和二十八年十二月十九日まで効力を有する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林大臣　広川　弘禅
内閣総理大臣　吉田　茂

告示

◉農林省告示第百七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四條第二項の規定に基き、昭和二十五年五月農林省告示第百二十九号（海区の指定）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月三十日

農林大臣　広川　弘禅

鹿児島の部（黒島、竹島及び硫黄島の地先海面を含む。）を「（大島郡三島村及び十島村の地先海面を含む。）」に改める。

法務府公告

○押収物還付公告　福岡地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第一五三九号（中島道正業務上横領被告事件）

一、秘密探偵に関する帳簿　二冊

○同押第一五八九号（辛島巍一詐欺被告事件）

一、事業計画書　一通

○同押第一七六五号（中島正義殺人被告事件）

一、黒色革製財布　一個

二、白色ハンカチ　一枚

○同押第一七七七号（林昌圭外国人登録令違反被告事件）

一、林昌圭名義大韓民国之証　一枚

○同押第一七七八号（金錫潤同）

一、金錫潤、道民証　一枚

○同押第一八二三号（文京守外四人同）

一、通信文　二枚

○昭和二十四年押第一三五三号（鮎川義次外二人詐欺被告事件）

一、領収証　一通

○昭和二十五年押第一一二九号（加藤五郎業務上横領被告事件）

一、加盟店リスト　一枚

二、伝票　一冊

○同押第九八号（山田龍平詐欺被告事件）

一、中折帽子　一個

二、下駄　一足

○同押第一一四五号（石田香代子窃盗被告事件）

一、小切手　一枚

○昭和二十六年押第九一五号（神酒淑子同）

一、カーデガン　大小用各一枚

○同押第一三八九号（石原久一同）

一、開襟シャツ　一枚

二、軍手　一組

○同押第六一三号（山田公同）

一、ベンチ　二本

○昭和二十四年押第一二二一号（小方新蔵詐欺被告事件）

一、土地家売渡契約証　一通

二、売渡証書　一通

三、領収書　一通

○同押第九六八号（浅川良実物価統制令違反被告事件）

一、換価金　二万三千七百七十二円五十銭

○昭和二十七年押第七六号（広貞辰夫強盗殺人未遂被告事件）

一、薪割用斧　一個

○同押第二一四号（帯田幹夫強盗傷人被告事件）

一、旧軍用上衣　一枚

二、作業ズボン　一枚

○同押第一六一号（有馬力詐欺被告事件）

一、契約書　一枚

○昭和二十五年押第五八号（大久保圭造窃盗被告事件）

一、帯しめ　一本

○同押第五七四号（浦山辰之助同）

一、現金　二百円

○同押第九七九号（田中ちづ臨時物資調給調整法違反事件）

一、換価金　二千百五十二円八十銭

○同押第三八〇号（小西友之外二人窃盗被告事件）

一、シュミーズ　二枚

○昭和二十四年押第四七四八号（中村義次外二人詐欺被告事件）

一、換価金　四百九十二円二十六銭

○同押第一七三号（田代晴男窃盗被告事件）

一、黒洗面道具　一個

○同押第七一四九号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　千二円六十九銭

○同押第三四二三号（岩下修物価統制令違反事件）

一、同　千六百二十七円

○昭和二十六年押第四二〇号（入江延助同）

一、同　百五十六円六十八銭

○同押第五五一号（中田フイ食糧管理法違反事件）

一、同　千二百五十二円

○同押第五九〇号（被疑者不詳同）

一、同　五千四百十四円

○同押第五九五号（同）

一、同　二千五百三十七円

○同押第六五九号（同）

一、同　九千六百五十九円

二、同　九千六百五十九円

二、袋　三十点

○同押第六六二号（同）

一、換価金　五千三百十六円

○同押第六七七号（同）

二、手提　二十八個

○同押第六八七号（同）

一、換価金　五千四百七十四円

二、手提袋　五枚

○同押第六六〇号（同）

一、換価金　四千七百九十二円

二、風呂敷　十二枚

○同押第六八二号（同）

一、換価金　千八百五十円

二、袋　四枚

○同押第六七〇号（同）

一、換価金　四百六十一円

二、袋　一枚

○同押第六六一号（同）

一、換価金　六千五百四十四円

二、袋　九枚

○同押第六九六号（同）

一、換価金　五百五十二円

二、袋　六枚

松山区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年領第三八号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）

一、支那米袋　一枚

二、布袋　一個

三、竹籠　一個

○昭和二十六年領第七六五号（相原明同）

一、メリケン袋　二枚

号外

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○同領第七二七号（松岡寿夫窃盗被疑事件）
一、赤皮製バンド　一本
○同領第七〇二号（横山五月食糧管理法違反被疑事件）
一、麻袋　一枚
○同領第八〇八号（中矢和子賍物故売被疑事件）
一、白半袖シャツ　一枚
○同領第九〇一号（高松九市窃盗被告事件）
一、袋及籠　各一
○同領第九一一号（村上利夫同）
一、重荷用自転車　一台
○同領第九一四号（松岡末吉同）
一、中古自転車　一台
○昭和二十七年領第九九号（神田武久同）
一、豆電気　一個
二、バール　一個
○昭和二十六年保第三一七号（犯人不明酒税法違反被疑事件）
一、密造酒　換価金　四千四百九十円
○同保第三一六号（同）
一、同　二千一百円
○同保第三一三号（同）
一、同　六千五百十円
○同保第一〇一号（村上満一食糧管理法違反被告事件）
一、米　換価金　四百十円
○同保第三九八号（氏川保則同）
一、同　五千九百円
○同保第三七〇号（杉山実同）
一、同　一千五百六十二円
○同保第四一九号（亀田寛吾同）
一、同　二千四十円
○同保第三六五号（渡部七郎同）
一、同　一千五百六十二円
○同保第三八二号（鄭順基同）
一、同　七十円
○同保第三八四号（西本進同）
一、同　二十五円
○同保第三六九号（崔八鳳同）
一、同　一千九百八十円

岐阜中津区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十七年押第二八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百三円
二、手提袋　一個
三、木綿袋　一個
四、風呂敷　一枚
○同押第二九号（同）
一、換価金　六百七十九円
二、木綿袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第三〇号（同）
一、換価金　八百四十二円
二、木綿袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第三一号（同）
一、換価金　八百八十円
二、木綿袋　一個
三、手提袋　一個
四、風呂敷包弁当箱　一個
五、風呂敷　一枚
○同押第三二号（同）
一、換価金　千二百四十九円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一個
○同押第三三号（同）
一、換価金　五百九十六円
二、木綿袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第三四号（同）
一、換価金　七百九十八円
二、木綿袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第三五号（同）
一、換価金　七百九十八円
二、木綿袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第三六号（同）
一、換価金　二千五百五十八円
二、籠　一個
三、木綿袋　一個
四、ブリキ罐　二個
○同押第三七号（同）
一、換価金　千三十七円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三八号（同）
一、換価金　四百八十七円
二、木綿袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第三九号（同）
一、換価金　八百二十七円
二、風呂敷　一枚
三、同　一枚
四、木綿袋　一個
○同押第四〇号（同）
一、換価金　七百二十九円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第四一号（同）
一、換価金　千六十四円
二、木綿袋　一個
三、麻袋　一個
四、竹籠　一個
○同押第四二号（同）
一、換価金　千十八円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一個
四、風呂敷　一枚
○同押第四三号（同）
一、換価金　六百八十九円
二、風呂敷　一枚
○同押第四四号（同）
一、換価金　八百八十九円
二、木綿袋　一個
三、米袋　一個
四、リュックサック　一個
○同押第四五号（同）
一、換価金　三百二十円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第四六号（同）
一、換価金　四百五十一円
二、紙袋　一枚
○同押第四七号（同）
一、換価金　二百九十五円
二、布袋　一枚
○同押第五四号（同）
一、換価金　四百七十五円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
四、鼠色袋　一枚
○同押第五五号（同）
一、換価金　二百九十一円
二、鼠色袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第五六号（同）
一、換価金　二百五十四円
二、袋　二枚
三、防毒面いれ　一個
○同押第五七号（同）
一、換価金　二百二十一円
二、袋　一枚
三、弁当箱　一個
四、風呂敷　一枚
○同押第五八号（同）
一、換価金　四百二円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第五九号（同）
一、換価金　四百三十四円
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○昭和二十六年押第四〇号（氏名不詳同）
一、同　六百八十九円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同押第四一号（同）
一、換価金　五百八十六円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同押第四二号（同）
一、換価金　二百七十五円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
四、化粧袋　一個
○同押第四三号（同）
一、換価金　六百八十九円
二、風呂敷　一枚
○同押第四四号（同）
一、換価金　八百八十九円
二、木綿袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第四五号（同）
一、換価金　三百二十円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第四六号（同）
一、換価金　四百五十一円
二、紙袋　一枚
○同押第四七号（同）
一、換価金　二百九十五円
二、布袋　一枚
○同押第五四号（同）
一、換価金　四百七十五円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
四、鼠色袋　一枚
○同押第五五号（同）
一、換価金　二百九十一円
二、鼠色袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、布袋　一枚
○同押第五九号（同）
一、換価金　三千三百八十五円
二、木綿袋　三枚
三、風呂敷　三枚
四、弁当箱　一個
五、縄　一筋
○昭和二十五年押第一三七号（大西鉄五郎賭博事件）
一、ピース　三箱
二、三脚　一組
三、板　一個
四、立会封金　四百円
○同押第三〇二号（高波虎治食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百三十四円
○昭和二十六年押第四〇号（氏名不詳同）
一、同　六百八十一円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第五六号（同）
一、換価金　二百五十四円
二、袋　二枚
三、防毒面いれ　一個
○同押第五七号（同）
一、換価金　二百二十一円
二、袋　一枚
三、弁当箱　一個
四、風呂敷　一枚
○同押第五八号（同）
一、換価金　四百二円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第五九号（同）
一、換価金　三百四十四円
二、風呂敷　一枚
○同押第六〇号（同）
一、換価金　二百十七円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　一枚
○同押第六一号（同）
一、換価金　三百八十一円
二、手提籠　一個
三、木綿袋　一枚
四、幼児用帽子　一個
○同押第六二号（同）
一、換価金　四百六十三円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第六三号（同）
一、換価金　三百七十七円
二、南京袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第六四号（同）
一、換価金　六百七円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第六五号（同）
一、換価金　三百二十八円
○同押第六六号（同）
一、同　四百四十三円
○同押第九四号（同）
一、同　八百六十一円
二、手提袋　一個
三、赤布製袋　一枚
四、青布製袋　一枚
五、鼠色布製袋　一枚
六、弁当箱　一個
七、化粧箱　一個
○同押第一四九号（同）
一、換価金　二千五十二円
二、リュックサック　一個
三、米袋　一枚
四、弁当箱　一個
五、風呂敷　一枚
六、革帯　一本
○同押第一五〇号（同）
一、換価金　六百三十四円
二、風呂敷　一枚
三、米袋　二枚
○同押第一二四号（姜一寿食糧管理法違反事件）
一、換価金　千百六十一円
○同押第二一八号（高橋きぬ同）
一、同　六百七十九円三十銭
○同押第一二五号（林桑男窃盗事件）
三、風鎮　二個
○同押第二七七号（西尾利夫同）
一、ズボン　二着
二、銘仙反物　一反
三、風呂敷　一枚
○昭和二十四年押第二〇一号（黄明秀同）
一、男物黒焼下駄　一足
二、白綿ワイシャツ　一枚
三、国防色綿半袖シャツ　一枚
四、白メリヤスシャツ　一枚
五、白綿猿又　一枚
六、南京袋　一個
七、ナイフ　一個
一二、万年筆型懐中電燈　一個
一三、ポストンバック　一個

印刷庁

昭27. 3.

昭和二十七年四月三十日　第七五九二号　附録

昭和二十七年三月官報目録

本紙第七五四三号から第七五六七号まで
号外第一四号から第三一号まで

法律

		日	号外	頁
四	財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律	五		五三
五	企業合理化促進法	一四		二三九
六	国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部改正	三		三五七
七	連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律	三		三五七
八	郵便貯金法の一部改正	三		三五七
九	真珠養殖事業法	三		三五七
一〇	開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律	三		三五七
一一	私立学校振興会法	三		四六五
一二	国民金融公庫法の一部改正	三		四六五
一三	ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律	三		四六八
一四	右同件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律	三		四八五
一五	右同件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律	三		四八五
一六	右同件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律	三		四八五
一七	塩田等災害復旧事業費補助法の一部改正	三		四八五
一八	昭和二六年一〇月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法	三		四八六
一九	住宅緊急措置令等の廃止に関する法律	三		四八六
二〇	閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律	三	九	五一七
二一	郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部改正	三	九	五一八
二二	国立学校設置法の一部改正	三	25	五四一
二三	国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律	三		五四四
二四	商船管理委員会の解散及び清算に関する法律	三		五四六
二五	森林火災国営保険法の一部改正	三	26	一
二六	松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部改正	三	26	一
二七	農林漁業資金融通法の一部改正	三	26	二
二八	漁船損害補償法	三	26	二
二九	漁船損害補償法施行法	三	26	一〇
三〇	失業保険法の一部改正	三	27	一
三一	船員保険法の一部改正	三	27	一
三二	新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律	三	27	二
三三	輸出信用保険法の一部改正	三	27	三
三四	郵便為替法の一部改正	三	27	四
三五	海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律	三	27	四
三六	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正	三	28	一
三七	特別調達庁設置法の一部改正	三	28	一
三八	外務省設置法の一部改正	三	28	一
三九	農林省設置法等の一部改正	三	28	二
四〇	経済安定本部設置法等の一部改正	三	28	三
四一	外務公務員法	三	28	四
四二	連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律	三	28	六
四三	ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律	三	28	六
四四	在外公館等借入金の返済の実施に関する法律	三	29	一
四五	財産税等収入金特別会計法を廃止する法律	三	29	二
四六	食糧管理特別会計法の一部改正	三	29	二
四七	漁船再保険特別会計法の一部改正	三	29	二
四八	漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律	三	29	二
四九	農業共済再保険特別会計法の一部改正	三	29	三
五〇	農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律	三	29	三
五一	農林漁業資金融通特別会計法の一部改正	三	29	四
五二	資金運用部預託金利率の特例に関する法律	三	29	四
五三	所得税法の一部改正	三	29	一
五四	法人税法の一部改正	三	30	二六
五五	相続税法の一部改正	三	30	二七
五六	物品税法の一部改正	三	30	二八
五七	砂糖消費税法の一部改正	三	30	二九
五八	通行税法の一部改正	三	30	二九
五九	資産再評価法の一部改正	三	30	二九
六〇	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正	三	30	三
六一	租税特別措置法等の一部改正	三	30	三
六二	関税定率法等の一部改正	三	30	三五
三六	終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部改正	三	五	二
三七	〃 鹿児島県大島郡十島村に関する地方財政平衡交付金法等の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令	三	六	一六五
三八	警察予備隊令施行令の一部改正	五		八一
三九	商品取引所法施行令の一部改正	六		八二
四〇	漁業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	八		一二七
四一	（三二六参照）警察予備隊令施行令等の一部改正	二		一六五
四二	警察法施行令の一部改正	二		一六六
四三	農林漁業資金融通法施行令の一部改正	七		二六九
四四	食糧管理法施行令の一部改正	七		一六九
四五	鹿児島県大島郡十島村に関する食糧管理法の適用に関する政令	一〇		三三三
四六	博物館法施行令	一〇		三三三
四七	恩給給与規則の一部改正	三		三五七
四八	覚書該当者又は教職不適格者としての指定の取消又は解除を受けた者が取得する恩給、年金等を受ける権利又は資格に関する政令の一部改正	三		三五八
四九	監獄官吏服制を廃止する政令	三		三五八
五〇	私立学校振興会登記令	三		四六八
五一	企業合理化促進法施行令	三		四六九
五二	塩田等災害復旧事業費補助法附則第三項に規定する額を定める政令	三		四八七
五三	罹災都市借地借家臨時処理法に規定する鑑定委員の旅費、日当及び宿料に関する政令の一部改正	三		五一八
五四	政府職員の特殊勤務手当に関する政令の一部改正	三		五四七
五五	鹿児島県大島郡十島村に関する地方税法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令	三		五四八

政令

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は番号を示す。
2. 件名の下の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。
3. 叙任及び辞令以下の各記事は主要のものを掲載する。
4. 物価号外目録は物価号外に添附する。

明治一十五年三月一日第三種郵便物認可

目録

昭27・3・

目録

官報（附録）

一八　●農林省、運輸省　漁船損害補償法施行規則の一部改正　三九
一七　●運輸省、通産省　漁業法施行規則の一部改正　三九
一六　●農林省　農林省所管の国有財産の無償貸付に関する規則の一部改正　三九
一五　●厚生省　医薬品の販売業許可の基準に関する省令の一部改正　三九
一四　●文部省　学校教育法施行規則の一部改正　三九
一三　●厚生省、運輸省、通産省、農林省　厚生省所管の国有財産の無償貸付に関する規則の一部改正　三九
一二　●運輸省　国有鉄道運賃規程の一部改正　三九
一一　●運輸省　国有鉄道貨物運賃規程の一部改正　三九
一〇　●運輸省　国有鉄道運賃規程の一部改正　三九
九　●厚生省　医薬品の販売業許可の基準に関する省令の一部改正　三九
八　●厚生省　厚生省所管の国有財産の無償貸付に関する規則の一部改正　三九
七　●厚生省　保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部改正　三九
六五四　●文部省　学校教育法施行規則の一部改正　三九
六五三　●文部省　国立学校設置法施行規則の一部改正　三九
六五二　●文部省　学校教育法施行規則の一部改正　三九
六五一　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六五〇　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四九　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四八　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四七　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四六　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四五　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四四　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四三　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四二　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四一　●農林省　農林省組織規程の一部改正　三九
六四

昭27・3・

目録

八八八

昭27・3・

目録

二一　一一　八一　無線局の一部改正
二一　一一　八四　無線局の三部改正
二一　一一　八四　無線局の三部改正
二一　一一　八四　無線局の三

一　●文部省、電波庁、電波監理委員会　電波法の一部改正

八　●文部省　昭和二十七年度使用教科書の告示

三　●国税庁　酒類の一部改正

九　●厚生省　生活保護法の一部改正

一　●運輸省　道路運送車両法の一部改正

一　●運輸省　道路運送車両法の一部改正

一　●運輸省　道路運送車両

昭27. 3.

九八　（八九参照）
九九　まつこう鯨を捕獲することができる期間指定　三三
一〇〇　自作農創設特別措置法に基き指定した地域中解除（北海道）　二五八
一一二　〃（同）　二六
一〇一　肥料の仮登録証の書替交付　二五　四二八
一〇二　肥料の仮登録　二五　四二八
一〇三　ニューカッスル病予防液検査特殊基準　二六　四五五
一〇四　種苗の名称登録（七五参照）　二六　四五五
一〇五　家畜衛生試験場の支場の位置及び名称を定める件（七四参照）　二七　四七八
一〇六　（七五参照）
一〇七　（一〇〇参照）
一〇八　国営十津川紀の川農業水利改良事業計画書の縦覧期間等　二九　五二三
一〇九　農業災害補償法に基く家畜共済の共済掛金標準率の件の一部改正　二九　五二三
一一〇　禁猟区廃止（北海道）　二九　五二三
一一一　鳥獣保護区の設定承認（北海道）　三一　五二三
一一二　鳥獣保護区設定（東京都等）　三一　五二三
一一三　漁船損害補償法施行令に基く海域指定（昭和一二年農林省告示第三八五号等）　三一　26
一一四　告示の廃止　三一　26
一一五　水産関係事務費補助金交付規程の一部改正　三一　26　一七
一一六　●農林省、運輸省
一一七　倉荷証券の発行許可（枕崎市漁業協同組合）　三　二九　五二三
一一八　〃（焼津鰹節水産加工業協同組合）　四　二九　五二三
一二〇　●通商産業省
四七　電気計器の型式追加承認　一　二九
四八　工業標準化法施行規則により指定商品の表示許可申請書および表示の様式等指定（アンプルおよびアンプル管等）　一　二
六一　〃（高圧ガス容器原管等）　二八
四九　輸入公表の一部改正（第四六回）　五五
五〇　〃（第一回）　五五
五四　〃（同）　一〇
五五　〃（第四回）　一〇
五七　〃（第一回）　一五九
五八　〃（同）　一五九
六五　〃（同）　一五九
六六　〃（同）　一五九
五一　輸入公表（第九回）　五五
五三　〃（第一〇回）　八
六七　〃（第一一回）　一九
五二　仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正（五一参照）　六
五三　仕向国における特許権等を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正（五〇参照）　三
五四　（五〇参照）
五五　電気事業主任技術者資格検定規則による第一時試験の期日および場所　一九
五六　租税特別措置法第五條の五の適用を受ける機械その他の設備の指定に関する件に規定する通商産業局長の行う証明に関する手続に関する告示の一部改正　一九
五七　電気事業主任技術者資格検定規則による認定学校およびその卒業者の資格を定める件の一部改正　三
五八　（四八参照）
五九　昭和二七年通商産業省告示第一七号の一部改正　二八
六〇　ニッケル等を使用することができる物品の指定に関する件の一部改正（五〇参照）　二八
六一　（四八参照）
六二　昭和二七年通商産業省告示第一七号の一部改正　二八
六三　ニッケル等を使用することができる物品の指定に関する件の一部改正（五〇参照）　二八
六四　（五一参照）
六五　百貨店販売統計調査規則による指定期間　三
六六　（五一参照）
六七　（五一参照）
六八　（五一参照）
五七　●運輸省
運輸審議会の決定（運輸審議会一般規則改正について）　一　三
〃（神戸高速度鉄道株式会社発起人申請神戸、三の宮間等地方鉄道敷設免許について）　三　三
〃（自動車運送事業経営免許について）　五　三
五八　〃（自動車運送事業経営免許及び譲渡認可について）　五　六九
五九　〃（南部鉄道株式会社ほか七社の旅客運賃改訂について）　七　七〇
六一　〃（東武鉄道株式会社（鋼索線）ほか七社の同右）　七　一六
六四　〃（通運事業経営免許等の申請について）　一一　一八
六七　〃（帝都高速度交通営団の旅客運賃改訂について）　一三　五六七
七七　〃（自動車運送事業経営免許について）　二八　四九三
八八　〃（自動車登録番号標交付代行者指定（五九参照））　二九　五二四
九一　〃（五九参照）
八七　〃（五九参照）
八六　〃（五九参照）
八一　〃（五九参照）
九二　〃（五九参照）
六〇　自動車の型式について指定　五　六九
六一　倉庫業所を変更した倉庫営業者（大黒倉庫株式会社）　六　八六
六二　国際観光ホテル整備法によるホテル（旅館）の登録（五九参照）　六　八六
六三　運輸審議会一般規則により件名表に登載された件　八　二三四
六四　〃　七三　二三四
六五　〃　七四　二三七
六六　〃　七六　二三七
六七　〃　七七　二三八
六八　〃　八一　二三八
六九　〃　八六　二三八
七〇　〃　八七　二三八
七一　〃　九二　二三八
七二　〃（五九参照）
七三　郵便局と台北における電報局　一五　二五八
七四　国際写真電報の取扱に関する特例の一部改正（六二参照）　一五　二五八
七五　電話交換業務廃止（日宇郵便局）　一八　二九五
七六　〃（沼津志下郵便局）　二七　四七九
七七　（六三参照）
七八　水底電線を布設し、線路区域指定（愛知県）　一九　三六
七九　電報受付事務開始（札幌南二十一條郵便局）　三　三七一
八〇　電話通話事務等廃止（札幌郵政研修所内郵便局）　三　三七一
八一　国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限に関する件の一部改正　二六　四五六
八二　地方電気通信部及び地方電気通信管理所の位置、名称及び管轄区域に関する件の一部改正（城岡電報取扱所改称）　二七　四七九
八三　（六二参照）
八四　（七五参照）
八五　（六六参照）
八六　直通無線電話連絡設定（東京国際電話局とベルンにおける電話局）　二七　四七九
八七　（六二参照）
八八　電話中継所改称（佐那具）　二七　四七九
八九　無線電報取扱所の施設事項変更（名古屋港）　二八　四六九
九〇　（六二参照）
九一　電報電話局及びその分室改称（古間木）　二八　四六九
●労働省
三　労働者災害補償保険法に基き、百人以上の労働者を使用する事業で保険関係成立後三年を経過したものについての昭和二七年度の保険料率指定　二五　21　一
●建設省
一六九　松阪都市計画火災復興土地区画整理決定　一　一七

（航）一一　〃　二五四
（航）一二　〃　三六八
（航）一三　〃　五七七
●郵政省
六一　郵便局移転、改称（大竹油見）　一　一六
七一　〃（別府行合町）　一七　二七六
七八　〃（宮古駅前）　二四　四〇六
六二　小型記念通信日附印使用　一　一六
六四　〃　三三
七二　〃　一九　三三五
七四　〃　一〇　三四八
六三　郵便局廃止（志津等）　三三
八四　〃（農林省内）　三一　五六四
六四　（六二参照）
六五　郵便局改称（古間木）　七　一〇七
七〇　〃（長崎小川町）　一五　二六八
六六　航空書簡の料金引下げに伴う公衆手持の六二円の航空書簡の取扱について　二　一七九
六七　郵便局移転（鈴鹿玉垣）　二　二七
六八　郵便局一時閉鎖（富良野南）　二五　二七
六九　簡易郵便局設置（川辺等）　一四　二七九
七〇　（六五参照）
七一　（六二参照）
七二　（六二参照）
七三　航空郵便物の運送区間及び日時の表の一部改正　一〇　三四八
七四　（六二参照）
七五　料金前納用機械による印影により料金を前納する外国あて郵便物を差し出すことができる郵便局の件の一部改正　一〇　三四八
七六　航空郵便の取扱地域の表改正　一〇　三四八
七七　郵便局設置（仙台東二番丁）　三　三七一
七八　（六一参照）
七九　閉鎖中の郵便局を移転、改称の上再開（本郷森川町）　二五　四二九
八〇　五〇円航空書簡発行　二六　四五五
八一　風景入通信日附印使用　二六　四九四
八二　郵便物集配事務開始（下高野山郵便局等）　二六　五六〇
八三　小型記念通信日附印使用の件の一部改正　二九　五六〇
八四　（六三参照）
八五　郵便局分室設置（東京中央郵便局日活ビル内分室）　三一　五六四
●電気通信省
五八　船舶託送発受所設置（第八十海形丸等）　一　一五
六八　〃（第四日祐丸等）　一五
五九　船舶託送発受所の施設事項変更（第二岩地丸等）　一
六〇　船舶託送発受所廃止（今津川丸等）　一
六九　〃（昭海丸）　一五
六一　電気通信省所管の自動車に関する登録の申請人の指定に関する件の一部改正　一〇
六二　（電話交換業務開始（下総和田郵便局等））　一〇
七四　〃（陸奥茂浦郵便局等）　一八
八三　〃（飯貝郵便局等）　二七
九〇　〃（南毛利郵便局）　二八
六三　電話中継所設置（吹田統制）　一〇
七六　〃（松本）　一八
八七　〃（酒田）　二七
六四　電報配達事務開始（平野郵便局）　一三
六五　電話交換業務を開始又は廃止した郵便局　一三
六六　電話通話事務開始（江曽島郵便局等）　一三
七〇　〃（西谷田郵便局）　一五
八五　〃（武茂郵便局等）　二七
六七　電話中継所廃止（彦根）　一三
六八　（五八参照）
六九　（六〇参照）
七〇　（六六参照）
七一　直通無線電信連絡設定（大阪国際電報局とベルートにおける電報局）　一五
七二　直通無線による写真電信連絡設定（東京国際電報局と台北における電報局）　二六八
七三　国際写真電報の取扱に関する特例の一部改正（六二参照）　一五　二五八
七四　電話交換業務廃止（日宇郵便局）　一八　二九五
七五　（六二参照）
七六　水底電線を布設し、線路区域指定（愛知県）　一九　三六
七七　（六三参照）
七八　電報受付事務開始（札幌南二十一條郵便局）　三　三七一
七九　電話通話事務等廃止（札幌郵政研修所内郵便局）　三　三七一
八〇　国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限に関する件の一部改正　二六　四五六
八一　地方電気通信部及び地方電気通信管理所の位置、名称及び管轄区域に関する件の一部改正（城岡電報取扱所改称）　二七　四七九
八二　（六二参照）
八三　（七五参照）
八四　（六六参照）
八五　直通無線電話連絡設定（東京国際電話局とベルンにおける電話局）　二七　四七九
八六　（六二参照）
八七　電話中継所改称（佐那具）　二七　四七九
八八　無線電報取扱所の施設事項変更（名古屋港）　二八　四六九
八九　（六二参照）
九〇　電報電話局及びその分室改称（古間木）　二八　四六九
九一　●労働省
三　労働者災害補償保険法に基き、百人以上の労働者を使用する事業で保険関係成立後三年を経過したものについての昭和二七年度の保険料率指定　二五　21　一
●建設省
一六九　松阪都市計画火災復興土地区画整理決定　一　一七
一七〇　加古川都市計画街路事業及びその執行年度割決定　一　一七
一七一　明石特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定　一　一七
一七二　神戸特別都市計画水利施設追加並びに同右　一　一七
一七三　城崎都市計画街路事業及びその執行年度決定　一　一七
一七四　洲本都市計画同右　一　一七
一七五　西宮特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定　一　一七
一七六　西宮特別都市計画公園事業及び同右　一　一七
一七七　神戸復興都市計画土地区画整理事業等の区域及び地積改正　一　一七
一七八　伊丹都市計画公園を定める件　一　一七
一七九　上野都市計画街路事業及びその執行年度割決定　二　一七九
一八〇　桑名特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定　二　一七九
一八一　四日市特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定　二　一七九
一八二　鈴鹿都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定　二　一七九
一八三　津都市計画街路事業及びその執行年度決定　二　一七九
一八四　四日市特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定　二　一七九
一八五　鈴鹿都市計画街路事業及びその執行年度決定　二　一七九
一八六　鈴鹿都市計画街路追加決定　二　一八〇
一八七　津特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定　二　一八〇
一八八　松阪都市計画水利施設事業及びその執行年度割変更　二　一八〇
一八九　松阪都市計画街路変更　二　一八〇
一九一　神威岬燈台暴風標識信号所の昼間暴風標識のうち風力六及び七の場合のあげおろし開始　一九　三二四
一九二　名称を変更した倉庫営業者（株式会社丸石沼田磯吉商店）　一九　三二四
七二　（六六参照）
七三　船用品の型式承認（六六参照）　二〇　三四八
七四　（五九参照）
七五　（六六参照）
七六　優良自動車整備事業者認定　二五　四二九
七七　（五九参照）
七八　（六六参照）
七九　戦時海運管理令により被使用船舶の所有者に対し商船管理委員会が支払うべき金額並びにその條件及び方法の一部改正（六六参照）　二五　四二九
八〇　倉庫証券発行許可に基く権利義務の承継認可（中川倉資会社）　二六　四五五
八一　戦時海運管理令により船舶を所有者に返還する件原動機付自転車用原動機の型式認定　二七　四七九
八二　工業標準化法施行規則により指定商品の表示許可申請書及び表示の様式等指定（鍛接アンカーチェン等）　二八　四九二
八三　（六六参照）
八四　（五九参照）
八五　モーターボート競走場登録規格の一部改正　二八　四九四
八六　倉庫証券の発行許可（岩国倉庫株式会社）　二九　五二四
八七　（五九参照）
八八　（六六参照）
八九　（五九参照）
九〇　〃（五九参照）
九一　〃（五九参照）
九二　〃（六六参照）
●海上保安庁
三　海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示の一部改正　四　四五
四　名古屋四日市水先区水先人試験執行　四　四五
（航）九　航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項　一　三四
（航）一〇　〃　一　三四

目録

P. 10

		月	号	頁
一九〇	宇治山田特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	二	一六〇	
一九一	宇治山田特別都市計画公園一部廃止、変更及び追加決定	二	一六〇	
一九二	宇治山田特別都市計画水利施設及び同事業並びに利用者負担金賦課徴収の施行年度決定	二	一六〇	
一九三	大阪府都市計画東部市場土地区画整理の施行命令	二	一六〇	
一九四	宮崎都市計画南部土地区画整理の施行命令	二	一六〇	
一九五	桑田都市計画土地区画整理の施行命令	二	一六〇	
一九六	都市計画法により指定（島根県温泉津町）	二	一六〇	
一九七	都市計画山梨県六郷村の区域指定（島根県温泉津）	二	一六〇	
二〇〇	〃 〃 〃 〃 （宮崎県高岡）	三	三七	
二〇一	〃 〃 〃 〃 （北海道伊達）	三	三七	
二〇二	〃 〃 〃 〃 （山口県勝間）	三	三七	
二〇三	〃 〃 〃 〃 （岩手県福岡）	三	三六	
二〇四	〃 〃 〃 〃 （福島県久慈）	三	三〇	
二〇五	〃 〃 〃 〃 （新潟県寺野）	三	四七	
二〇六	〃 〃 〃 〃 （愛知県田原）	三	四七	
二〇七	〃 〃 〃 〃 （福井県）	二	一六〇	
二〇八	〃 〃 〃 〃 （島根）	二	一六〇	
二〇九	〃 〃 〃 〃 （山形県）	二	一六〇	
二一〇	〃 〃 〃 〃 （長野県）	二	一六一	
二一一	砂防設備を要する土地を指定し、砂防工事施行（山形県）	二	一六〇	
二一二	砂防設備を要する土地と指定した土地解除（鹿島県）	二	一六〇	
二一三	砂防設備を要する土地を指定し、砂防工事施行（山形県）	二	一六〇	
二一四	〃 〃 〃 〃 （長野県）	二	一六一	
二一五	〃 〃 〃 〃 （福井県）	二	一六〇	
二一六	〃 〃 〃 〃 （島根）	二	一六〇	
二一七	砂防設備を要する土地指定（島根県）	二	一六〇	
二一八	宇治山田特別都市計画街路事業及びその執行年度決定	二	一六〇	
二一九	名張都市計画街路事業及びその執行年度決定	二	一六〇	
二二〇	砂防設備を要する土地指定（島根県）	二	一六〇	
二二一	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二二二	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二二三	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二二四	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二二五	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二二六	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二二七	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二二八	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二二九	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二二〇	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二二一	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二二二	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二二三	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二二四	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二二五	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二二六	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二二七	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二二八	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二二九	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二三〇	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二三一	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二三二	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二三三	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二三四	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二三五	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二三六	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二三七	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二三八	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二三九	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二四〇	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二四一	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二四二	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二四三	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二四四	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二四五	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二四六	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二四七	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二四八	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二四九	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二五〇	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二五一	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二五二	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二五三	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二五四	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二五五	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二五六	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二五七	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二五八	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二五九	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二六〇	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二六一	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二六二	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二六三	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二六四	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二六五	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二六六	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二六七	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二六八	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二六九	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二七〇	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二七一	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二七二	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二七三	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二七四	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二七五	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二七六	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二七七	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二七八	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二七九	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二八〇	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二八一	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二八二	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二八三	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二八四	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二八五	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二八六	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二八七	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二八八	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二八九	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二九〇	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二九一	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二九二	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二九三	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二九四	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二九五	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二九六	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二九七	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二九八	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二九九	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二九〇	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二九一	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二九二	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二九三	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二九四	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二九五	砂防設備を要する土地指定（長野県）	二	一六一	
二九六	砂防設備を要する土地指定（福井県）	二	一六〇	
二九七	砂防設備を要する土地指定（島根）	二	一六〇	
二九八	砂防設備を要する土地指定（山形県）	二	一六〇	
二九

昭27. 3.

◎議案受領 一八 一九 三三 一九 八 一九 一六 一七 一五 一四 一五 一四 一三 一九 一九 一九

一〇七四〃一日	◉◉◉日本銀行営業時間報告	三月発行号外	
二二二一四番号	会社その他の公告		
八七六五（その一・六四頁）			
四八四三二	三六七六	四三五九	
	◉測量士試験及び測量士補試験公告	建設省公告	
	四	四八	
	◉証票無効	労働省公告	
	六	九〇	
	◉◉◉◉◉鉄鉄道道財団公益事業会開催公告		
	三元	五五	
	◉◉◉◉◉鉄鉄道道財団当選確定登録		
	五五	五六	
	◉◉証票無効		
	五八	五七	
	◉昭和二七年度通信案内業試験公告		
	五八	五八	
	◉◉◉〃証票無効		
	五八	五七	
	運輸省公告		
	五七	五七	
	◉◉◉公示送達		
	三元	三四	
	◉◉◉鉱業法第一八九条の規定による公告		
	三元	五七	
	◉◉◉くず化物件指定取消公告		
	三元	三四	
	通商産業省公告		
	三	三二	
	◉植物防疫法に基く公聴会開催に関する公告		
	三	三二	
	農林省公告		
	三〇	三五	
	◉◉〃葬出版権作品登録		
	三六	三五	
	◉◉〃募集作品登録		
	三六	三五	
	◉◉〃金沢大学医学部第三学年生補欠募集		
	三八	三四	
	◉◉〃著作年月日登録		
	日外七	二四頁	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃